

# 平成25年第1回(3月)上牧町議会定例会会議録

## 議事日程(第1号)

平成25年3月5日(火)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議第 1 号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 2 号 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例の制定について
- 第 5 議第 3 号 上牧町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第 6 議第 4 号 上牧町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 第 7 議第 5 号 上牧町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める  
条例の制定について
- 第 8 議第 6 号 上牧町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 7 号 上牧町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を  
定める条例の制定について
- 第10 議第 8 号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 第11 議第 9 号 上牧町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第12 議第10号 上牧町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第11号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第12号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第13号 平成24年度上牧町一般会計補正予算(第7回)について
- 第16 議第14号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)につい  
て
- 第17 議第15号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について
- 第18 議第16号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2回)  
について
- 第19 議第17号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第3回)について
- 第20 議第18号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算(第2回)について

- 第 2 1 議第 1 9 号 平成 2 5 年度上牧町一般会計予算について
- 第 2 2 議第 2 0 号 平成 2 5 年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第 2 3 議第 2 1 号 平成 2 5 年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 2 4 議第 2 2 号 平成 2 5 年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第 2 5 議第 2 3 号 平成 2 5 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 2 6 議第 2 4 号 平成 2 5 年度上牧町下水道事業特別会計予算について
- 第 2 7 議第 2 5 号 平成 2 5 年度上牧町水道事業会計予算について
- 第 2 8 議第 2 6 号 米山新町線道路改良工事請負変更契約の締結について
- 第 2 9 議第 2 7 号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第 3 0 議第 2 8 号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 3 1 議員提出議案第 1 号 上牧町議会基本条例の制定について
- 第 3 2 議員提出議案第 2 号 上牧町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 3 3 議員提出議案第 3 号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 3 4 意見書案第 1 号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の  
推進を求める意見書（案）
- 第 3 5 予算特別委員会の設置及び委員の選任について

#### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 3 5 まで議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	辻	誠一	2番	長岡	照美
3番	堀内	英樹	4番	吉中	隆昭
6番	木内	利雄	7番	康村	昌史
8番	富木	つや子	9番	芳倉	利次
10番	吉川	米義	11番	服部	公英
12番	東	充洋			

欠席議員（1名）

5番 石丸典子

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	竹島正貴
土地開発公社常務理事	高木雄一	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下間常嗣 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。石丸典子議員から診断書を添えての欠席届が提出されておりますので、よろしく願いをいたします。定足数に達しておりますので、平成25年第1回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（東 充洋） 本日の会議に入る前に、今中町長、ご当選おめでとうございました。

○町長（今中富夫） ありがとうございます。

○議長（東 充洋） 無投票という町長選挙の結果でございましたが、今中町長の4年間の町政手腕が多くの住民から大きな評価を受けられた結果であると確信しております。今後4年間は、出陣式のときにお話しましたように、議会とのお約束と町長が掲げられた政策と公約を一つ一つ誠実に実行されることが、今中町政のもとで、住んでいてよかった、住み続けていてよかったと、安心のまちづくりとして今中町政が一步大きく前進することをご期待しております。そのような状況で、上牧町が前進するために、二元代表制の一翼として、緊張感を持った対応と切磋琢磨によって議会が一步前進できるように努めてまいります。

今中町長、2期目のスタート、ご期待しております。おめでとうございました。

以上、議会を代表いたしまして、お祝いのごあいさつといたします。



◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 初めに、招集者のあいさつ並びに所信表明をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） おはようございます。

本日、ここに平成25年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まずはじめに、3月22日任期満了に伴う上牧町長選挙につきまして、無投票で2期目4年間の重責を担うこととなり、改めて町政を預かる責任を感じているところでございます。また、議員皆様をはじめ、多くの住民皆様のご支援をいただいたこと、心よりお礼を申し上げます。

住民皆様にお約束をいたしました公約「安全、安心、元気なまちづくり」、このことにつきまして、上牧町は微減ではございますが、人口減少が続いております。新たな納税者をふやすということが、上牧町で今一番重要な事柄ではないかというふうに考えております。そのために、子育て支援をしっかりと充実させていく、このことが新しい納税者の方々の安心を感じてもらえる、そのことの一番重要なことではないかというふうに考えておるところでございます。また、今、発達障害、障害を持つ子どもさん方が大変ふえてきております。その教育環境を整備していく。1つに例えますと言葉の教室、こういうことがさらに新しい住民の方々に安心感を与えていくのではないかというふうに考えておりますので、子育て支援あわせて障害を持つ子どもたちの教育環境を整備していく、このことに重点を置いてまいりたいというふうに考えております。

また、高齢者の対策でございますが、地域で元気に生活ができる、このことが、医療費、国民健康保険税、介護保険料の抑制につながっていくというふうに、このことについても考えておりますので、高齢者の方々が地域でしっかりと元気に、私たちの力が必要だとまだまだ期待をされているということが感じられるような高齢者対策、これもしっかりとこれから実施をしていきたいというふうに考えております。

また、防災、防犯、生活道路等、こういうことの危機管理、これもしっかりとこれから整備をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

こういうことを一つずつ確実に実行し、住民とともに協働と参画のまちづくりを進めてまいる所存でございます。今後も、議員皆様には、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成25年度上牧町一般会計予算でございますが、先ほど冒頭で申し上げました3月執行の町長選挙もございまして、当初の予算といたしましては、骨格予算として調整しております。前年度対比52.5%増の108億6,824万4,000円といたしました。増額の主な要因

につきましては、昨年9月議会にて承認をいただきました土地開発公社解散のための歳入で第三セクター等改革推進債の借り入れ、歳出で土地開発公社債務保証経費でございます。

歳出の性質別内訳では、まず、義務的経費でございますが、給与削減の戻し、地域手当、人件費等の増加により7.2%の増、額にして1億666万1,000円が増加しております。扶助費1.5%の増、公債費7.2%の減、合わせて額にして7,663万3,000円の減となり、義務的経費全体で0.8%の増、額にして3,002万8,000円の増額でございます。

投資的経費につきましては、前年度で都市計画街路事業の契約等も終えることにより、普通建設事業費が76.2%の減、額にして7億3,842万1,000円の減額となっております。

予算項目別では、まず、歳入におきましては、社会情勢において長引くデフレ感や景気も低迷状況ではございますが、町税として税制改革により町たばこ税が増収の見込みとなり、町税として増収となっていく見込みでございます。予算額として、20億3,645万5,000円を見込んでおります。

地方特例交付金は約440万円の増額、地方交付税は400万円の減額を見込んでおり、臨時財政対策債を含む実質の地方交付税総額では452万5,000円の増額となる見込みでございます。

また、町債で第三セクター等改革推進債として43億円の借り入れを見込んでおります。対前年度比で921.6%の増となっております。

歳出につきましては、総務費では、職員給与の削減を平成18年4月より実施しておりますが、平成24年度に5%、本年度で5%、地域手当3%を支給できるよう予算計上をしております。また、土地開発公社債務保証経費43億円を予算計上いたしております。

次に、住民とともに協働と参画のまちづくりをさらに進めるため、平成25年1月（仮称）上牧町まちづくり基本条例策定委員会から答申をいただいた条例の素案をもとに、条例に基づく新たな委員会を立ち上げ、早期の条例制定を目指すための予算計上をいたしました。また、生活形態の多様化により、休日、夜間でも身近なコンビニで納税等の収納ができ、納税者の利便性の向上を図る目的で、コンビニエンスストア収納委託経費を計上いたしました。

次に、民生費では、将来の日本を支える子どもたちを、今、私たちが支えるという思いから、子育て支援の施策の1つとして、平成25年度も乳幼児医療の所得制限撤廃と対象年齢を9歳児までの乳幼児等医療費助成の拡大を実施することとし、3,200万円を計上いたしました。

また、子どもの健やかな成長を確保するための子ども子育て支援事業を、総合的かつ計画的に進めるに当たり、策定委員会の設置経費を計上いたしました。

次に、土木費では、社会資本整備交付金の活用で、住民生活に直結した道路整備6,000万円、

通学路における点検を踏まえた児童の通学路の安全対策として整備費650万円を計上いたしました。

次に、教育費では、教育施設で上牧小学校耐震化事業として耐震補強設計、耐震実施設計、大規模実施設計の委託料1,073万円、上小、上中、上二中のプールのろ過装置改修費として799万円を計上いたしました。文化財保護事業として、久渡古墳群発掘調査費として1,190万円を計上いたしました。

本定例会は、このほか、地域主権改革一括法関連による条例改正等をはじめ、平成24年度各会計補正予算案、平成25年度各会計当初予算案、工期が翌年度に変更となり繰越明許をいたしております米山新町線道路改良工事請負変更契約の締結、上牧町政治倫理審査会委員、上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任など28議案を提出しております。それぞれの案件につきましては、上程の都度ご説明申し上げます。

何とぞ慎重にご審議いただき、議決、同意賜りますよう、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、所信表明並びに招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いたします。



### ◎議会運営委員会の報告

○議長（東 充洋） あいさつが終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

木内議会運営委員長。

（議会運営委員長 木内利雄 登壇）

○議会運営委員長（木内利雄） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の平成25年第1回定例会の議会運営委員会を、去る3月1日午前10時から全委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました結果、会期は3月5日から3月15日までの11日間とし、会期日程及び議案付託につきましては、お手元に配付しております会期日程並びに議案付託表のとおりと決しました。

なお、一般質問につきましては、従来どおり理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

また、議員の欠席の取り扱いについては、上牧町議会会議規則第2条及び上牧町議会運営

に関する申し合わせ事項のとおり、本会議及び委員会等を欠席するときは、電話連絡後も必ず欠席届を議長に提出することを全委員で再確認をし、欠席届の提出については今後も徹底していただくこととなりましたので、議員各位におかれましては、ご協力の程よろしくお願いを申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

---

◇

### ◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（東 充洋） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、吉川議員、11番、服部議員を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定について

○議長（東 充洋） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間としたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間と決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第3、議第1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

第9条の2第1項第2号中の障害者自立支援法の名称が、平成25年4月1日より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更されることによる改正と平成26年4月1日より施行される改正により、引用条文の条ずれが生じることから改正するものでございます。

以上です。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第4、議第2号 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第2号 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例の制定について。

上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例の制定については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

- 都市環境部長（外川武彦） 議第2号 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例の制定について、説明いたします。

平成22年10月から約2年3カ月にわたり、(仮称)上牧町まちづくり基本条例策定委員会において策定された条例の答申書が、平成25年1月31日、同委員会より上牧町長に提出されました。町はこの答申を素案として、新たに条例に基づく検討委員会を設置し、まちづくり基本条例をまとめるものでございます。上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関に相当し、当該委員会の設置根拠は条例によることとされていることから、今回条例を制定するものでございます。

議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第3号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第5、議第3号 上牧町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第3号 上牧町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

上牧町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第3号 上牧町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行に伴いまして、施設、公共物設置管理基準の見直し等条例を定めることとなり、今回、道路関係の条例を上程するものでございます。道路関係の3つの条例制定と公園関係の1つの条例制定を改正するものでございます。

まず、構造の方は、道路法第30条第3項において、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準、政令で定める基準を参酌して当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めると規定されていることから、国の定める道路構造令を参酌し、上牧町町道の構造の技術的基準を定めるものでございます。

議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第4号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第6、議第4号 上牧町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第4号 上牧町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について。

上牧町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第4号 上牧町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、説明いたします。

この条例におきましても、地域主権一括法の施行に伴いまして、道路法第45条第3項にお

いて、都道府県道及び市町村に設ける道路標識のうち、内閣府令国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令、国土交通省令で定めるところを参酌して、当該都道府県道または市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めると規定されていることから、今回、上牧町町道に設ける道路標識の寸法を定めるものでございます。

議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第5号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第7、議第5号 上牧町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第5号 上牧町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について。

上牧町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第5号 上牧町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、説明いたします。

地域主権一括法の施行に伴いまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項において、道路管理者は特定道路の新設または改築を行うときは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準に適合させなければならないと規定されたことから、同省令である移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌して定めるものでございます。

議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第8、議第6号 上牧町都市公園条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第6号 上牧町都市公園条例の一部を改正する条例について。

上牧町都市公園条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第6号 上牧町都市公園条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

地域主権一括法の施行に伴いまして、都市公園法第3条で規定されている都市公園の設置基準及び同法第4条に規定の公園施設の設置基準については、政令で定める基準を参酌して条例で定めると規定されていることから、今回、上牧町都市公園条例を一部改正するものでございます。

基本的には、施行令同様としておりますけれども、追加する条例第5条の2第1項の建築面積の敷地面積に対する割合につきましては、基本を施行令と同様の100分の2といたしまして、ただし書きで「町長が必要と認める施設を設ける場合にあつては100分の5とする」を付け加えております。建築物の敷地面積に対する割合の緩和をいたしておるところでございます。町の公園は、公園としての機能のほか、地域の交流の場としての機能も果たしており、地元自治会からの要望に対応して、公園機能に支障がない範囲で町との協議によって設置できるものとしたものでございます。

議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

◎議第7号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第9、議第7号 上牧町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第7号 上牧町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

上牧町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第7号 上牧町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、説明いたします。

地域主権一括法の施行に伴いまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項において、公園管理者等は特定公園施設の新設、増設または改築を行うときは、当該特定公園施設を移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準に適合させなければならないと規定されていることから、上牧町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものでございます。

議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

◎議第8号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第10、議第8号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第8号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の制定について。

上牧町子ども・子育て会議設置条例の制定については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第8号 上牧町子ども・子育て会議設置条例（案）の制定について、説明をさせていただきます。

平成24年9月におきまして、内閣府、文部科学省、厚生労働省合同により、子ども子育て関連三法に関する内容が示されました。それに伴いまして、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとなっておりますので、今回、上牧町におきまして子ども・子育て会議設置条例を制定するものでございます。

内容につきまして、第1条では、子ども・子育ての設置を、第2条では所掌事務を、第3条、会議の組織及び運営で、委嘱委員を25人以内と定めており、委嘱者の要件もこの部分で定めております。また、第4条では委員の任期を、第5条では子育て会議の委員長及び副委員長を、第6条では子育て会議を定めております。以上が主たる内容でございます。

附則。この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第9号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第11、議第9号 上牧町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第9号 上牧町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

上牧町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第9号 上牧町新型インフルエンザ等対策本部条例（案）の制定について、説明をさせていただきます。

今回の条例制定につきましては、新型インフルエンザ等特別措置法の制定に伴いまして、新型インフルエンザが発生したときに基本的対処方針に基づき、的確かつ迅速な対策実施を行うため、法律の施行日までに町の対策本部条例の制定が必要となり、制定を行うものでございます。

内容につきまして、第1条にはこの条例の目的を、第2条には対策本部の組織を、第3条には対策本部の会議を、第4条には部の設置を、第5条には雑則を謳っております。

附則といたしまして、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第10号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第12、議第10号 上牧町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第10号 上牧町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第10号 上牧町保育の実施に関する条例の一部を改正する条

例（案）について、説明いたします。

今回の条例改正は、上牧町保育の実施に関する条例第5条保育料部分の改正でございます。第5条第1項で定める保育料の基準を児童福祉法第45条の規定による最低基準の範囲内で町長が定めると謳っておりますが、地域主権一括法の施行により、児童福祉法第45条に定める最低基準を県条例で基準を定めることと改正されたことにより、基準を維持するために必要な費用として、国の定める限度の範囲内においてと改正をいたしました。

内容的には変更はございません。文言の改正でございます。

附則。この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第11号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第13、議第11号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第11号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について。

上牧町下水道条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第11号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

この条例は、地域主権一括法によります下水道法の改正により、これまで下水道法施行令で規定されておりました公共下水道の下水道施設の構造及び都市下水路の維持管理に関する基準を公共下水道管理者である地方公共団体が条例整備を行う必要が生じました。このため、今回の改正となったものでございます。

条例の内容につきましては、第2条の2で公共下水道の構造の技術上の基準、第2条の3

で排水施設の構造の基準、第2条の4で適用除外、第38条の2で都市下水路の維持管理の技術上の基準をそれぞれ条例の整備を行ったものでございます。

附則。この条例は平成25年4月1日より施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第12号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第14、議第12号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第12号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第12号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、条例第25条で定めています料金、別表第1水道料金表の改正でございます。今回の改正はすべての口径において料金を値下げする改正となっておりますが、とりわけ一般家庭で使用されています口径13ミリメートル及び20ミリメートルに重きを置いた改正となっております。

附則。この条例は平成25年4月1日より施行する。経過措置としまして、改正後の別表第1の規定は、平成25年4月分として徴収する料金から適用し、同年3月までのものとして徴収する料金については、なお従前の例による。

以上です。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、

次に進みます。



◎議第13号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第15、議第13号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第13号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について。

平成24年度上牧町一般会計補正予算（第7回）については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第13号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,318万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,976万6,000円とするものでございます。

第2条、翌年度に繰り越して使用する経費の繰越明許費につきましては、5ページの第2表で事業別に明記しております。

第3条の地方債の補正につきましては、小学校施設整備事業債で7,260万円の増額、庁舎整備事業債で130万円の増額を行っております。

内容について説明いたします。

説明書3ページの歳入におきましては、国庫補助金、教育費国庫補助金で8,523万円の増額。5ページ、学校施設耐震化工事に係る町債の教育費で7,260万円の増額補正を行っております。

次に6ページ、歳出では、総務管理費、一般管理費の職員手当等の退職手当で2,867万8,000円の増額。7ページ、児童福祉費、児童措置費の扶助費子ども手当で1,470万円の減額。8ページ、都市計画費、住環境整備費の委託料で2,108万円の減額。9ページ、普通財産取得費、土地取得費の公社よりの買い戻し土地購入費で3,802万円の減額。最後に10ページ、基金では財政調整基金費で1億9,436万1,000円の増額補正を行うことで、基金残高は7億925万4,000

円となっております。

以上が補正内容の概要でございます。議決いただきますようお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第14号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第16、議第14号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第14号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について。

平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（塚 尚起） 議第14号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,577万円とするものでございます。

内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入におきまして、款1後期高齢者医療保険料で300万円を計上いたしました。これにつきましては、後期高齢者被保険者数の増によります保険料の増額によるものでございます。次に、款3繰入金で40万円の計上をいたしておりますが、これにつきましては、一般会計からの事務費繰入でございます。また、款4諸収入で50万円を計上いたしました。これにつきましては、特定健康診査にかかります受診増に伴う広域連合からの県事業委託金の増額分でございます。

次に4ページ、歳出に入りますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金で340万円を計上い

たしました。これにつきましては、後期高齢者医療被保険者増に伴う広域連合への保険料の納付と、過年度還付未済の納付でございます。次に、款3保険事業費で50万円を計上いたしました。これにつきましては、特定健康診査受信者数の増加に伴うものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第15号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第17、議第15号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第15号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（塚 尚起） 議第15号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,256万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,217万5,000円とするものでございます。

内容について説明させていただきます。

説明書3ページ、歳入におきまして、款5の県支出金で1,255万9,000円を計上いたしました。これにつきましては、介護保険料抑制市町村特別交付金でございます。また、款6の財産収入は利息分でございます。

次に、4ページの歳出でございますが、款2保険給付費の介護サービス等諸費で136万円を減額いたしました。これは、年度末におきまして利用見込み額の減によるものでございます。

また、介護サービス等諸費で136万円の増額計上を行いましたが、これにつきましては、介護

予防サービス受給者数の増加に伴うサービス給付費の計上でございます。次に、款4基金積立金で1,256万円を計上いたしました。これは、介護給付費準備基金へ積み立てるもので、積立後の基金残高は2,732万9,000円でございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第16号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第18、議第16号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第16号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2回）について。

平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

- 都市環境部長（外川武彦） 議第16号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2回）について、説明いたします。

平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2回）については、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,282万3,000円とするものがございます。

内容について説明いたします。

3ページ、歳入で、利子及び配当金4,000円の増額補正でございます。

4ページの歳出で、元金、繰上償還金を減額補正し、住宅の貸付基金の方に残高を繰り上げるものがございます。

議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第17号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第19、議第17号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第17号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について。

平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

- 水道部長（杵本和敏） 議第17号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,320万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億8,894万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、説明書3ページの下水道使用料で、人口の減少等による使用料の収入見込みの減少が予想されることから260万円の減額。繰入金140万9,000円の増額につきましては、下水道使用料の減額に伴います一般会計からの充当。下水道事業債1,430万円の増額補正につきましては、国の緊急経済対策による平成24年度大型追加補正によります奈良県の大和川上流流域下水道事業の平成25年度事業の前倒しによります増額補正を計上いたしました。

次に歳出の下水道総務費110万円の減額につきましては、委託料で執行残金等により40万円、負担金補助及び交付金で使用水量の減少のため、県に支払う負担金の減少により70万円、それぞれ減額計上となっています。下水道事業費の1,430万5,000円につきましては、歳入の下水道事業債の説明のとおりでございます。

最後に、予算書3ページの繰越明許費の説明をさせていただきます。

このことにつきましては、都市計画街路米山新町線に敷設築造いたします公共下水道污水管渠築造工事が、街路事業に関する用地交渉に遅れが発生したため、工事期間の延長が必要となりました。完成予定は平成25年6月28日に工期延長する次第でございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第18号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第20、議第18号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第18号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について。

平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第18号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、説明いたします。

資本的収入及び資本的支出について、既決の資本的収入を38万円減額し952万1,000円に、資本的支出につきましては、716万円減額し、資本的支出の合計額を3,024万円に補正するものでございます。

補正内容につきましては、資本的収入の負担金その他諸収入で、ゆりが丘地区の水道施設の補償費の額が決定したことにより38万円の減額。資本的支出の建設費排水管で、ゆりが丘地区の水道施設移設補償工事費の請負差金147万円の減額。委託料で、水道ビジョン及び水道施設移設設計業務の請負差金等で191万円の減額。施設更新事業費で、排水池耐震診断業務委託料の請負差金で342万円の減額。営業設備費で、車両運搬部の購入差金として36万円の減額

を計上いたしました。

以上です。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第19号の上程、説明

- 議長（東 充洋） 日程第21、議第19号 平成25年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣） 議第19号 平成25年度上牧町一般会計予算について。

平成25年度上牧町一般会計予算については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（田中一夫） 議第19号 平成25年度上牧町一般会計予算（案）について、説明いたします。

当25年度予算は、町長選挙によりまして骨格予算で編成いたしております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108億6,824万4,000円と決めました。前年度対比プラス52.5%、37億4,191万9,000円の増額となりました。骨格予算でありながら大幅な増額となった要因は、43億円の三セク債借り入れの予算措置によるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、8ページ第2表で、土地開発公社に対する債務保証額を公社保有地の積極的な買い戻しを行ったことにより、53億円から45億円に削減しております。

第3条地方債につきましては、9ページ第3表のとおり、三セク債43億円を定めております。

次に、予算各項目別の概要について説明いたします。

説明書4ページ、5ページの歳入の町税全体では20億3,645万5,000円で、前年度対比プラス1.62%、金額にして3,232万7,000円の増額となっております。7ページ、地方交付税では、

前年度に比べまして400万円の減額、25億5,100万円を見込んでおります。

次に、10ページ、国庫支出金全体では5億7,843万8,000円で、前年度対比マイナス27.7%、2億2,129万8,000円の減額。12ページ、県負担金、民生費負担金の社会福祉費負担金で1,032万5,000円の減額。14ページ、県補助金、衛生費県補助金の子宮頸がん等ワクチン接種の助成金削減により、1,632万3,000円の減額。15ページ、県委託金、総務費委託金の選挙委託金で参議院選の交付金により、1,137万4,000円の増額となっております。

そして、19ページ、町債、総務費の三セク債で、43億円の計上を行っております。

次に、歳出の総務費関連では、土地開発公社の解散を図るため、22ページ、総務管理費、一般管理費の補償補てん及び賠償金で43億円の予算計上を行っております。

平成18年度より削減を行っていた給料、職員手当等については、前年度の給料5%の削減戻しに続き、本年度も残る給料5%の削減戻しと地域手当3%の支給に伴う措置を予算全般で行っております。

次に、民生費関連では、33ページ、障害福祉費、扶助費の自立支援給付費等で3,093万5,000円の増額。37ページ、児童福祉費、児童措置費の扶助費では児童手当の改正による1,759万5,000円の減額を行っております。

次に、土木費関連では、51ページ、都市計画費、都市計画街路費では、米山新町線及び桜ヶ丘新町線に伴う工事請負費及び公有財産購入費等の減少により、4億9,969万5,000円の減額を行っております。52ページの住環境整備費では、公有財産購入費の用地購入費の減によりまして、2億3,117万5,000円の減額となっております。

最後に、71ページ、基金費では、財政調整基金費で1億9,609万4,000円の増額で、基金残高は9億538万9,000円となっております。

以上が主な内容でございます。議決いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第20号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第22、議第20号 平成25年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第20号 平成25年度上牧町国民健康保険特別会計予算について。

平成25年度上牧町国民健康保険特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第20号 平成25年度上牧町国民健康保険特別会計予算（案）について、説明いたします。

第1条、入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ28億1,420万1,000円と決めました。対前年度比6.4%の増、金額で申しますと1億7,046万5,000円の増額となりました。

それでは、主な歳入から説明させていただきます。

2ページ第1表の款1国民健康保険税で5億8,196万8,000円、対前年度比6.6%の減、金額として4,099万9,000円の減額となりました。これにつきましては、上牧町国民健康保険税条例の改正及び景気の動向によるものでございます。

次に、款3国庫支出金で6億1,791万3,000円、対前年度比0.6%の増でございます。款4療養給付費交付金で1億3,418万4,000円、対前年度比で28.1%の増。これにつきましては、退職者被保険者の医療費増に伴うものでございます。

次に、款5前期高齢者交付金で7億8,479万8,000円、対前年度比5.3%の増。款6県支出金で1億3,049万4,000円、対前年度比41.3%の増。これにつきましては、国民健康保険法の一部改正によるもの、及び医療費の増額に伴うものでございます。

続きまして、款7共同事業交付金で2億7,260万円、対前年度比22.6%の増。これにつきましては、高額医療費が伸びているということでございます。款9繰入金で1億5,516万3,000円、対前年度比46.7%の増。これにつきましては、国民健康保険税条例の改正及び法定内繰入金の増によるものでございます。また、款10保険基盤安定繰入金で1億3,461万円、対前年度比が1.7%の増となっております。

次に、主な歳出でございますが、4ページの款1総務費で5,855万2,000円を計上いたしました。次に、款2保険給付費で19億7,492万3,000円、対前年度比7.7%の増、これにつきましては、医療費が伸びているということでございます。款3後期高齢者支援金等で3億3,592万8,000円、対前年度比6.9%の増。これにつきましては、後期高齢者医療費の伸びに伴うも

のでございます。次に、款6介護納付金で1億3,877万8,000円、対前年度比6.8%の増。これにつきましては、介護医療費の伸びに伴うものでございます。款8保険事業費で2,792万8,000円、14.2%の増。これにつきましては、特定健康診査に伴う受診項目の新たな追加によるものでございます。

以上が当初予算の主とした内容でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第21号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第23、議第21号 平成25年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第21号 平成25年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成25年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第21号 平成25年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,323万5,000円と定めました。前年度対比11.3%で、2,469万4,000円の増となっております。

内容について説明させていただきます。

説明書3ページ、歳入におきまして、款1後期高齢者医療保険料で1億7,729万5,000円、前年度対比12.41%の増でございます。款3繰入金で6,043万9,000円を計上いたしました。この内訳でございますが、事務費繰入で1,350万3,000円、保険基盤安定繰入金で4,693万6,000円を計上いたしました。4ページの諸収入で508万3,000円を計上いたしておりますが、これ

は、特定健診にかかる費用を広域連合より受けるものでございます。

次に、5ページの歳出でございますが、款1総務費で159万9,000円、款2後期高齢者医療広域連合負担金で2億3,561万9,000円を計上いたしました。この内訳といたしまして、事務費負担金で1,138万7,000円、保険料で1億7,729万7,000円、保険基盤安定分で4,693万5,000円となっております。6ページ、款3保険事業費で548万5,000円を計上いたしております。これは、健康診査と保険事業に要する費用をそれぞれ計上いたしております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第22号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第24、議第22号 平成25年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第22号 平成25年度上牧町介護保険特別会計予算について。

平成25年度上牧町介護保険特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第22号 平成25年度上牧町介護保険特別会計予算（案）について、説明いたします。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,008万1,000円と定めました。第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ917万4,000円と定めました。

平成25年度の予算額につきましては、前年度予算額に対して2.5%、金額にいたしまして3,337万2,000円の増となっております。

内容について説明をさせていただきます。

説明書 3 ページ、款 1 保険料で 3 億 2,661 万 8,000 円を計上いたしました。前年度対比 2.6%、額にいたしまして 818 万 2,000 円の増となっております。次に、款 3 国庫支出金で 2 億 6,528 万 4,000 円を、4 ページの款 4 支払基金交付金で 3 億 8,379 万 6,000 円をそれぞれ歳出の給付費をもとに計上いたしました。次に、款 5 県支出金で 2 億 176 万 7,000 円を計上いたしました。この県支出金には、地域支援事業交付金 631 万 1,000 円が含まれております。次に、5 ページ、款 7 繰入金で介護及び法定繰入分を含め 2 億 261 万円を計上いたしました。

続きまして、説明書 7 ページ以下の歳出でございますが、款 1 総務費で 3,246 万 4,000 円を、款 2 保険給付費で 13 億 1,067 万円を計上いたしました。保険給付費は前年度対比 2.57%、額にいたしまして 3,286 万 5,000 円の増となっております。また、11 ページ、款 3 地域支援事業費で 3,658 万 8,000 円を計上いたしました。

次に、介護サービス事業勘定でございますが、歳入の 17 ページで、款 1 サービス収入 678 万 7,000 円を計上いたしました。これは、介護予防に係るケアプランの策定料でございます。18 ページの歳出では、款 1 サービス事業費 917 万 4,000 円を計上いたしました。これは主に介護予防プラン作成料でございます。

以上が当初予算の主な内容でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

### ◎議第 23 号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第 25、議第 23 号 平成 25 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第 23 号 平成 25 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

平成 25 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成 25 年 3 月 5 日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第23号 平成25年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（案）について、説明いたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ451万7,000円と定めました。

内容について説明いたします。

4ページ、歳入でございますけれども、款5諸収入で貸付金元利収入449万3,000円。これが歳入の主なものでございます。

5ページの歳出では、公債費の償還金382万1,000円を計上しております。36万5,000円の基金の積立を行っております。

議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第24号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第26、議第24号 平成25年度上牧町下水道事業特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第24号 平成25年度上牧町下水道事業特別会計予算について。

平成25年度上牧町下水道事業特別会計予算については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第24号 平成25年度上牧町下水道事業特別会計予算について、説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,230万7,000円と決めました。前年度と比べ11.27%減の予算となっております。

歳入につきましては、下水道使用料が前年度当初予算に比べ0.78%、金額で203万2,000円

増額の2億6,407万8,000円。一般会計繰入金1億3,832万7,000円、町債1億1,980万1,000円などを計上しています。

歳出につきましては、下水道費で人件費等の増により、前年度に比べ459万4,000円増の1億6,737万4,000円。下水道建設費は、公共下水道長寿命化計画委託料及び公共下水道污水管渠築造工事費等について、骨格予算のため1,000円の枠どり計上としたため、大幅な減額予算となっています。公債費は、総額で前年度比1.56%増の3億2,985万1,000円の計上となりました。

第2条、債務負担行為につきましては、4ページ、第2表のとおり、水洗便所改良者が金融機関より借り入れる資金に対し、債務の損失補てんを定めています。

第3条、地方債は、4ページ、第3表のとおり、特別措置分も含め、借入総額は1億1,980万1,000円となっています。

以上が当初予算の概要でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第25号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第27、議第25号 平成25年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第25号 平成25年度上牧町水道事業会計予算について。

平成25年度上牧町水道事業会計予算については、別紙のとおりである。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第25号 平成25年度上牧町水道事業会計予算について、説明いたします。

まず、業務の予定量としましては、平成24年度当初予算と比べ、総給水戸数で44戸増の6,861戸、年間総配水量は1万6,949立方メートル減の197万8,816立方メートルと決めました。

次に、収益的収入は、前年度当初予算に比べ、3,765万円減の4億3,641万4,000円です。水道料金では料金改正を見込んだこともあり3,998万8,000円の大幅な減収、給水分担金については210万円の増収となっています。

収益的支出は、受水費の減もあり、2,300万円減額の4億3,200万円と決めました。

続きまして、資本的収支の予算は、平成24年度に比べて、支出を1,770万円減額の980万円と決めました。資本的支出につきましては、昨年度に比べ大幅な減額となっていますが、これは、地域水道ビジョン策定業務及び配水池の耐震診断業務の単年度業務が昨年度で終了したためでございます。

そして、第5条の議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費を7,420万3,000円計上しています。

以上が当初予算の概要でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第26号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第28、議第26号 米山新町線道路改良工事請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第26号 米山新町線道路改良工事請負変更契約の締結について。

米山新町線道路改良工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

1. 工事名 米山新町線道路改良工事。

2. 変更内容 変更前の工事期間、契約の日から平成25年3月29日まで。変更後の工事期間、契約の日から平成25年12月27日まで。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第26号 米山新町線道路改良工事請負変更契約の締結について、説明いたします。

工事名、米山新町線道路改良工事。

変更内容につきましては、平成25年3月29日までを、工事の延長が見込まれることから平成25年12月27日まで変更するものでございます。

議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第29、議第27号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議題の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第27号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について。

下記の者を上牧町政治倫理審査会委員に選任したいから、上牧町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

氏名、住所、生年月日。

1. 太田尾 義慶 上牧町桜ヶ丘3丁目33番地2 昭和6年5月4日。
2. 大橋 貴美子 上牧町滝川台1丁目12番12号 昭和25年4月21日。
3. 西田 久美子 上牧町桜ヶ丘1丁目20番地14 昭和27年3月12日。
4. 林 智良 伊丹市中央3丁目2番21号 昭和37年1月20日。
5. 檜垣 祥次 上牧町友が丘2丁目6番6号 昭和9年1月13日。
6. 前田春樹 大阪市北区西天満4丁目6番19号北ビル2号館4階 昭和23年1月2日。
7. 吉田 武仁 上牧町片岡台3丁目1番地54-403 昭和9年1月11日。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第27号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について、説明をいたします。

現在、政治倫理審査会の委員を務めていただいております委員の任期が満了となりますので、再任をするものでございます。ただし、7名のうち、西田久美子さんにつきましては、新規に選任するものでございます。

略歴につきましては、お手元に提出させていただいておりますとおりでございます。

どうか、ご同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

辻議員。

○1番（辻 誠一） 1番、辻でございます。

今回の政治倫理の委員さんの審査に当たりまして、7名のうち1名が新任ということでありますね。条例によりますと2名が専門の知識を有する方、5名の方が選挙権を有する上牧町民、そのうち2名は公募によると書いてあるんですが、この公募をなされたのはいつ頃か、公募の結果はどうであったのかというのをちょっとお聞きいたします。手順だけでございます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今回の選任につきましては、公募では行っておりません。この内容につきましては、以前、片山氏という方がおられまして、死亡されたということで、今回いろんな形で参加していただいております西田さんがおられましたので、適任かなということで、今回選任ということでさせていただいております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 人物はその方でも結構だと思うんですが、手順ですね。条例で括弧書きしてまして、そのうち2名は公募によるとこう書いているんですけど、そういう手順は踏まれなかったと解釈してよろしいですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 過去の経緯、その2名の公募がどの方であったのかということが、ちょっと私今わからないんですけども、その経緯を整理しながらお答えするのが今ちょっ

とできないという状況でございますので、その辺も調べないと今ここでは答えられないという状況でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。一応はそういうことでお聞きしておきます。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



#### ◎議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第30、議第28号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第28号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を上牧町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年3月5日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町友が丘1丁目13番14号 川本 克己 昭和20年11月13日生まれ。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（今中富夫） 議第28号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明をいたします。

今回、固定資産評価審査委員会委員として川本克己さんを選任したいと思っております。川本さんにつきましては、深い見識と豊富な経験をお持ちで、固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考え、選任するものでございます。

なお、経歴につきましては、お手元に提出させていただいておりますとおりでございます。

どうか、ご同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



#### ◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第31、議員提出議案第1号 上牧町議会基本条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議員提出議案第1号。

2013年3月5日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員、木内利雄、同、辻 誠一、同、長岡照美、同、堀内英樹、同、吉中隆昭、同、石丸典子、同、康村昌史、同、富木つや子、同、芳倉利次、同、吉川米義、同、服部公英。

上牧町議会基本条例（案）。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び上牧町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

6番、木内議員。

○6番（木内利雄） 議員提出議案第1号 上牧町議会基本条例（案）について、趣旨説明を行わせていただきます。なお、同条例（案）の前文の朗読をもって趣旨の説明にかえたいと思います。

それでは、朗読をさせていただきます。

上牧町議会は、有権者によって選ばれた議員で構成し、町民の代表機関として、最良の意思決定を行うことにより、町民の福祉向上に果たすべき役割を一層求められている。地方分権の時代にふさわしい自治体としての責任と決定の範囲が一層拡大し、町長とともに二元代表の一翼を担う議会は、町民の意思を代弁する合議制機関としてその役割と責務はこれまで以上に大きくなっている。このため議会は、監視、調査、政策形成等の機能を十分発揮し、自治体事務の政策立案、決定、執行等についての諸課題を明らかにし、広く町民に伝えるとともに、町民の意見を反映する責任がある。そのことにより、町民との情報の共有と協働と参画のまちづくりを議会の責務として推進することが何よりも重要である。議会では、これまでの議会改革をさらに進め、より一層町民にわかりやすく開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会のあり方としての基本理念を明らかにし、町民の福祉の向上及び町勢の発展に寄与すること決意し、この条例を制定、となっております。

次に、本条例の構成内容について、若干触れておきたいと思います。

ただいま朗読させていただいた前文に続き、第1章から第10章になっております。それぞれの章では、第1章が総則で目的及び用語の定義。第2章は議会及び議員の活動原則。第3章は町民と議会の関係。第4章は議会と行政の関係。第5章は自由討議による合意形成。第6章は委員会の活動。第7章においては議員研修の充実。第8章は議会及び議会事務局の体制整備。第9章は議員の政治倫理、身分及び待遇。第10章では最高規範性と見直し手続きと、それぞれ記述されているものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行することと記しているところでございます。

以上でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上ご賛同を賜り、可決いただきますようお願いを申し上げ、趣旨の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第32、議員提出議案第2号 上牧町議会委員会条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議員提出議案第2号。

2013年3月5日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 木内利雄。

賛成者 上牧町議会議員、堀内英樹、同、石丸典子、同、吉中隆昭、同、康村昌史、同、富木つや子。

上牧町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び上牧町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

6番、木内議員。

○6番（木内利雄） それでは、提案理由の説明を行います。

ただいま議題とされました議員提出議案第2号 上牧町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、趣旨説明を申し上げます。

今回の地方自治法の改正により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が1つの条文に統合され、委員の選任等に関する条項が条例に委任されたことに伴い、委員会条例を改正するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



### ◎議員提出議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第33、議員提出議案第3号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議員提出議案第3号。

2013年3月5日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 木内利雄。

賛成者 上牧町議会議員、堀内英樹、同、石丸典子、同、吉中隆昭、同、康村昌史、同、富木つや子。

上牧町議会会議規則の一部を改正する規則（案）。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び上牧町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

6 番、木内議員。

○6 番（木内利雄） ただいま議題とされました議員提出議案第 3 号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則（案）について、趣旨の説明を申し上げます。

現在、公聴会参考人制度は委員会のみでの運用となっておりますが、今回の地方自治法の改正により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、会議規則の改正をするものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご賛同、可決いただきますようお願い申し上げます、趣旨の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



#### ◎意見書案第 1 号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第 34、意見書案第 1 号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 意見書案第 1 号。

2013年3月5日 上牧町議会議長 東 充洋殿。

提出者 上牧町議会議員 長岡照美。

賛成者 上牧町議会議員 富木つや子。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

2番、長岡議員。

○2番(長岡照美) 2番、長岡照美でございます。

今回の意見書について補足説明を加え、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書(案)でございます。脳脊髄液減少症の治療法としましては、1日に2,000ミリリットル程度の水分摂取とともに、患者本人の血液を患部付近に注射をして漏れをとめるブラッドパッチ療法が有効であるとされていますが、脳脊髄液減少症と診断される前の検査費用は保険適用ですが、ブラッドパッチ療法については保険が適用されません。また、この治療法が可能な医療機関が全国的に少ないのが現状でございます。平成19年から当初3年間の事業として、病気の診断・治療の研究が進められ、事業の延長により、現在本格的な研究に着手したところでございます。

以上の点も考慮いただき、本文に入らせていただきます。

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等のさまざまな症状が複合的に発症する疾病と言われております。医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は怠け病あるいは精神的なものと判断されてきました。

また、この疾病に対する治療法としてブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的、精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがあります。平成23年度の厚生労働省研究班による脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究の報告書に、交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決してまれではないと明記され、このことにより、外傷による骨髄漏

れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となっています。

さらに脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の画像診断基準が定められ、24年5月に治療法である硬膜外自家血注入療法いわゆるブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、昨年7月から平成26年の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準づくりが開始されました。

また、研究班による世界初と言われる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっていますが、脳脊髄液減少症患者の約8割は、脳脊髄液漏出症の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられています。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な処置を講じられるよう強く要望いたします。

記。

1. ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用すること。
  2. 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究を平成25年度以降も継続し、診療ガイドラインの早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
  3. 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者、家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
  4. ブラッドパッチ療法に関する先進医療認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

2013年3月5日 奈良県上牧町議会。

各議員におかれましては、慎重審議の上、ご賛同を賜り採択いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎予算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（東 充洋） 日程第35 予算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

平成25年度予算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する

予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、平成25年度予算案件については、6名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 異議ないようですので、私の方で選任させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

○議長(東 充洋) 再開いたします。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、1番、辻議員、2番、長岡議員、3番、堀内議員、4番、吉中議員、6番、木内議員、7番、康村議員、以上6人の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時02分

○議長（東 充洋） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（東 充洋） 休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

予算特別委員会の委員長に吉中議員、副委員長に康村議員という報告でございます。

————— ◇ —————

◎議第1号から議第26号、議員提出議案第1号、意見書案第1号の委員会付託

○議長（東 充洋） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第26号、議員提出議案第1号、意見書案第1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、一般質問については理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 0時03分

# 平成25年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第2号）

平成25年3月13日（水）午前10時開議

### 第1 一般質問について

3番 堀内英樹

1番 辻誠一

11番 服部公英

7番 康村昌史

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	辻	誠一	2番	長岡	照美
3番	堀内	英樹	4番	吉中	隆昭
6番	木内	利雄	7番	康村	昌史
8番	富木	つや子	9番	芳倉	利次
10番	吉川	米義	11番	服部	公英
12番	東	充洋			

欠席議員（1名）

5番 石丸典子

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	竹島正貴
土地開発公社常務理事	高木雄一	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭	まちづくり推進課長	西山義憲
住宅土地管理課長	松井真文	生き活き対策課長	吉川師郎
教育総務課長	為本佳伸		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下間常嗣 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。

本日、会議に入る前に報告をいたしたいと思えます。3月5日の本会議で上程されました議第2号 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例の制定についてであります。この表題におきまして、上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会設置条例というふうになっておりました。設置ではございませんで、この設置を除くということで、訂正をしてほしいとの申し出がありましたので、よろしく訂正のほどお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇堀内英樹

○議長（東 充洋） それでは、3番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

(3番 堀内英樹 登壇)

○3番(堀内英樹) 皆さん、おはようございます。3番、堀内英樹です。

この議会は今中町政1期目の締めくくりであると同時に、2期目への橋渡しでもあります。そこで、継続課題2つについて質問いたします。

上牧町議会基本条例が、議長を除く11議員の連名でこの3月議会に上程されました。全国260余りの議会で制定済みであり、奈良県下では制定順に、天理市、平群町、奈良県議会、十津川村、大和郡山市に続いて6番目と、比較的早い段階での制定となります。

基本条例では、議会議員のあり方を問うとともに、議会と行政の関係、行政と町民の関係についても基本的な考え方を盛り込んだものになっています。議会の監視機能を向上させるための具体的な方法論が規定されたことは大きな特徴です。

第8条では、議会審議における論点情報の形成として、次の内容になっています。

第1項で、議会は、町が提案する計画、政策、施策、事業等について、その政策水準を高めるとともに、町民との情報共有を目的として、町長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

号の(1)として、政策等を必要とする背景、(2)提案に至るまでの経緯、(3)他の自治体の類似する政策との比較検討、(4)町民参加の実施の有無とその内容、(5)総合計画との整合性、(6)財源措置、(7)将来にわたる効果及び費用、となっております。上記の7項目について、必要十分な説明をするためには財務処理、つまり、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書に基づいた正確性が求められます。つまり、自治体公会計制度の運用によって説明責任が欠かせないということでもあります。

そこで、私の質問は大きな項目の1として、公会計制度の運用開始について。

その1、上牧町における公会計制度の導入については、23年3月議会で、議会の一般質問で取り上げたところ、その必要性を十分認識し、導入する諸準備を進めていくとの答弁がありました。その前提である公有財産の確定作業と台帳デジタル化事業の進みぐあいについて。

その2、この議会に上程された上牧町議会基本条例では、政策等の信頼性を高める説明を求めており、策定中のまちづくり基本条例でも情報の共有が基本原則に盛り込まれる予定です。

公会計制度の導入は、これらに対する究極のツール、道具であると考えますが、町長の見解をお伺いしたい。

その3、財務処理の作成状況は、22年度決算において、全国市町村の72.8%で作成済みで

あり、作成中が21.6%、未作成5.6%となっています。上牧町はいずれの段階にあるのか、今後の具体的な作成工程をどのように設定し、残された課題は何であるのか。

大きな項目の2、町道の修繕と安全渋滞対策について。

その1、上牧町が管理する道路の修繕につき、1と同じ時期に質問し、2年が経過しました。この間、修繕の対象となった道路面積、延長距離、修繕費用とその財源について。

その2、24年4月の京都府亀山市における登校中死傷事故を契機に、通学路の安全対策が全国的に取り上げられました。町における危険箇所の点検と対策について。

その3、ことし秋には、ユニー株式会社の開発による大型店が開店し、役場下交差点を中心に、町内での交通渋滞がさらに激化するおそれがあります。町として、今後の全般的な交通渋滞対策をどのように進めようとしておられるのか、所信をお尋ねしたいのであります。

以上が私の質問項目です。質疑は一問一答でお願いし、再質問は、質問者席で行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 最初の質問から答弁よろしく申し上げます。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず1点目の公有財産の確定作業と台帳デジタル化事業の進捗状況についてどうかというお尋ねでございます。この件に関しましては、今、堀内議員もおっしゃったように、平成23年の9月議会で行っていただきましたけれども、公有財産の確定作業及びデジタル化の進捗状況について、私の方から回答させていただいております。

その後、約1年半たちました。その間、議員もご承知のように、公社解散という大きな目標に向かって、公社の保有地を非常に積極的に買い戻しております。その部分につきましては確定作業あるいは住環境整備、小集落地区改良事業の残地に伴う道路整備、また、民間地との確定作業等、積極的に進めておるところでございます。ただ、前にも回答させていただいておりますけれども、疲弊土地といいますか、その瑕疵のある土地と。堀内議員おっしゃっておられたんですけれども、その部分の公有財産の処理について、現在も引き続き調査を進めておるところが現状でございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、部長から答弁いただいたんですが、このデジタル化の事業ですね。それ以前の公有財産の確定作業、まず公社のね。公社から今度引き継ぐ土地はちょっと置いておくとして、従来から町が保有している作業について、一番最後に言われたようにまだ、

私はいつも申し上げているまともな土地でないもの、これの確定作業がまだ残っていると、こういう答弁だったかと思うんですね。それ以外のデジタル化作業というのは、デジタル化事業というのは、たしか22年度でも2,700万という予算だったかと思いますが、組まれて、進めていると。それも継続して進めているというお話なんですが、そのところは一定の成果というのは得られているのでしょうか。どうでしょう。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） おっしゃるとおり、22年、23年度で国の補助金をいただきまして、進めてまいっております。もともとペーパーベースで台帳の管理を行っている部分がございますので、その分についてももう既にデジタル化を行っておるわけでございます。その精度と申しますのは、前にもお答えさせていただいたとおり、確定と言うんですか、境界確定等ができていない部分もございますけれども、公簿上の面積というものについてはもうすべてつかんでおるわけでございますので、そういった部分についてはしっかり把握をしているということでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 先ほど公社から、公社の解散に伴って、町が引き継ぐ土地の話はちょっとあとでと申し上げたんですが、これが相当大量に来るわけです。相当大量にですね。しかも、いろんな点で問題のある土地が出てきます。ここの作業も現在もやっておりますが、きちっとやっていないとね。全体としての上牧町の公有地というのは把握できないということになりますよね。そのところはこの予算特別委員会でも申し上げました。24年9月議会で公社解散、三セク借入れに伴う附帯決議を議会としては申し上げております。ここにももう書かれておりますから繰り返しませんが、きちっとやはり引き継いだ土地の管理もね。それから、確定作業も、デジタル化作業もやはり確実に進めていただくということが、これからの話の前提ですから、そのところは担当部長としてはどのように考えておられますか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） この事業につきましては、非常に測量等、費用を要するものでございます。財政担当とも相談をしながら、24年度につきましても、かなりの金額もつけていただいております。そういった認識からもう早急に進めていくという強い思いで予算組みをしておりますので、今度の公社の土地の部分についてもまず、特に小集落地区の残地については、公社保有地と、町の所有地というのは表裏一体でございます。ひっついている部分が多いところもございますので、そういったことで同時に進めていけるというふうには考え

ております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 費用もかかる、手間もかかるというお話なのですが、最後にこれからどういうふうに具体的な目標年度の設定なり、あるいは工程、スケジュール等お聞きしますが、担当部としてもこの問題はもうずっと長年の懸案事項ですから、先ほども町長の継続課題というふうに私、申し上げましたがね、今中町政の。そのテーマの1つですから。ぜひ進めていただきたいと思います。よろしく願いしますね。

そこで、公会計制度の話なんですけど、これは総務部長にお聞きした方がいいですか。公会計制度の利点や必要性について、私はもう議論する段階ではないというふうに考えております。公会計制度についてはなかなか、これは始まる前にも雑談の中で、少し公会計制度、どうかという、この声もちらっと耳に入ったんですが、もう公会計制度の理念とか必要性は以前に議論しております。簡単に整理させていただきますと、やはり財政状況の悪化や改善など、これは早く把握できるという点、それによって健全財政を貫くことができる。それから、財政情報をわかりやすく公開するという問題については、ことによって、町行政の信頼を高めるというテーマがございます。

それから、資産、債務の合理化を進めることによって、安定した財政運営を図ると。このぐらいいいことだけでも、この公会計制度というのはやはりどうしてもやらなきゃいけないというふうに私考えておりますが、まして、上牧町です。上牧町、どうだということはもう今さから言いませんが、他町以上にこの公会計制度の必要性というもの、あるいはまたできるだけ早い時期に確実に取り組むということが求められていると思いますが、その点、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃったご意見、私もほぼ同じ状況で考えておりますし、絶対必要であると思っております。これは今おっしゃった部分、③番の部分にもかかわりますので、ちょっとこの辺に触れて、今ご説明させていただきます。

まず3番の中の作成段階でございますが、上牧町の場合、今、作成中の部分になっております。それと、作業工程につきましてなんですけれども、以前に24年度をめどに作成するというところでございましたが、今ちょっとおくれております。

内容についてなんですけれども、既に新公会計制度のソフトの入手をしておりますので、25年度中にすべて作成したいなと考えております。今もろもろのご意見いただいているわけ

なんですけれども、やはり一番問題になりますのは、新公会計制度の中で言われております、やはり財政状況がすべて見えるのかということでございまして、その中のストック情報、これが一番問題になるのでございますので、減価償却、また、退職引当金等々、費用であるけれども、支出を伴わない費用の保留、これをどうするのかという大きな問題がございまして、この辺を整理を考えると、今おっしゃったように公会計制度の導入を行って、より明確な資産管理、資産評価を行うのが一番適切であると考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、部長から25年度中にすべてと、こういう答弁あったんですが、このところは本当に答弁どおりできれば、まあ、大変ありがたいかなと思いますが、先ほどのデジタル化、つまり、公有財産の確定作業と台帳のデジタル化事業はかなりおくれるであろうという担当部長のお話ですね。やっぱり予算、必要な予算の確保であったり、手間、相当手間暇かかります、これね。そういう問題から見ますと、私はせめて25年度中に暫定版でもいいから。暫定版。ということは、一部条件つきです。この点は不明ですと。しかし、明確なのはこの範囲ですから、この範囲を前提にして、一度財務処理をつくりますと。先ほども現在は作成中であると。ということは、全体の21%の中に入るわけですが、もう何年も作成中なんですね、上牧町は。つまり、着手はしている。ところが、到達へ行かない。そういう状況ですから、こういう中では、私はもう暫定版でもいいから25年度中にひとまずつくる。わからない土地については、部分的なところですから、このところはこれだけあるよというのは、別途に表示すれば、一定の、先ほど申し上げたように、公会計制度によって何をやるかということの対応はかなりの部分できると思います。いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 猶予あるご意見ありがとうございます。まさしく私も今、25年度中に作成するという内容でございまして、今、一番課題になっておりますのは、貸借対照表の資産区分でございまして。ちょっと説明が細くなるんですけども、その資産区分の中に、ご存じのように、行政財産と普通財産がございまして。その普通財産の区分の中に今回、新公会計制度の中では、売却可能な土地の区分をなささいということになっておりますので、この部分が、堀内議員もこの中で質問されておりますように、今一番課題になっております。この整理をやりようと思っておりますと、先ほど担当部長も言っていますように、管理台帳、この整理が必要かなと思うんですけども、これを待っておりますと、ちょっとなかなかできない、決算ができないということがございまして、近隣の市町村の公会計制度の中での決算

の状況を見ました。その内容では、その普通財産の資産区分をしないで、あくまでも、行政財産の中で決算をしているということがございましたので、今おっしゃっていただきましたように、普通財産区分の中の売却可能資産を除いた段階での県等に提出しております決算統計データのリンクをそのソフトを使って、まず今の段階で決算をつくりたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、部長から少し具体的なお話も含めて考え方も述べていただいたんですが、方向としては、私、現実的にはそういう方法しかないだろうと思います。ですから、今、部長から説明いただいたような取り組みで結構ですので、確実に25年度中には答弁のようにやっていただきたい。このところは町長ね、細かいお話、この段階で町長に申し上げるのはどうかと思いますが、町長ね、今、総務部長から25年度中には条件付きながら、あるいは限定、私、暫定版と言いましたが、できる範囲で、可能な範囲のものをまずつくるといふ答弁ありました。ここは町長、2期目のもう最初の仕事としてぜひやっていただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、総務部長から答えておりますとおりでございまして、まずやれるものからやっていくという考え方を持たないと、片方で資産のデジタル化、確定作業がおくれるわけでございますので、それがまとまらなければやれないというような物の考え方では、仮に言えば5年先になってしまうということになりますので、まずわかっているもの。行政財産というのがはっきりわかっているわけでございますので、そういうものから始めていく。そういうことが住民の皆さん方にやっぱり公開をしていく、わかりやすく公開をしていくということと、それともう1つはやっぱり我々今まで、そのコスト計算というのを余りやらないわけでございますので、こういうことを、新公会計制度をやることによって、コスト計算がしっかりできるわけでございますので、そういう認識も、我々みずからもそういう認識に立てるわけでございますから、そういう制度についてはやれるものからしっかりやっていくという考え方で進めていきたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 通告とは大分お話の流れで前後しました。1番から3番に行ったり、また、今、2番に戻ってきたんですが、この点はお許しいただきたいんですが、町長ですね。今もちょっと町長、2点ほど触れられたんですがね。やはりこの財政情報を公開していく。

特に情報の共有を進めていくという点が1点。それとコスト計算。コスト計算については、先ほど私、壇上で読み上げさせていただきました、お話申し上げました基本条例の第8条に盛り込まれている、この将来にわたる効果と費用、このところはまさにコスト計算の話なんですよ。この2点をやっぱりやるためには、町長ね、どうしてもこの公会計制度を、暫定版であろうが、限定つきであろうが、町長がおっしゃるできるところからやるんだということでもまず最初のものをつくる。それが完全なものでなくても私はいいと思う。それを参考にしながら、やっぱりみんなで知恵を働かし、汗もかきながら、より完成したものに近づけていくと。少々時間かかっても。それでいいのではないかなと思いますが、町長、いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 上牧町も財政健全化団体に陥ったということから、住民の方々、非常に町の財政について関心をお持ちになりました。そういうことからいきますと、この新公会計制度については、なお一層わかりやすく、町が責任を持って説明するという1つの、先ほどから堀内議員がおっしゃっているツール、道具でございますので、こういうことについてはしっかり利用しながら100%完璧なものということではなしに、今の段階でお見せできる情報を提供できると、こういう物の考え方で進めていってもいいのではないかというように思いますので、みんなで考えながらそういうことで進んでいきたいというように思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 議会としましても、この基本条例が最終日に可決される見通しでございます。よって、この議会の監視機能が足りない。今、町長、公社のお話あるいはまた財政が行き詰まったお話に触れられましたが、議会もそういう点では責任あるということは、もうこれは誰が考えてもそのとおりだろうと思います。私たちも本当に十分にこの議会の監視機能、果たせたかというね。果たせていない部分がかなり大きくあったということはもう心から反省しております。それを修正するためには、この議会基本条例に書かれた内容の、特に6番、7番ですね。6番目の財源措置、あるいはまた、将来にわたる費用とか効果、このところが非常に大事ですので、今後、議会のいろんな面での審議の1つのこの観点というか、発想としてお聞きしていきたいというふうに考えておりますので、その点も含めて、ぜひ町長、進めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） このことについては、今おっしゃっておられるように、積極的に進めて

いくということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今後もこのお話は機会あるたびに、またお尋ねしてまいりたいと。議会の私どもが一般質問させていただくことについても、往々にして言いつ放しだと。そのときだけで終わっているという批判も町民の皆さんの声として耳に入っております。もうしつこいようですが、また、1年後にはぜひ25年度どうなったということはお聞きしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、大きな項目の2に行かせてください。町道の修理と安全、渋滞対策でございます。よろしくをお願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず1点目でございますけれども、この回答につきましては、平成23年の3月議会で、前部長が全く同じ質問で回答させていただいております。その後、2年がたちまして、その間、道路台帳のデジタル化の推進、あるいは宅地開発と街路等の施工によりまして、かなり数字が変わってきております。

まず町道の路線でございますけれども、469路線、延長が8万8,100メートル。面積が61万5,300平方メートルになっております。

まず、ここで言います補修工事といいますのは、常々堀内議員がおっしゃっている穴ぼこを修理するような補修ではなくて、路面をきちっとやりかえるというような補修でございます。そういう部分の修繕をやっておるわけで、この説明する部分については、全部そういった形の工事でございます。

平成23年度、24年度の道路補修につきましては、23年度につきましては、社会資本整備総合交付金制度を活用いたしまして、補助事業で下牧高田線、ほか1路線を道路補修しております。補修面積は、9,800平方メートルで、工事延長は約1,030メートルで、この補修費用は、調査設計委託料も含めまして、4,000万円上がっております。財源内訳といたしましては、国の補助金が2,200万円、一般財源が1,800万円となっております。

また、あわせまして、緊急性がある箇所道路補修につきましても単独事業で行っております。面積につきましては、約740平方メートル、延長が320メートルとなっております。これは一般財源で行っております。

24年度につきましては、補助事業では桜ヶ丘12号線、ほか1路線の補修工事を完了しております。その他に2路線の補修を行う予定でございます。補修面積は約1万200平方メートル

でございます。延長が約1,200メートル、補修費、費用、これは調査設計委託料も含めまして、5,824万円、財源につきましては、国の補助が3,203万2,000円。一般財源が2,620万8,000円となっております。

また、23年度と同様に緊急性のある箇所の道路補修につきましても、約540平方メートルの補修面積を行っており、延長につきましては200メートルで、財源は一般財源でございます。

その他の部分につきましては、平成24年度におきまして、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、町道全体の路面の性状調査及び道路補修計画を作成するための委託を実施しております。委託費用につきましては900万円、財源内訳といたしまして、国の補助が495万円、一般財源が405万円となっております。

そのほかの部分につきましては、大阪ガスのガス管の埋設に伴います服部台、米山台の道路の舗装の打ちかえがでございます。服部台につきましては、面積にいたしまして、約1万3,537平米、延長が3,536メートル、米山台につきましては、6,400平方メートルの延長が1,994メートルの部分が舗装されております。現在、米山台につきましては、まだ工事中でございますので、今後まだふえていくものと考えております。この部分につきましては、今まではガス管の入った部分だけしかしてなかった部分を、職員の努力によりまして大阪ガスと協議をして、管を入れた路面全体をすべて舗装をやれということで、協議は整っております。

そういうことで、全体として、道路としての管理ができたというようになっております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、担当部長からかなり詳細にこの2年間の事業並びに事業見込みを出していただきました。細かい数字はいろいろございますが、この23年にお聞きしたときに、町長は一般質問の中でおおむね費用としては、四、五千万は道路修繕に投入したいという答弁をいただいております。この数字を見ますと、確実にこれで見ますと、23年で4,000万、24年度見込みで5,824万、当然補助金ございますが、確実に四、五千万とおっしゃった数字はクリアしていただいている。プラスアルファ、大阪ガスの工事に伴う道路の修復でございますが、これも埋設の部分だけではなくて、その道路全面を服部台で3,536メートル、米山台で1,990メートルと、これはかなりの広い範囲でやっていただいたということで、全体と見ますと、約束していただいたことというか、公の場所で言っていただいたことは、ほぼ達成されているというふうに評価します、率直に。

あとは、この路面形状と今後の修繕計画ですね。ここのところがまだはっきり見えてこないもので、ここはどうなんでしょうか。私も先ほどちょっと申し上げたように、言いつ放しで

はなくて、これからも必ず定期的にお聞きしていくということが大事だと思っておりますので、またしつこく聞くとお思いますので、ここの路面形状の計画については、どこまで行っとるのか。あるいは今後どういう内容の計画になっているのか、予算的な関係というのはどうなのか、ここのところはどうぞ。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 先ほど部長の方が答弁申しましたように、現在、町道全体の路面性状調査を行っております。その結果をもとに悪いところから順次施工していく予定でございます。それで、来年度、今、予算に計上させていただいておりますが、社会資本整備総合交付金を利用した主な幹線道路の補修費も平成25年度につきましては、6,000万円を計上させていただいているというところでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 25年度の骨格と言いながらね。当初予算、昨日まで予算特別委員会で審査申し上げました。確かに道路修理については6,000万円計上になっております。ただ、今後のこの計画についてはある程度、担当部長、担当課長ね。お願いなんです、まとまった時点でぜひ公表していただけませんか。それはほぼまとめて、公表できる段階というのはほぼいつごろになるんでしょうか。どうぞ。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 現在、先ほど申しました調査等を行っておりますので、その部分から精査いたしまして、平成25年度中にはおおむねの計画ができる見込みと考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） また計画について、時期的な問題も含めてね。明確になった時点でぜひ説明いただきたいと。これはもう引き続いて、私も今後のテーマとしてお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、町道の傷みがひどいという話は、もうここで繰り返しません。本当にこの2年前にも申し上げました。まともに歩けないという住民の悲鳴、やっぱり相変わらずあるんです。先日、いつでしたかね。2月9日でしたか。桜ヶ丘でのタウンミーティングで、皆さん出席された中でやはり出ておりました。こういうのはまだなお町内の至るところにあるというのが現実ですから、これはもう答弁求めません。この計画の中でできるだけ早く、特に緊急性のあるところから取りかかっていたくようお願いして、もう毎回聞くような話にな

ると思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、2番目のこの危険箇所の点検と対策の話なんですが、どうでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 通学路の安全対策というご質問でございますけれども、昨年7月19日に学校及び保護者から交通安全の観点から危険があると町と教育委員会事務局に報告のあった通学路の危険箇所を町教育委員会事務局、それから、交通安全対策課の総務課、それから、道路を管理しておりますまちづくり推進課、県高田土木事務所と西和警察の交通課の各職員によりまして、通学路における合同点検を実施いたしました。その結果、最も危険とされておりましたのは、上牧小学校区では役場下の交差点、これにつきましては葛城台からの通学児童が非常に多いということで、あわせて東洋シールの工場の入り口であるとか、それから、スーパーおくやまの荷物搬入のトラックの出入口、それから、お客様の出入口等がございますので、あわせて危険箇所であるということがございます。それから、上牧小学校区については、通学路の変更をしたらどうかということございました。それから、第三小学校区では、学校からレインボープラザ間の滝川の宅地内、これが危険箇所ということで、これらの箇所の対策について道路管理者及び西和警察署の交通課から技術的な助言を得まして、対策を考えまして、町当局のまちづくり推進課に要望したところでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、教育部長から説明いただいたこの上牧町内通学路の対策箇所一覧という、現場のあれも含めて、これはホームページで実はいただいたんです。こういうものです。ここの対応は私は大変素早く、しかも、的確な対応をなさっているというふうに評価したいと思います。今後の予算の中でも、新年度の予算の中でも滝川台の工事、コーナーのところですね。マンションのコーナーのところも挙げられておりました。これも含めてとりあえず危険だと言われる通学箇所、対応はこれでひとまずやっていただくと。それ以外にも、程度の問題として、今回対応していただいた以外にもまだあるわけです。そのところも引き続きやっぱり点検していただいて、通学路の、特に登校時あるいは下校時に子どもたちが悲惨な交通事故に巻き込まれることのないように、万全の対策はとっていただきたいと思いますが、部長、いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） おっしゃるとおりでございます、ほかの、これがすべてではございません。まだまだ危険箇所はございます。特に合同会議で取り上げられた箇所につきまし

ては、プレステアーバンからの上牧小学校への通学路、歩道もないということでございました。それからもう1つは、県道上中下田線の交差点、それから、県道中筋出作川合線北側のガードレール設置、これらは高田土木事務所に町としてきっちり要望しております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今お話の出た点、それからまた、それ以外の箇所もよろしくお願ひしたいと思います。

この安全、危険箇所の点検と対策については、通学路だけではなくて、これは担当部長、違うのですが、以外にもございます。何度も申しわけないんですけども、歩行者とか車両にとっての危険箇所、結構あるんですね。これはもう前から言われている問題です。最近出たお話、2つほど申し上げますと、これも桜ヶ丘でのタウンミーティングでも指摘ございましたが、おかあり橋、これは片岡台2丁目と桜ヶ丘1丁目との間の西名阪道路にかかる橋です。狭い橋ですね。ここでの歩行者の安全問題。それから、あれはどう申し上げたらいいんですかね。県道14号線、片岡台3丁目交差点ということは、片岡台の1丁目と3丁目の間を王寺の方へ出ていくところの交差点ですね。ガソリンスタンドのある角の交差点。あそこの交差点の、非常に変則の交差点なのですが、あの交差点から少し西にかけての橋の両側、特に橋の手前あたりの静香苑へ分かれていくところの道路ですね。ここのところ。これは町道なんですけど、県道と町道の取り合いなんですけど、ここあたりが大変自転車あるいはまたバイク、それから、車の通行が大変難しいという嘆きを私もお聞きしているんです。こういったところもやはりこの危険な箇所の1つとして挙げられるのではないかと思いますけど、ほかにもあります。その辺の対応についてはいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） この問題につきましては、3番目の交通渋滞ということで、役場の下の方の交差点を含めて、町内の渋滞箇所あるいは危険箇所というものを総合的に考えまして、協議会というのを立ち上げております。その中で、すべてを含んだ協議を行っておるところでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） それでは、その3、最後の項目なんですけど、この交通渋滞対策ですね。ここところも含めて、もう少し現在の状況、それから、今後の方向性、町としてどのように進めていかれるのか、そこところを、具体的な内容も含めてぜひお願ひしたいと思いますが。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） この問題につきまして、解決に向けて、昨年の8月にまず交通安全と渋滞対策を検討する会議を立ち上げております。関係機関といたしましては、奈良県、西和警察、それから、教育委員会、役場の交通安全担当課が入って、協議を重ねております。その協議の中でまちづくり推進課長が中心となって進めておりますので、課長の方から説明させます。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 役場下の交差点につきましては、現在その部分の対策として委託を発注しております。そこで現在まで進んでおりますのは、まず再検証という形で、役場下並びに他の主要交差点3カ所について交通量調査を実施しております。その結果、まずその結果から申しますと、役場下の交差点につきましては、交通量調査の結果、現在は若干車の量は減っておると。この要因といたしましては、中和幹線が開通したことによりまして若干減っておるということでございます。数値といたしましては、0.9という評価値があるんですが、その0.9と申しますのは、それ以上になりますと、交差点の渋滞対策を考えることが必要であろうという形になっております。結果といたしましては、交差点の進入する4方向ともに0.9を下回って、0.5ないし0.6と。これにつきましては、平日、休日もやっております。ただ、現状といたしましては、通行量に対しましては、基準と申しますか、評価値を下回っておりますが、実際問題、渋滞は発生しております。この要因といたしましては、交差点自体の構造並びに右折ラインの確保等が要因ではないかということから、現在、シミュレーションを行いまして、具体的に対策の工事を行う検討を行っているというところでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 交通量調査のデータだけではなかなか車の実際の動きというのは、ほかの要因も入ってくるわけですね。例えば店舗の売り出し日であったり、それから、何かの行事が入ってくるというあたりになりますと、もう考えられないような交通渋滞が発生すると。これはもう現実ですから。まして11月には、今までのデータの中にはこの11月、秋にですね。ことしの秋と言われているディオ上牧店ですね。開店、これは24年の12月に開けておりますが、これに続いて、アピタの西大和店、25年の秋開店予定とありますね。ここも営業面積を見ますと、広陵のイズミヤよりもかなり広いんですね。何割か、おそらく倍近く、営業面積としては表示されていますから、そうすると、相当な交通量が予想されるわけで、こういう

新たな渋滞する要因というものというか、変数が入ってくるわけで、そのところを十分見極めてね。見極めた上で、やはり交通量の予測であったり、また渋滞対策を進めていかなきゃならないと私は考えているんですが、その点はいかがですか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 現在、現状におけます要因というものをまとめております。その中で、先ほど申されました大型店舗のオープンに合わせまして、こちらの方で計画交通量等もつかんでおります。その部分も現状の分に大型店舗の部分も追加と申しますか、加えた形の交通量を想定いたしまして、その中でできるだけの対策を講じたいという形で、その部分も含んだ形で現在検討を行っておるといところでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） それと最後に、今までのこの交通渋滞対策、あるいは調査等も含めてなんですが、大体行政とその周りで中心で行っておられるんですけども、こういう出店店舗とか既存の店舗等も含めて、そういうソフト面の、例えば売り出し日の問題であったり、いろんな行事とかそういったことも含めて、もう少し幅広い形での協議、例えば交通渋滞対策の協議も必要ではないかなと。時にはというふうに考えておりますので、そういう面も含めて今後取り組んでいただきたい。

住民の皆さん、やはり交通渋滞に巻き込まれた方、みんな共通におっしゃるんですが、大体予想、予期せぬ渋滞に巻き込まれるわけですね。ちょっとしたパニックを起こしかねないような精神状態に陥ってしまうということがあるので、それに対する苦情という面でもかなりオーバーに出てくるんです、正直言いましてね。少し冷静に考えて迂回するなり、あるいは時間を待てばある程度解消しているということになるんですが、現実には人間、そういうわけにはいかない。やっぱり予期せぬことにぶち当たるとパニックを起こします、何らかの。これはもう私どもでもそうだし、みんなもそうだと思います。そういうことも十分頭に入れながら今後の対策を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今、コンサルに出しております設計が出てきましたら、周辺のスーパーについても右折、左折のご協力をお願いしなければならないと考えております。そういうことも含めまして、検討していきたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 約1時間近くにわたっていろいろと公会計制度の問題、また、この交通

渋滞対策の問題、あるいは町道の修繕の問題とかですね。大変難しい問題ばかりでございましたが、お願いしました。引き続いて皆さんで努力いただいて、一日も早く解決できる方向へ導いていただきたい。あわせて我々も機会あるたびにその進捗状況あるいは問題点等をお尋ねしてまいりたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

長い時間、どうもありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、3番、堀内議員の一般質問を終わります。

ここで5分間、休憩をとりたいと思います。暫時休憩いたします。再開は11時でございます。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時01分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇辻 誠一

○議長（東 充洋） 1番、辻議員の発言を許します。

辻議員。

（1番 辻 誠一 登壇）

○1番（辻 誠一） 1番、辻でございます。議長より許可が出ましたので、一般質問通告書に従ってお伺いします。

私の質問は、大きく分けまして2つ。1つは、防災教育について。2つ目は、大型店舗についてでございます。

前回に引き続いて同じような項目ですが、防災につきましては論点を変えて、教育委員会の考え方をお聞きし、奈良県教育委員会の奈良県学校地震防災教育実施プランというのがございますが、それに沿ってお聞きしたいと思います。

2つ目は大型店舗でございます。前回、アピタの店長も決まり、具体的な協議に入るといふ前回のご答弁でしたので、その後、どのように進展しているのかお聞きしたいと思います。

さて、2年前の東日本大震災では、ご承知のとおり、子どもたちの話題が、明暗を分けて出ました。すなわち、釜石市立の小・中学校の釜石の奇跡、そして、逆に、大川小学校の悲劇が対照的な話題となり、大きな犠牲を払いつつ教訓を残しました。

釜石小学校や釜石東中学校では、地道に続けた避難訓練を応用して奇跡的に助かりました。釜石小学校の児童は地震発生当時、全員下校して、自宅や友人の家にいたり、海の近くで遊んでいたが、全員無事であった。自身の判断で避難し、日ごろの訓練を実施し、高齢者の誘導を行った小学生さんもいるとのこと。中学生は、またこれまでの取り組みから率先して避難者となり、小・中合同の避難訓練を生かし、第1避難所から第2避難所へ手を引いて逃げたり、第3避難所まで保育園児の台車を押したり、車椅子を押したりして、避難したそうです。

これは聞くところによりますと、応用動作で、今までの訓練とは違うところで行ったと。今までよりもさらに高いところへ逃げないかんという自主的な判断だったそうです。優しくてたくましい中学生として地域に貢献しました。

一方、大川小学校の場合、北上川の河口から約4キロメートル上流でございますが、この小学校で全校児童108人の7割に当たる74人が死亡、行方不明となりました。これは県、宮城県も市も昭和三陸津波レベルでは、まず津波は来ないとしていたそうでございます。裏山があるのに、山に囲まれた海の様子が見えない地形だったことも判断をおくらせたのかもしれませんが。行政の指導の悪さや教育委員会の対応の悪さに生き残った先生方が訴訟を辞さない方向にあると聞いております。

さて、奈良県教育委員会は、平成18年1月に奈良県学校地震防災教育推進プランを作成しました。学校防災の基本的な考え方を示したものです。上牧町教育委員会はこのプランをどのように受けとめ、学校、幼稚園をどのように指導していくか、お聞きします。

- 1つ、防災管理について。
- 2つ、防災に関する組織活動について。
- 3、防災教育について。

また、各学校でも災害対策マニュアルを作成しているようでございますが、作成しただけでは実際の行動の規範とはなりません。事実、実際つくられた先生方も、つくったものの、いざとなったらどのように行動していいか不安であるとおっしゃっておられると聞いております。その点どのように指導されているか、現状を通告書に従ってお聞きしたいと思います。

また、2つ目の大型店舗につきましては、自主財源増への期待とともに、町へにぎわいや

活性化を、そして、雇用促進、パートも含めて1,000人ぐらいは必要という説明がございました。今後、上牧町の発展に期待されているところでございます。

前回は、店長がようやく決まり、これから本格的な協議ということでしたので、その状況をお聞きいたします。

再質問は質問者席で行い、理事者側の端的で明確なご答弁を期待します。よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） それでは、順次お願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） お答えいたします。

奈良県学校地震防災教育推進プランは、災害に自立的に対応する子どもの育成を目指した防災教育を推進していくための指導指針として作成されたものであります。このプランには2つの側面があると言われております。

1つは、日ごろから学校が何をなすべきかを危機管理の観点から整理されたものであり、2つ目には学校教育を通してどのように子どもたちの防災力を高めていくかの道筋を示したものであります。この点を真摯に受けとめ、以下の点について学校、幼稚園にどのように指導しておくか、説明させていただきます。

まず防災管理についてでありますけれども、防災管理につきましては、学校施設及び設備の安全点検を怠らないこと、平常時から児童、生徒一人一人の心身の状態を常に把握しておくこと、避難経路を常に確保しておくこと、災害発生時の連絡体制や応急体制を確立しておくこと、これらのことを指導いたしております。避難所となった場合の運営方法や災害用の備品の整備を平時から常に点検整備しておくこと等はこれからの課題であるかと思っております。

2つ目に防災に関する組織活動について。防災に関する組織活動につきましては、各中学校、小学校、幼稚園における防災教育、防災管理の推進体制の整備と教職員の防災教育研修の実施、それに家庭、地域社会や消防署等の関連機関と連携等が防災に関する組織活動に当たるかと思っております。この点の充実を図るよう指導しております。

3つ目に、防災教育について。まず災害発生メカニズムなど、災害に関する知識や理解を深める学習。次に、災害発生においてみずからの安全を確保するための判断力や行動力を身につける学習。さらに、自分や他人も含めて生命の尊重や地域の安全のために貢献する心を育てる学習にまで発展させて、実施できるように指導しております。

以上です。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ただいま教育長がご答弁されましたことは全くそのとおりで、この指針に書いているところでございます。ただ、これが実際なされているかどうかという点におきまして、今、教育長がおっしゃられました、まだこれからの課題というのがございまして、避難所となった場合の運営方法とか災害用の備品整備とかですね。これからの課題ということなんですが、まずこの辺はいかがですかね。どのように、いつごろまでに課題を解決されていくのかお答えください。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 避難所となった場合の備品の整備等でございますけれども、これは学校だけではそろえていくことは非常に困難ですので、災害対策本部になります総務課とも十分協議をしながら、空き教室等を利用して、備蓄備品等を今後整備していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 確かに地域と関連のあるものでございますから、そういうことと整合性を持たせていろいろ協議なされて、運営方法等を決めて、解決していただきたいと思います。ただ、運営方法というのは避難所の場合、集まった人がその中で運営していくという大原則がございまして、校長先生がやるわけじゃない。地域の方が逃げてきて、その中で仮の自治体ができるわけですね。小さな。そういうことを踏まえましていろいろご指導していただきたいと思います。

次に行かせていただきますが、教育長がおっしゃられた防災に関する組織活動ということで、教職員の防災教育研修の実施、これはちょっと私、すみません、聞き漏らしちゃって、この辺どうなっているか、どのようにご指導されているか、これは教育長、ご答弁されましたっけ。おっしゃられませんでしたっけ。要するに、子どもたちはいいんだけど、今度は先生の方ですね。先生の方に対してどのようなご指導をしているかという点でございます。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） 子どもに対してと同時に、先生方に対しましても、その先生にまずそういう指導を通して、子どもにおろしていくということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） これはあとの質問とも関連しますので、またあとでお聞きしたいと思

ます。実際の現状をお聞きしたいと思います。

次に、すみません。防災教育で、今、教育長がおっしゃられた2つ目かな。災害発生においてみずからの安全を確保するための判断力や行動力を身につける学習ということでございますが、これも具体的に、またお聞きせないかんですが、これに関しましてはコメントさせていただきますね。中教審がことしの1月21日に答申、諮問されて、答申された言葉に、中教審は災害時には用意された答えを探すだけの勉強では、適切な対応をとることが不可能。瞬時に適切な対応をとれることができる感性や、生き物としての野生の勘を磨くには、自然体験が必要と指摘。社会の一員としての自覚と責任感を高めるために、平常時からボランティア活動を推奨し、避難所での共同生活までを想定した防災キャンプ事業を推進する。こういう答弁、答申でございます。

これに関しまして何かコメントされることがありましたら、今後、上牧町がこういう答申が中教審であったと、文科省の方からも言ってくると思うんですね。そうした場合、その後で対応なさるのかと思いますが、今のこの答申に関するご意見とか感想とかあればお願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 現在行っております教育というのは、まず地震発生のメカニズムと、なぜこういう災害が起こるのかから、発生した場合、自分の命をどう守っていくのか。また、自分の命を確保できた場合、他の人のために何ができるのかという教育が中心なんですけれども、実際に災害が起こった場合、先ほど辻議員がおっしゃいましたように、あらゆるいろんな場面が想定されまして、答えは一つだけではないと。正解は幾つもある。その中でどれを選んでいくのかというような体験型の学習を今提案されましたけれども、これもまだ必要になってくるのではないかとこのように考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） この答申は多分に津波とかというのを意識された答申なんだけど、上牧町の場合はもう少し具体的に考えていかなあかなと私は思いますけどね。危険箇所想定されている崖崩れ、雨、風水害ですね。地域防災計画書にございますね。あのとき金富とか、梅ヶ丘でしたらね。避難所は向こうなんだけどね。山を登っていったいいのかどうか。こういうとっさの判断ができるようなことね。それから、増水、これまでは上牧町は余りそういう出水はなかったように聞いておるんですが、でも、五軒屋あたり、かつてはあったと。あるいは南上牧の方も浸かったという記録がございます。それにつけ加えまして、今回、大型

店舗ができて、そうですね。流水係数も大きくなりまして、いっときため池にためるんだけど、どうかまだ本当のところはわかりづらいというような面があって、水の心配、川の増水あるいは逆流とかいうようなこともございます。あとは地震でございますが、そういうものに対しまして、子どもたちが本当にそういうのに自分で判断ができるような教育を指導していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 災害が起こるときというのは、子どもたちが学校にいるときは限りません。通学のときに起こる場合もありますし、自宅におるときに起こる場合もあります。常に先生がそばにいるわけではございませんので、自分の判断で自分の身を守る、そういう教育力をつけていきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） よろしくお願ひいたします。

次に移らせていただきます。4番以降ですね。順番にお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 4番目の想定されている地震規模と上牧町の恐れる被害はというご質問でございますけれども、まず奈良県の直下型地震、これは奈良盆地東縁断層帯であるとか、生駒断層帯、中央構造線断層帯の場合でございますけれども、地震の規模を示すマグニチュードは7.5から8、上牧町内の震度は6強と想定されております。ただ、こういった内陸型の地震の場合は、今後30年以内に発生する確率はゼロから5%程度とされております。

被害想定でございますけれども、これは上牧町で6強ということでございますので、最大で死者31名、負傷者430名、避難者は6,000人余りと想定されております。

それから、一方で、危険とされておりますのが海溝型地震でございます。今後30年以内に発生する確率は50%から60%とされておまして、もういつ起こっても不思議でないということでございます。

この地震の規模を示すマグニチュードは最大8.6と非常に巨大な地震でございますけれども、幸いに奈良県は震源から少し離れておりますので、上牧町内での震度は5強と想定されております。被害想定は、海溝型では最大、上牧町内で死者はゼロ、避難者は49人と想定されております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 既に報道もされているように、そうですね、そのとおりに思います。

ところで、その上牧町直下型で最大震度6強ですね。これは簡単に6強と言うけど、とてつもない揺れで、もう立っていることができないという揺れだそうですね。本当に。もうしゃがみ込むとか。家の中におってもね。そういうことの怖さもしっかりと教えていただきたい。ただ、死者が何人、何人と、これは一覧表になってございますが、本当に6強といたら、とてつもないと思います。ですから、その辺のしっかりした指導をよろしく願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 次、5番目の質問では、各学校、幼稚園の避難訓練の実態はというご質問でございます。中学校では、地震発生後、火災が発生したという想定で避難訓練と、それから、西和消防署の協力によりまして消火器による消火訓練、煙体験などを実施いたしました。小学校では地震の想定や火災発生を想定した避難訓練を年4回実施いたしました。幼稚園ではほぼ毎月、月によって、地震あるいは防犯あるいは火災を想定した避難訓練をほぼ毎月行っております。それから、24年度には訓練講師を招きまして、防災教室も実施いたしました。それから、全体といたしまして、24年度の特徴といたしましては、ほとんどの学校でJアラートを活用した訓練を実施、取り入れたということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） いろいろやっておられるようでございます。避難訓練もいいんですけどね。この釜石のように、中学生と小学生の一体となったそういう訓練も必要じゃないかなと感じておるんですが、やっぱり兄弟で、下に妹とか弟がおるかもしれませんし、何かその辺で帰宅するケースとかね。お兄ちゃんが妹の手を引っ張って家へ帰るとか、保護者が来る前にね。何かその辺の、小学校は小学校、中学校は中学校、幼稚園はやっていますというのいいんだけど、それをもう少し組織的にやることも今後必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今の質問、8番目の小・中学生の連携という、そちらに関連してくるかと思っておりますけれども、大震災の当時、釜石市では中学生が隣の鶴住居小学校の小学生の手を引いて避難する様子が報道されまして、非常に話題になったわけございますけれども、上牧町では今のところ、小・中連携の避難訓練は実施しておりません。しかし、中学生につきましては、助けられる人ではなくて、助ける人になれるように今後教育していきたいと考

えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） すみません。下の質問とダブっちゃって恐縮です。今、部長がお答えになられたように、助ける人になるというね。そういう指導をなされていくということで非常に期待しております。と申しますのは、昼間に何か起こったときには、力になるのは中学生が非常に大切だと思いますね。夜は大人が帰ってくるんだけど、昼間に何かあった場合、中学生はかなり期待できると思います。そういう面を含めまして、今、部長のご答弁なり、そういうようなご指導を期待いたします。

次、お願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 6番目の質問で、登校時、在校時、下校時、保護者との連絡の指導はどうしているかという質問でございますけれども、保護者への連絡方法は緊急用に登録しております保護者への一斉メール配信による行う予定をしております。ただし、一部の方は登録されていない保護者もおられますので、この方については電話、ファクスによる連絡となります。また、メールや電話が一切不通になる場合も想定されますので、その場合は災害対策本部を通じまして、防災無線による連絡ということになると思います。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 大したことなければ一斉メールで十分対応できると思いますね。それは非常に有効だと思います。もう停電の場合、どうしようもないときは今の防災無線ですか、そのとおりだと思いますね。それで、私、前に一度お聞きしたことあるんだけど、広陵町の小学校が父兄が迎えに来る訓練をやったと。そのときに、きれいな着物着て、ハイヒール履いて、お母さんが来られたというおまけ話もついてございますが、そのような連絡方法じゃなくて、実際のそういう模擬訓練的なものはお考えでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今のところそのような訓練の実績はございませんし、今すぐ予定はないんですけれども、確かに被害が甚大な場合はそのまま帰宅させるわけにはいきませんので、保護者に引き取りに来てもらうという、マニュアルにはそのようになっております。

もちろん引き渡しカードであるとか、そういう想定は実際にしておるんですけど、実際の訓練には行かせていないというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番(辻 誠一) すぐには無理かもしれませんが、視野に入れて、よろしくご検討していただきたいと思います。

その次、お願いします。

○議長(東 充洋) 教育部長。

○教育部長(竹島正智) 続きまして、幼稚園バスの運行はどうなるのかというご質問でございますけれども、先ほどの質問にも関連するんですけれども、町内の被害の状況を把握いたしまして、通常どおり帰宅させるべきか、幼稚園で保護して、保護者に引き取っていただくのか、どちらかの判断をする必要があるかと思います。引き渡しを決定した場合には幼稚園バスの運行は当然行わないということでございます。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○1番(辻 誠一) その判断する、その判断はどなたがおやりになるんですか。

○議長(東 充洋) 教育部長。

○教育部長(竹島正智) 当然町内の被害状況を把握する必要がございますので、災害対策本部とも相談をして、決定するのは園長でございます。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○1番(辻 誠一) これからバスを動かそうかどうかというときはいいんですが、例えばですよ。今、迎えに行って半分乗っていると。また迎えに行かないかんというときに、バスの運転手さんに対する指導ですね。その辺ちょっと細かいけど、実際的だと思うんですよ。どうなされているのかね。例えばこの間、JR西日本が列車をガーッととめて、模擬的に高台へ逃げるように訓練したそうですが、そういう動いているときも考慮されると、実際の運転手さんは非常に困ると思うんだよね。そういうことでご指導はやっておられるか。どうなんですか。

○議長(東 充洋) 教育部長。

○教育部長(竹島正智) 今言われましたバス運行中に地震が発生した場合、確かにそれはちょっとマニュアルにも載っておりませんが、今後検討して、バス運転手に一定の指導をしていきたいと考えております。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○1番(辻 誠一) よろしく申し上げます。運転手さんも困ると思います。

次は8番を飛ばしまして、9番お願いします。

○議長(東 充洋) 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 9番、近隣他町が行っているような夏休みの全教員による机上訓練はというご質問でございます。これはどのような訓練を行っているか、辻議員から資料いただきまして、非常に有効な訓練だなどと考えております。今後、上牧町においても実施する方向で検討していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。ちなみに、もう1回繰り返しますが、去年の夏休みに7月から8月にかけて、王寺と広陵と郡山で夏休みに、これは先生方集めて、クロスロードと言うのかな、ケーススタディをやっていますね。半日なんですよね。半日間。夏休みでね。これは非常に私もいい訓練だと思うんです。というのは、もう実際にやらなくても、机の上でケースを考えて、こういう場合はどうするかということに対して皆さん意見言うわけですね。決して正解はないんだけど。相手の言うことを聞くことによって、自分をどうしたらいいとかね。非常にこのクロスロードというのはすばらしい訓練だと思います。たくさんの方が短時間でできますのでね。お忙しい先生方に対して、ぜひともこれをやっていただきたいと思います。

そうすれば、先ほど申しあげましたマニュアルをこさえた先生方も自分の思っている不安なこと、これを投げかけて、じゃ、それに対して、この人はどうだと、私はこう思うとか、こういう議論がこの場でできますので、ぜひともこれは前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） その方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） じゃ、次、お願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 続きまして、10番目の学校など避難収容施設を利用した模擬訓練というお話でございます。これは児童、生徒を対象にした訓練というよりは、地域住民を巻き込んだ避難訓練を想定されているのだと思います。自主防災組織などから施設利用や人的協力も含めて、協力依頼があれば、可能な限り協力していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） すみません。どうすれば動かれるんですたっけ。何か要望があれば動かれるとおっしゃったんですか。例えば自治会とか、あるいはどこかから要望があればという

ことでしたか。もう一度。すみません。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 多分訓練の想定としては、一般住民が体育館などの避難所に避難していく訓練を想定されているんだと思います。したがって、自治会であるとか自主防災組織から施設を利用したいとかいう要望がございました場合は、当然前向きに検討させていただきます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） そういうことで提案が上がっていくかと思うんですが、これも1地域でなくて、行政、学校を、それから、消防団とかいろいろ、そういう防災に関する関連諸団体が一緒になってやってみて、模擬訓練になるかと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。その前にちょっと頭が痛いのが予算の問題なんですよ。例えばそういう提案をしても、いや、今年度、予算ないよとか、お金の裏づけの方はいかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、予算のご心配をいただいているわけなんですけれども、まずどのような形で実施するのかという形をまず確定いたしまして、その中でどういう費用が要るのかという流れを計画するべきだと思いますので、今後、自主防災組織、また、消防団、対策本部等々の連動を考えながら今後検討いたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。幾つかの自治体が提案されるんじゃないかと期待しております。私自身も頑張っていきたいと。しっかりした計画を立てていきたいと思います。

学校の避難所に関しまして、もう1点、ここに直接書いていないんだけど、きのうも、ゆべもちょっとみんなと集まったときに、学校の鍵をあけてくれるのは誰やろうということで、私はお聞きしましたように、まず学校長、それから、学校長がいらっしゃらなかったら、役場の教育部の方ということで返事したんだけど、それを常時の考え方はそれでいいんだけど、この震度6強ですか。こうなった場合、その先生がすぐ来られるんですかと。歩いてくる感じ、自転車に乗ってこないかもしれないから。半数ぐらいが町外の、校長先生は大概あれですか。町内にいらっしゃるんですかね。5人いらっしゃって。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 校長先生5人のうち、2名が町内です。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番(辻 誠一) 担当が教育部の中の方も、町内、町外の方、半数ぐらいいらっしゃると  
思いますね。その際、私が言ったのはもうそのときに最悪、鍵をぶっ壊してでも入らなあか  
んのと違うのかと言ったんだけど、前もお聞きしたかもしれませんが、そうせざるを得ない  
かなと思うんですけど、それは部長、いかが。

○議長(東 充洋) 教育部長。

○教育部長(竹島正智) 先ほど辻議員がおっしゃられましたように、一時的には校長、教頭  
の管理職が駆けつけてあけるということになっております。万が一、何らかの都合で駆けつ  
けることができない場合は、教育委員会事務局が開錠するという計画になっております。

確かに必ずあいているのかということになりますと、教育委員会の職員も限られておりま  
すので、5校すべてに手が回るかということもありますので、住民の方が先に到着されてい  
る場合も想定されますので、今後何らかの方法で住民の方も開錠する方法はないか、検討し  
たいと考えております。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○1番(辻 誠一) よろしくお願ひしたいと思ひます。複数の学校がござひますからね。で  
きるだけ前向きに検討していただひて。

○議長(東 充洋) 総務部長。

○総務部長(田中一夫) 今、学校施設の防災での使用について補足の説明をさせていただきます  
ます。学校の施錠関係は当然、校長、教頭で行うんですけども、基本的には教育委員会  
の方で、すべて鍵を所持しております。有事の場合、いろんな災害の場合、教育委員会  
が率先して、まず開錠するということになっておりますので。それともう1点、県の方  
にも教育委員会の防災計画ござひまして、いろんな想定の中で、校長、教頭が開錠す  
るという流れもすべて組織化されておりますので、その連動を町がやるということ  
でござひます。

○議長(東 充洋) 辻議員。

○1番(辻 誠一) 部長、ご答弁ありがとうございます。確認いたしました。

ところで、その教育委員会が鍵を持って管理するというんだけど、それは名前はそれでい  
いんだけど、実際具体的には何人いらっしゃって、誰が持っているとかそういうのはどうな  
んですか。それは教育委員会がやりますといたって、そうですかと。実際にその方がど  
こにいらっしゃるのか。下牧にいらっしゃるのかそうだったらいいけど、教育委員会  
がやりますと言うけど、何か複数で漠然としているんだけど、もう少し具体的なこと、  
お聞きしないと、もうとっさに間に合わないと思ひます。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 教育委員会事務局の一定のところに鍵を保管しており、これは全職員、ここに鍵があるというのはわかっておりますので、あいていないということが確認できればすぐに駆けつけるという段取りになっております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。素早い対応をお願いしたいと思います。これで1番に関しては終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 大型店舗の件につきまして、昨年の6月議会、また、12月議会でご質問でございます。その後どういうふうに進展しているかということでございますけれども、本年の1月15日に店長及び副店長2名の方と実務協議を行っております。協議内容といたしましては、昨年の6月、12月で回答させていただいております。内容に加えまして、町役場の担当、関係する課でございますけれども、その辺からの質問についても協議を行っております。

1点目につきましては、町内業者の入店等でございます。この案内はどうするのかということでございますけれども、特にチラシ等は出さないということでございます。会社のホームページで紹介をするということで、現在、町内業者さんの店舗からも問い合わせが入っておると。予定の店舗といたしましては、60店舗強ということでございます。

問い合わせに対しましては、出店に関する要綱などのお知らせということで、出店店舗については、最終決定は応募の中からコンペで決定するというような対応をするということでございます。そして、2点目につきまして、アルバイトを含む1,000人規模の雇用はどうなんだと。

○1番（辻 誠一） すみません。一つ一つ言ってよろしいですか。あとで戻るの大変だから。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） すみません。一つ一つやらせてください。今、60店舗強が入ってこられるということで、町内の業者さんにも問い合わせ、ホームページ等でお知らせしたと。何か、何店か希望がございましたのですか。そういうことは聞いておられますか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 具体的には町の方からは、質問はしておりませんが、問い合わせにつきましては多数来ておるということでございます。その中で、多分、60強のテ

ナント等を予定しておりますが、最終的にはその中から会社の方でコンペなどを開きまして、最終決定させていただきたいというふうに考えているということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。次、お願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 続きまして、1,000人規模の雇用はどうだということでございますけれども、一応アピタとテナント店舗を含めまして、アルバイト含めまして、全体でおおよそ700人から800人程度の雇用になるであろうということでございます。採用に関しましては、6月の初旬からハローワーク、商工会、それから、近隣の大学等に募集をお知らせするとともに、チラシ、新聞、タウン情報誌などで募集をしたいということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 具体的におっしゃっていただきまして、わかりました。いよいよ6月ごろからスタートするというので、これはアピタさんが全員をまとめてやるんですかね。それとも、アピタはアピタ、電機は電機、ケーズデンキですか。それから、テナントはテナントで、独立で募集するのか、あるいはどういうぐあいに募集するんですかね。ちょっと今のご説明ではわかりにくかったんですけど。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 具体的なところまではどういうふうにするのかというのは協議は行っておりませんが、今お聞きしておりますのは、全体的なものを集めて研修等も行いたいと。その研修を行う場所についても町の方と相談をさせていただきたいと言っておられましたので、全体的な研修。それから、個々にはそういう形でまた持たれるものと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。向こうさんのことでございますので、そこまで町が口を挟むというわけにはまいりません。でも、そういう方法はわかりました。ありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 次は町との防災協定についてはどうかということでございます。

これにつきましては、担当部署であります総務課の安全安心係との協議をする中で、基本的

には全面的に町の方に協力したいということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。その次、お願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 次に、交通の件でございます。奈良交通との協議、あるいは宅配サービスについてでございます。奈良交通については現在も協議中であるということで、具体的にはどうだということはまだ決まっていないということでございますけれども、店舗前に駐車場をつくるということで、これはもう決定しております。路線バスを引き込むことで決定をしたいということ。それから、運行便数について増発もお願いしたいということで、協議をしていますということを聞いております。

また、宅配サービスにつきましては、インターネットによるネットスーパー、あと、電話によりますテレホン宅配など実施をしたいというような考えでいるということでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。着々と進んでおられるようでございますが、あと、何だっけな。やっぱり開店の時期は予定どおり、ことしの末ですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今聞いておりますのは、秋ごろということで聞いております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） いろいろ教えていただきありがとうございました。何回も同じような質問で恐縮でしたが、その後がよくわかりましたので、ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 以上で1番、辻議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。

---

◇

◇服部公英

○議長（東 充洋） 11番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（11番 服部公英 登壇）

○11番（服部公英） 11番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、今中町長、2期目の当選、おめでとうございます。これまでの4年間の努力の結果だと思います。これからもよろしく願いいたします。

次に、3.11、東日本大震災が起きてから2年目を迎えましたが、被災地ではまだまだ復興が進んでいません。自民党も民主党もどちらが政権をとっても関係がありません。日本の政治家として一丸となってこの国難に立ち向かうように願います。また、福島原発事故は今もなお危険な状態が続き、解決するのに今の日本の技術では40年以上かかるように報道されています。この問題は私たち、この事故を起こした人間が生きている間には解決できない事故であることだけがはっきりしました。もう二度と起きてはなりません。目先の便利さに惑わされることなく、これからのエネルギー政策についてしっかりと考え、議論してもらいたいものです。

それでは、通告書に従い、一般質問に入ります。

大きな項目の1つ目、財政問題について。土地開発公社解散と三セク債借り入れについて。私も苦渋の選択ではありましたが、公社解散のため、第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請に賛成しました。これも上牧町再生のためです。この時点での解散に伴う諸課題にあるように、問題があるように聞きましたが、計画は進んでいるのか、今後のスケジュールについても説明してください。

21年度早期健全化団体にかかり、22年度決算で脱出したばかりです。町財政が再び破綻しないために緊縮財政をするべきではないですか。町長の考えを聞かせてください。

大きな項目の2つ目、福祉問題について。地域包括支援センターの活動状況及びひとり暮らしの高齢者についての対策はどのようにしているのか、また、介護保険の内容や質問はどこにすればいいのか、住民への案内はどのようにしているのか、説明してください。

大きな項目の3つ目、教育問題について。全国的にいじめ事件がふえています。また、女

子柔道暴力問題、桜宮高校の体罰問題等、社会問題になっているところですが、上牧町における教育方針について、教育委員会の基本的な考えを聞かせてください。

上牧町内の各学校にはこのような問題はないと思いますが、あるのか、ないのか。また、あるのであればどう対処したのかを聞かせてください。

大きな項目の4つ目、防災計画について。自主防災組織について、お聞かせください。

再質問につきましては、質問者席で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 答弁に入る前に、少し質問の内容についての説明を詳しくさせていただきたいと思います。

まず私の質問が住民の方々にわかりやすく理解していただくために、土地開発公社の三セク債について、少しこの議会の特別委員会の資料をもとにちょっと読み上げます。

三セク債とは、正式には第三セクター等改革推進債と呼ばれ、経営が著しく悪化した公営企業や第三セクターなどについて、それを廃止、清算する際に、国が地方自治体に認める地方債のことを言います。これは多額の負債を早期に処理し、地方財政の健全化を図るねらいであり、地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合に発行が認められています。その発行可能期間については、2009年度から2013年度までの5年間の時限措置となっており、その返済期間は基本的に10年とされ、また、支払い利息の一部は国からの補助が受けられます。

上牧町の場合は、この返済期間が基本的に10年となっているところが25年となっています。これを理解していただいた上で、私たち町議会、財政問題特別委員会の皆さんの話というか、会議では、三セク債を借り入れるのがよいのか、借り入れないのがよいのか、審議をさせていただきました。そして、これまでどおり53億円もの債務保証をそのままにして利息を1億数千万ずつ毎年支払うという立場をとれば永久に借金が残るだけで、むだなお金が流出するという事で、三セク債借り入れに賛成の意見が多数出ておりました。

次に、上牧町の財政体質で、三セク債を幾ら借りて、いつまでに返すのかについて審議されました。国からは基本的に10年であるが、各自治体の体質に合わせてさらに長期の25年も可能であると返答があり、以下のケースに審議しましたとなっています。これが先ほど述べました上牧の場合、25年で借りるという決定につながっています。

私が一般質問通告書の最初の部分で、苦渋の選択であるが、賛成した理由はこういうところが原因であります。これを少し説明し上で、答弁をいただきたいと思います。答弁、質問

にならないですか、最初は。

○議長（東 充洋） 土地開発公社常務理事。

○土地開発公社常務理事（高木雄一） 今、服部議員のおっしゃいましたように、財政問題特別委員会は進められてきました。財政問題特別委員会が進められてこられまして、現在まで公社の設立、それ以後、公社の設立団体であります町と土地開発公社は解散プランというものを出示しまして、それに従いまして、今、順調に事務を進めているところでございます。

先ごろの1月24日に開催をいたしました第22回の、今おっしゃいました財政問題特別委員会の中で、9月議会で提出をいたしました解散プラン以降のスケジュールにつきましても、説明をさせていただいております。今後は、このあいだ1月24日に財政問題特別委員会に提出をいたしましたスケジュールに従いまして事務を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） そこでスケジュールについて、少しスケジュール表を見ながら質問したいと思うんですけども、公社解散プラン公表以降のスケジュール表というのを見ながら、平成25年3月保有用地の資産評価という部分がありまして、これが25筆を選んで、そして、その平均の時価評価をとって、資産評価をしたということですが、そこについての説明をもう少し説明をお願いできますか。

○議長（東 充洋） 土地開発公社常務理事。

○土地開発公社常務理事（高木雄一） ただいまの保有用地の資産評価と、いわゆる時価ではございませんが、資産評価というものを25カ所、抽出をいたしまして、残りの部分につきましては、その土地によって掛率というものが100分の何%ということでありまして、1筆ずつ掛率を掛けて、全体でどのぐらいの額になるかというところを、今、事務を進めておるところでございます。今月の末、22日に開かれます財政問題特別委員会にある程度の金額をお示しをしたいということで、委員会するときにも答弁をさせていただいたんですが、今、事務を進めているところでございます。およそ5億から6億、5億5000万程度の、いわゆる特定土地と保有用地、公有用地を足しまして、そのぐらいあるのではないかなというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 私の理解をちょっと述べますので、そのとおりに合っているのか、この考え方は間違っているのかというのをちょっと教えてほしいので。

公社の問題がなく、普通に例年どおり行政を行うとして、上牧町の基準財政規模としては50億前後です。にもかかわらず、平成25年度の当初予算では、108億6,000万弱の予算が組まれています。この巨額な予算を組まれている中身は、公社解散に伴う三セク債の借り入れの43億円が入っているためだと、大きくなっている分はそうだと思うんです。そして、公社の解散に伴う三セク債の借り入れ、43億円、これを代位弁済として、公社借り入れ金融機関へ右から左に渡すように渡す。公社の保有地が町の所有地になるということ。それから保有用地の資産評価がさっきの質問の続きになるんですけれども、資産評価が5億円前後ということであるとすれば、43億円の中の5億円だけが実際に残って、38億円程度が債権放棄の額と考えるといいんでしょうか。

○議長（東 充洋） 土地開発公社常務理事。

○土地開発公社常務理事（高木雄一） そうですね。今おっしゃっておるのはそのとおりです。上牧町は設立団体ですので、債務保証をしております。これがずっと下がってきて、今、公社の借りている分、例えばわかりやすいのが43億借りています、これの債務保証を上牧町がしておりますので、三セク債で43億円を借りて、これが予算に載ってくるわけですね、入で。この43億を公社が借りている銀行に町がお支払いをします。いわゆる保証人ですからお支払いをします。いわゆるそのときに債権は町が持つわけですね。公社は町に43億円の金を払ってもらいましたので、実際は、公社は町に43億円を返さんとあきませんが、返す金がありません。今、資産の評価をしております。これがわかりやすいように5億としますと、5億分あるだけの資産を町にお渡しをします。すると、町は43億円払ったのに5億しかもらっていないので、残りの38億についてはこれはもう戻ってこないわけですね。公社が解散しようとするれば債務がありますと解散ができませんので、町は12月に、この予定だと議会にお諮りをして債権放棄をしてもらいます。債権放棄になりますと、公社の債権はいわゆる借金も何もなくなりますので、今度、設立団体の町が県に申請をして、県の許可がおりて、公社の解散ということになります。公社が解散をしますと、その後は清算という手続に入りまして、残りのわずかな財産があります。基本金とかそんなのがあります。その清算を終わりますと、清算の終了ということになって、この予定どおり進んで終わるということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） ありがとうございます。すごくわかりやすく、理解できました。

そして、43億のお金が公社にかわって上牧町がこれから25年にわたって返していく。一般会計の中から2億5,000万か、幾らか、計算はまだしていませんけれども、幾らかのお金を25

年にわたって返していくということになって、この当初の予算概要を見せてもらいますと、ここで公債費が25年度について9,256万9,000円、減額7.2%というこの額が一般会計予算書の説明欄に載ってきているんですけども、この公債費の9,256万9,000円、公債費が少なくなったというのは、53億円を毎年単年度で借り入れていた利息より、この三セク債を借りてする予定になったためのこの減額の金額なんでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 25年度の公債費については、三セクは関係ございません。三セクの償還は平成26年度から発生します。今おっしゃっている減額は、当然公債費は年を追うごとに縮小しておりますので、そのマイナスということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） すみません。認識不足で申しわけないんですけども、ことしの公債費が1億近く減額されているので、そういう三セク債を利用したことによって見込まれる減額かなと思いましたがけれども、違うようでした。

その主な歳出の上に人件費がありまして、同じように7.2%なんですけれども、増額になっているんです。この増額の理由はさきの議会でも町長が述べられたように、職員さんの皆さんの給料をもとに戻した分の1年間の増額というふうに考えていいんでしょうか。この1億666万1,000円について。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） その増額の内訳の半分は今おっしゃった部分と、もう1点ございます。退職組合の負担金が5,000万ほど上がっておりますので、そのトータルは今おっしゃった額ということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。その予算特別委員会を傍聴しておりまして、その5,000万円の件もわかったんですけども、私は言いたいのは、ここが大切なんです。43億円のお金を借りて、これから25年間、2億8,000万、3億近いお金をずっと返していくというのはわかっているんです。この早期健全化団体に陥った、陥る前、この早期健全化団体にあったこの20年と22年度並びに23年度について、この町長の行っていますタウンミーティングの説明書を見ていると、議会にもらった資料にも書いてあるんですけど、これを目安にこれを見ているんですけども、人件費が14億9,900万円、21年度ですね。22年度、14億2,200万円。23年度、この一番お金がないときは13億4,400万円。24年度が14億9,700万円。25年度から、

これは見込みなんですけれども、16億1,200万円。26年度、16億3,400万円。27年度、16億2,200万円。

こういうふうにならざる人件費を、これまでの普通の財政健全化団体に陥ったときからまだ立ち直るといっても、本当に数年もたっていない。まだまだ住民サービスはサービス状況は戻していない。こういったときにこの人件費をここまで戻して、なおかつ、26年、27年というときになってきますと、今さっき言いました借金の返済が始まってくる。そうですね。そういう状況でこれから住民の皆さんに理解してもらって、また、町の行政に協力してもらってという中で、この間、予算特別委員会で町長も言っただ話なんですけれども、副町長をまた戻して、これから2期目の展望を迎えるに当たり、では、必要だというふうの説明されておられましたけれども、私はこの4年間、町長が一人で一生懸命に努力している姿が町民にも理解され、そして、苦しい職員の方も安い給料でも辛抱され、4年間乗り切ったというふうに思っているんですけれども、今ここで歳出のたがを緩めるというのはどういうことかなというふうに思っているんですけれども、その点についての考え方を。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず今の服部議員がお示しの人件費の削減の内容を説明させていただきます。18年度、19年度、20年度、21年度、ずっと確かに削減になっております。その削減と申しますのは、まず18年度に5%、そして、19年度から10%、人件費削減を行っております。それがまず基本ベースでまずもう削減しているんです。それで、なおかつ、人件費が下がっているというのは退職者。平成18年度に251名の職員がおりまして、平成24年度には204人ということでした。だから、人件費の削減は基本的に行って、なおかつ、退職者の補充を行っていません。これはもともと集中改革プランの中で目標立てまして、適正化の人員配置ということで、226人という目標を立てておりましたが、それ以上に行っております。そういう中での人件費の削減ということでございますので、毎年人件費を下げているという状況ではないんです。以前からのベースがあって、退職者の補充をしないという形で今頑張っていると。

それと今、その状況の中で、早期健全化団体から脱却した、その中ですぐにそういう人件費を戻すのかというご意見なんですけれども、3年前で全国で1,760の団体がございます。その団体のうち上牧町は下から5番目の状況でございます。今、去年、24年度に戻したんですけれども、5%戻しました。それにおいても、下から14番目。といいますと、やはり戻す、戻さないという大きな問題はございますが、そういう状況の中で職員も頑張っている、どう

にか脱却できたということですので、やはり人件費については最終の削減ということですので、そのまず一番最終に行ったものをまずベースに戻すと。戻してもまだ今、国の7.8%の人件費削減のラスパイに比べてもまだ上牧町は92.5という低い状態ですので、今おっしゃった部分で、たがを緩めるというよりも、まず低いなりもとの人件費に戻すという考え方でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。私、職員さんに嫌われるようなことを言っているんですが、悪いんですけれども、住民さんから選ばれた議員として住民の立場で話をさせてもらっているんです。そして、さっき読んでいた中にもありましたけれども、三セク債の借り入れも限度が10年というのは基本なんですけれども、これは何で上牧町は25年ということになっているのか。額が国が思っている以上に借りているから25年を認めてくれていると思うんです。それだけ上牧町の借金は、他町村、今、総務部長が答えられた全国的な市町村と同じ立場で考えられるような町ではないということだけはやっぱり理解しておかないと、勝手にできた借金ではありませんから、上牧町のつくった借金で、上牧町が返していかなきゃいけないということ。これはやっぱり理解して、仕事に臨まなければいけないと私は思うんです。

あと、職員さんの分はこれで理解できました。そして、人件費を下げるために何人かの方は早期退職されましたよね。その職員の皆さん、まだまだ上牧町のために働いていこうと思っている方もいたかもわかりませんが、人件費を下げるためにもうここで私たち、もう引こうと思って、何人かはそういう気持ちでやめてはと思うんです。そんな人たちのためにも、あと残った人は一生懸命に上牧町の再生に努力していかなければいけないと思うんです。

町長の施策ですから、副町長を置く考えというのを、町長、予算特別委員会で述べておられましたけれども、私の考えとしては、私の考えはどうでもいいんですけど、やっぱり町長、4年間、ひたむきに一人で表に立ってやってこられた姿が住民に受けて、今回また無投票で無事に当選され、また、この2期目の4年間をかじを取っていただけというふうに考えております。この副町長の件について、町長の考えを少し聞かせてください。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 1期4年間、副町長なしでということやってまいりました。2期目になってまいりますと、今、先ほどから説明しておりますように、一定健全化団体からも脱却ができた。それと土地開発公社の解散についても道筋がこれをついたと。これから一定、住

民サービスにつきましても徐々に戻ってきております。これからお一層、社会に対応した施策をこれからやっていく必要があるというふうに考えております。そういう中で、2期目になりますと、また対外的な部分でありますとか、そういう部分がこれから仕事としてもふえてくるのではないかと。それと庁内的にも相談でございますとか、新しい政策に対するやっぱり物の考え方、周知、そういうものがこれから多数出てくるわけでございますので、そういう意味からおいて、私はやっぱり副町長を置いて、そういう部分についてしっかりとやっていきたいし、また私も相談相手が必要でございますので、庁舎内の中にも、今ではそれぞれ立場が違うわけでございますので、そういう中でしっかりと相談をして、内は内、外は外というような形でやっぱり仕事を進めていくと。そういうことが住民福祉にもつながっていくのではないかとというふうに考えておりますので、2期目はそういう形で進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。町長の考えはよくわかりました。

財政的な面でももう少し質問させていただきたいんですけども、副町長の報酬というか、特別職の報酬並びに4年間されたときの退職金というようなところについて質問、教えてもらっても結構でしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） ちょっと今のご質問にお答えする資料がございませんし、ちょっとわからないです。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） そうしたら質問は通告もしていませんので、この質問は結構です。またいずれ聞きたいと思うんですけども、私はやっぱりそれなりのポストの方の報酬というのは払わなければいけないし、そういうように条例で決まっていると思いますし、また、そのお金が余分に必要になってくる。上牧町の財政を考えたときに、町長のおっしゃられたこともわかりますけれども、その事業というのはどうかなと。一応対外的にも忙しくなるのは、私も理解できますし、それがベースだと考えておられるのであれば、そういうふうな方向で進まれたらいいと思いますけれども、今、私の質問では、緊縮財政を今後どのようにしていくかというように質問していますので、その辺のところを質問をさせていただきました。

そうしたら、1つ目の質問はこれで結構です。どうもありがとうございました。また個々にわからないことがありましたらまた聞かせてもらいに行きますので、よろしくお願いま

す。

それでは、2つ目の問題。福祉問題についてお願いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） ご質問の回答ですが、包括支援センターの活動、それから、ひとり暮らしの高齢者対策、それと、介護保険の内容、この3つに分けて回答させていただいてよろしいでしょうか。

○11番（服部公英） はい。

○住民福祉部長（塚 尚起） まず包括支援センターの活動につきましては、地域包括支援センターは、高齢者や家族の方々が住みなれたまちで安心して暮らしていけるように、いろいろな面から支援をしていくということを目的といたしまして、平成18年度より設置をいたしております。

主な活動内容は、大きく4つに分かれております。1つは指定介護予防支援事業、2つ目には介護予防事業、そして、3つ目に包括的支援事業、最後に任意事業と4つの事業を行っております。

1つ目の指定介護予防事業は、介護予防サービスの適切な利用を行うことができるケアマネジメント等。2つ目の介護予防事業は、二次予防事業として介護予防チェックリストの実施を、一次予防事業として、地域での出前講座及び高齢者教室の実施等。3つ目の包括的支援事業では、権利擁護支援事業や介護予防ケアマネジメント等。最後の任意事業では、配食、見守り事業及び介護給付等、費用適正化事業、社会福祉士、保健師、市民ケアマネジャーの3職種によるチームアプローチにより実施をいたしております。

以上が包括支援センターの主な活動状況でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） すみません。そうしたら、4つあるうちの1つ目、介護予防事業ですか。今答弁いただいた。スラスラと答弁されたので、ちょっと記憶できませんでしたので、1つ目から、一つずつ質問させていただきますので、もう一度説明願えますか。1つ目。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） まず1つは指定介護予防支援事業でございます。介護予防サービスの適切な利用ということとケアマネジメントでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今の説明でその適切なケアマネジメントであるとか、その仕事の内容

についてのイメージが私、わからないんですが、どのようなサービスになっているのか。  
住民さんが聞いていてわかるように説明してください。

○議長（東 充洋） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（吉川師郎） これにつきましては、要支援の方がサービスを利用されるに当たりまして、そのプランを作成するという事業でございます。

○11番（服部公英） わかりました。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） それでは、もう1つ基本的なところに進んでいきますけれども、住民さん、要支援の方であるとか、要介護の方であるとかいう理解は、町民の、住民の方々、皆理解されていると職員さんは思っておられるんですか。

○議長（東 充洋） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（吉川師郎） 例えば、そういった介護のサービスを利用したいという住民の方がおられましたら、とりあえず当課の方に連絡等していただきまして、認定調査なり、また、お医者さんの意見書等、また出していただきますので、それから審査会の方へ出して介護度が決定されるということで、その後、ケアマネジャーさんと、その住民の方と話し合いをしまして、どういったサービスを利用するかということをお願いいたします。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 知っている者は聞いたらわかるんですけども、要支援1・2、要介護1から5、個々の要介護の認定があるということ自体、普通、介護保険を利用しようとしている住民さん、理解されていると包括支援センターの方々には理解しておられるんですか。

○議長（東 充洋） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（吉川師郎） 何も利用されていない方、また、そういった不自由を感じておられない方はどういったことをするのかというのは、ひよっとしたら理解していただけないかもわからないですけども、何かふぐあいがあって介護を利用したいという方が窓口に来られたときに、どういったサービスがありますよということは職員が説明しております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。窓口に来られた方には、親切丁寧にわかりやすく説明していただいているということで理解しておきます。

そうしたら、4つある中の2つ目、お願いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 2つ目には介護予防事業でございます。介護予防事業といたしましては、二次予防事業として介護予防のチェックリストの実施をいたしております。一次予防として、地域での出前講座及び高齢者教室の実施等を行っております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） これは先日、審議された平成25年度の介護保険特別会計予算書の中で出てきた話なんですけれども、この今説明していただいた4つの中の4つ目に当たるんですか。この配食見守り業務委託料。これは配食サービスをされたという説明があったんですけども、これのことですよね。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） そうでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） そして、聞いたんですが、50人の予定で、一番基本的な目的は、老人ひとり暮らしの見守りが目的だというように聞いたんですけども、私からの提案なんですけれども、その配食サービスもいいんですけども、もっと多くの方にこの見守りを徹底するという事業をしようとしたら、ふだんヤクルトの女の方がずっと北上牧地区内、ずっと単車でお年寄りのところを回って販売されておられるんですけども、こういう事業をされているところと提携して、見守り事業の1つの方法として取り入れられるかどうかというのを検討されてはどうでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 先ほどの質問の2つ目のひとり暮らしの方に入っておると思うんですけども、町としてもいろいろ取り組みを行っております。ただ、今おっしゃったヤクルトの件、町としても町の水道部の方に検針に行ったときの、ちょっと変わった報告とかしてほしいということは依頼しております。今おっしゃったヤクルトの件も、ヤクルト、それから、新聞等いろいろございますので、検討したいと考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今、答弁いただいたように、ヤクルトさんだけではなく、水道料金の集金、また、新聞の配達の方、いろんなこと考えられますよね。この宅配の宅食の50というのはなかなかこれは、予算特別委員会で聞いていましたのですけれども、なかなかこれは効

果が発揮できないであろうなというふうに思って聞いていたんですけども、それでは、続いて私が聞いていたひとり暮らしの高齢者についての対策についてお願いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） ひとり暮らしの件でございますけれども、町の取り組みといたしましては、独居高齢者や療養所において保健指導が必要な方に対しまして、生き生き対策課の保健師により訪問を通じてかかわりを持つようにいたしております。また、それ以外にも、今申し上げました水道部をお願いをして、水道検針時におきましてメーターが数カ月動いていない。また、人の気配がないというにもかかわらず、メーターが動きっ放し等の通常と変わった状況があった場合の対応、連絡の協力は依頼をしております。

それと、民生委員さんの活動の中で、65歳以上の独居高齢者、75歳以上の夫婦2人世帯及び障害者等の実態把握はされておりますので、担当地区ごとに名簿、訪問先のマップを作成され、要訪問、それと見守り家庭に分けられ、要訪問は訪問員は電話での安否確認をされ、安否確認の必要のあるお宅には、物干しの状況や夜間の点灯状況等で安否確認をしていただいております。

それと、急病等の緊急対策といたしまして、町では緊急通報装置の貸し出しも行っております。また、今おっしゃった配食サービスも24年度から行っておりますので、安否確認の幅が広がるのではと考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今、答弁のあった中の、そのひとり暮らしのお年寄り並びに夫婦2人で暮らしている緊急用のマップですか。その福祉課で把握されている民生委員さんと共同で持っておられるというマップですね。このマップについて、個人情報の絡みもあるでしょうけれども、自治会長並びに消防団員には提供して、万が一のときにここの、例えばですよ。急に火事になって、そこを消しに行ったときに、ここの家庭はひとり暮らしのおばあさんが1人いるというのがわかって消火活動に入るのと、わからないままするのでは、人の命を救えるか、救われないかということにもかかわってきますので、そういう生活弱者というか、ひとり暮らしであるとかそういう、お年寄りが2人で暮らしているとかいう、そういうマップの提供は今後、そういう自治会とか消防団、そういうところには提供するということは可能なんではないでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 今、このマップを持っておられますのは、民生委員さんでござ

います。町は持っておりません。今おっしゃった件、今後の課題だと思います。シルバークラブ、民生委員、自治会、それと行政部局の連携が大事だと思っております。この調整も今後、大きな意味で進めていかなければならないと考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） その件についてはよろしく願います。

そうしたら、この問題、福祉問題について、これで終わらせてもらってよろしいでしょうか。

そうしたら、次に進みたいと思いますので、教育問題について、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 教育の問題についてでございます。まず初めに、学校の教育方針、教育委員会の基本的な考え方ということでございますけれども、児童、生徒が学校でのいじめや体罰によってみずから命を絶つなど、断じてあるまじき事態であると考えております。本町におきましても、まずいじめ問題ですけれども、昨年9月、いじめに関するアンケート調査を実施するなど、各学校におけるいじめ問題への取り組み強化や指導体制の再点検を実施したところでございます。

次に、体罰の問題でございますけれども。

○11番（服部公英） ちょっと待ってください。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） いじめ問題、アンケートの結果を教えてください。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず上牧町立中学校では、緊急調査で33件、それから、上牧第二中学校では23件のいじめが調査で発覚いたしました。それから、上牧小学校で81件、2小で38件、三小で27件でございます。これはアンケート調査の後、すべての児童に聞き取り調査を行いまして、すべて解決しております。

それから、アンケート調査後に発覚した件数といたしましては、第二小学校で1件、第三小学校で5件、上牧中学校で1件、上牧第二中学校で4件でございます。

未解決の部分につきましては、第二小学校で1件、それから、第二中学校で1件という報告を受けております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） いじめの問題はアンケートをしたからなくなるという問題でもないで

し、これは悲しいかな、なかなかなくなる話です。絶えずいじめにさらされている子ども立場になって、先生方に指導してもらえるようにしてもらいたいと思うんですけども、そういういじめに対しての先生方への通達というのは教育委員会の方からはどのような形で出しておられるんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 県教育委員会が策定したいじめ早期発見、早期対応マニュアルに沿ったいじめの早期対応の手法、保護者、関係機関との連携など、いじめを許さない学校づくりのために予防啓発、体制づくり、連携、相談、対応の取り組みを進めているところでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） マニュアルの話を知りたいんですけどもね。実際のところ、いじめで登校拒否になっている方とか、そういう方がおられるのであれば、どういうふうなケアをされているのかなというのを聞きたい。そういうところで今質問したんです。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 学校内では相談体制の充実を図っておるところでございます。スクールカウンセラーはもちろんのこと、心の相談教室、何でも相談できる体制をつくって、いじめの早期発見に努めているところでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 早期発見が大切だと思っています。いじめをなくせと言ってもなくならないのは、私、なくなりたいと思っているのはいけないことなんですけど、思っていますので、早期発見、早期の対応を求めたいと思います。

それでは、次、体罰のことで少し聞きたいんですけども、まず役場の正面に上牧小学校女子バレー部全国出場、祝と書いてあるんですけども、これは「まきのは」というスポーツクラブのバレーボールチームが全国大会に出場されたんでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 申しわけございません。ちょっとどこのクラブかまではわかっておりません。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 体罰の質問の前に、強豪のバレーボールチームがあるというので、ちょっと質問、通告書にないんですけども、聞いたんですけども、役場の正面に張ってある

垂れ幕は、あれは教育委員会からの要望で吊ってあるんじゃないんですか。それでどこのチームかわからないというのは、それはどういうことですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） スポーツ少年団に登録されている団体が独自につくって、学校に掲げておるものでございます。教育委員会の予算でつくったものではございません。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） また聞きますわ。もうそんな時間もないのに余計なことを聞いていたらあきませんのでね。

それでは、体罰とかそういう話についての説明をお願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 体罰につきましても、今現在、児童、生徒に対する体罰の実態を把握して、体罰禁止の徹底を図るために、24年度中に起こった体罰に関する実態調査、これはアンケート調査と、それから、保護者の相談体制なんですけれども、今現在実施しているところでございます。来週中にはその調査結果が出てくるという段階でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） アンケートを取り出すのが遅いということですか。今現在わかっていないというのは。この質問項目を考えた時点での世間で問題になったのはもっと前だと思わんですけれども、対応のスピード感が遅いということはありませんか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） これは奈良県一斉に行っている調査でございますので、このアンケート調査についてもいろんな学識経験者であるとか、現場の先生の意見を十分聞き入れて、奈良県教育委員会がつくったアンケート調査ですので、十分に審議された結果の調査というふうに理解していただきたいと思えます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。これはいじめ問題と一緒に。体罰もあってはならないことですので、早急に対策を打って、あるのかないのかも調べた上でしっかりと学校の安全を守ってほしいと思えますので、よろしくをお願いします。

教育の問題もこれで、いろいろ用意してくれはったと思うんですけれども、これで終わりたいと思えます。また今度させてもらいますので。

次に、防災計画について。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） これは通告書の欄がもう最後になってしましまして、表の表題しか書けなかったもので、担当課の職員の方には大変ご迷惑をおかけしました。わざわざどういう質問をされようとされているのかという質問をしていただきまして、ありがとうございます。そのときにいろいろ聞かせてもらっているんで、大体理解しているんですけども、この自主防災組織ですね。この補助金がこの3月末で終わるということで、今後について、町としてはどのようにこの自主防災組織についての対応を図っていこうと思っているのか、予算措置についても、そういう観点から少し答弁願えますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 自主防災組織の立ち上げに対する支援事業でございますが、3カ年継続して、県と並行してやっております。ご存じのように、町が5万、県が5万ということで、10万の予算措置をしているわけなんですけれども、25年の2月末で83%の結成率でございます。全町23カ所の自治会で19設立しておりますので、あと今、申し込みを継続していただいているところがございますので、ほぼ100に近いということで、目標にはほぼ達したかなという状況でございます。それで、予算措置の問題ですけれども、県との調整の中で行ってきました。今後、あと1団体か、2団体が残る可能性はございますが、その辺は今後また検討していきたいと思っております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） すみません。部長。時間ありませんので申しわけないです。立ち上げるだけ立ち上げさせておいて、この自主防災組織の団体の運営資金というのは、毎年自主防災組織で運営しろということになっていくんでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） これは任意団体でございます。あくまでも、自治会の中で活動する、それを助成するというところでございますので、あくまでも自治会の中での対応ということでございます。

それと先ほどちょっと組織率、ちょっと間違っております。90.59です。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） すみません。長い間、質問ありがとうございました。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、11番、服部議員の一般質問を終わります。

2時10分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（東 充洋） それでは、着席願います。再開いたします。



◇康 村 昌 史

○議長（東 充洋） 次に、7番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（7番 康村昌史 登壇）

○7番（康村昌史） 7番、康村です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

私の一般質問は2点からになっております。

1、行財政改革について。上牧町の投票区の見直しについて。①投票区の見直しに関するパブリックコメントの内容と、その内容について。②今後の見直し案の修正などについてであります。

2番目の質問事項は、ボランティア活動についてです。①上牧町におけるボランティア団体について。介護保険を使わないで、ボランティアの手で行われているデイサービスについてお話ししたいと思います。次に、その団体に対する今後の上牧町のバックアップ体制についてお伺いしたいと思います。

再質問は、質問者席で行わせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、質問に入らせていただきます。まず上牧町の投票区の見直しについてなんですが、その前に、僕はまずこの選挙とは一体何なのかと。それで、総務省のウェブサイトに簡単なことが載っていたんですけども、わかりやすく。まず選挙とは何か。その表題は、「選挙は私たち一人ひとりのために」という表題でありました。その中に、投票

は私たちの重要な権利。次に、投票制度はみんなが投票しやすいようにと。次に、選挙管理機関は正しい選挙を見守る大切な機関と書いてありました。そのウェブサイトの中に、平成15年12月1日、期日前投票制度を導入と。平成16年には在外選挙制度が創設というふうにつまり、国民の投票率をいかに上げるかに総務省は腐心されているのがよくわかりました。

そこで、上牧町の投票区の見直しについてですが、質問にありますように、投票区の見直しに関する住民のパブリックコメントの内容はどのようなものですか。詳しく話していただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 投票区の見直しに関するパブリックコメントの内容についてお答えいたします。

最初に少しだけ見直しの経緯についてちょっと触れさせていただきます。以前より課題となっておりました投票区、投票所の見直しでございますが、今回、選管の委員さんについては大変積極的に検討いただきました。そのたび重なる協議によりましてやっと12月に素案ができたという流れでございます。

それと選管委員のご意見、そして、町長のまちづくりの基本的姿勢として、町民の協働と参画ということで、今回パブコメを行ったということでございます。1月15日から2月28日まで45日間パブコメを行っております。

それで、今お聞きのパブコメの概要なんですけれども、大きく分けると、高齢化社会であるのに投票所が遠くなるということは、高齢化対策に反すると、逆の行為ではないかというご意見がございました。それと新しい投票所については、角度を変えればいろんな諸問題もあるのではないですかというようなコメントがございまして、計4名の方から10件のコメントがございました。一番多いのはやはり見直しについての、いかがなものかなという概要がそういうものでございました。

それと今後のコメントについての対応でございますが、3月1日に選管の委員さんがお集まりになりまして、意見書に対する調整会議を行っております。その中ですべてのコメントに対して協議を行って、意見をまとめていくという流れでございます。ただ、その中で、コメントをいただいた方から、直接選管の委員さんにお話ししたいという方もございましたので、選管でお話しして、この18日に直接お聞きして選管の考えを伝えるということで今予定しております。

その流れの中で、最終的には2番の今後の見直しについてというところにもかかるんです

けれども、3月28日に再度の調整会議を行って、素案から実施計画に移すという考えであります。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） このパブリックコメントの内容については、予算委員会でも少し話が出たんですけども、そこでこの選挙管理委員会の皆さんが非常に苦労された。それに対して私は敬意を表していますので、それだけは間違わないでいただきたいと思います。それで、僕はこのパブリックコメントの内容について、僕は本当に十分に尊重すべきだと思います。なぜかといいますと、この投票区の見直し案はちょっと問題点があるのではないかと思います。私自身、大分前なんですけれども、ちょうど青木助役がいたころなんですけれども、ちょっと僕、委員会の名前を忘れたんですけども、行財政改革、少子高齢化等の中で、やはり投票区は見直しをしなければならないということを提案したことがあります。それはもうそれっきりになっているんですけども、やはりこの少子高齢化、急速に進むこの超高齢化社会の中で、行政経費の合理化削減は必要であると私自身も考えています。しかしながら、今回の見直し案は、投票所を15カ所から8カ所に削減と。余りにも拙速過ぎるというんでしょうか。もう少し考えていただきたいなど。本当に残念なんです。つまり、先ほど冒頭で選挙とは何かを私、総務省の方から読ませていただいたんですが、この投票区の見直し案について住民目線が本当に欠けているんじゃないかなと感じています。

それでは、平成24年12月、上牧町選管が提出された投票区、投票所の再編案について質問をしていきたいと思います。この上牧町における投票区、投票所の再編案なんですけれども、これを一つ一つ、時間の許す限り私が疑問に思っているところを質問していきたいと思ます。

上牧町における投票区、投票区の見直しについて。

1、投票区、投票区の見直しの趣旨と。時間の関係上、割愛させていただきますが、私が疑問に思っているのは、最後の方の一步、行財政改革の推進案、国による選挙執行経費基準法の改正等により、これまで以上の選挙費用の抑制が求められていることから、ここなんですけれども、この次なんです。投票区の見直しによる選挙事務の適正化は避けて通れない課題となっているという。この内容なんですけれども、僕が調べた限りでは、この投票区の見直しによるという文言は一体どこから出てきたのかなと思います。

そこで質問させていただきますが、この選挙執行費用、これのもとになる法律というのは昭和25年5月15日、法律第179条の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と。これ

は平成23年5月2日に一部改正されております。ちょうど民主党政権下です。事業仕分け等があったときなんですけれども、この執行経費の基準に関する法律、これは都道府県市区町村の選管が管理する国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費の基準を定めることを目的とすると。この法律は地方選挙においても準用されるというふうになっております。

そこで、これが平成23年5月2日に改正されたんですけれども、その前に、平成22年9月に会計検査院が平成19年7月の参議院選挙、平成21年8月の衆議院選挙を検査した結果、投票所経費、開票所経費などの算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るようにと総務大臣に勧告いたしました。

つまり、その内容についてなんですけれども、その会計検査院の検査結果でわかった内容は、1、投票所経費について。投票所事務従事者に対する超過勤務手当等の実績額は、基本額算定表に基づく算定額を大きく下回っていた。

2番目、開票所経費についても開票所事務従事者に対する超過勤務手当等の実績額は、基本額算定表に基づく算定額を大きく下回っていたと。そのほかに、調整費、備品の購入についても問題があったという指摘があり、経費の見直しを行い、執行経費の適正化を図ることは会計検査院から指摘されたんです。

この会計検査院から指摘されたので、これに呼応するかのように、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案が提出されました。これは廃案になったそうなんですけれども、時間切れで廃案になったそうなんですけれども、この法律案の要綱によりますと、1、最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定することと。

2、最近における物価の変動等を踏まえ、選挙広報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務費等、実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定することとあります。

3番目に、この法律は交付の日から施行すること。

4、その他、所要の規定を整備することと、この要綱はなっております。

つまり、以上のことから、総務省は投票区の見直しによる選挙事務所の適正化のことには一切触れていないと思います。選挙事務の適正化を言っているのであると僕は解釈していますが、その点はいかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず今回の投票所の見直しの趣旨でございます。今おっしゃった部分も当然でございます。それは見直しの趣旨の波及的な部分になると思うんです。この見直しをまずやったのは、当町におきまして、投票区の規模に対しての客観的な決まりがない。基準がなかった。それで、どういう状況になっているのかといいますと、大字ごとに投票所をふやしていったということでございますので、まず客観的な規模をどうするのか。これを見直ししましょうかということでは会議を始められております。

それともう1点、その投票所に、いろんな投票所もございまして、バリアフリー、駐車場、その他もろもろ規模ございまして、それに適合しない投票所もたくさんあると。これをどうにか見直しして集約することによって、より快適な投票所ができるのではないのでしょうか。この2点が一番大きな着眼点でございまして、それを整理することによって、それに伴う従事する方の人数も減る。大字にお願いした立会人の人数も減る。この辺の要望も容易に受けただくと。

その中で、それを実施することによって今おっしゃった部分、事務経費、行財政改革の中の選挙事務適正化や選挙業務の削減、これが波及の中でも当然生まれてくるということで趣旨の目的の中に列挙したということでございますので、その辺は、今おっしゃったのは、そこが主の着眼点ではなく、これを行うことによって、その部分も連動するというふうにお考えいただいた方がいいのかなと思います。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それは僕は逆だと思います。

それでは、3番目の課題と目的、見直しの考え方についてであります。ここで投票所の設備についてというこの辺、先ほど部長がおっしゃったとおりなんです。簡易スロープの設置により、バリアフリー化が可能な施設が望まれるという。また、自家用車で投票所に来られる選挙人も多数を占めることが予想されることから、駐車スペースの確保も重要となりますという。つまり、私が言いましたように、考え方が逆なんですよね。つまり、主眼は僕たち住民がいかんして投票所に行くかという、その足の手段を確保しなければだめなんです。これが選挙なんです。だから、住民の皆さんが投票所に行ったその後のことに主眼を置いてはるんです。そうじゃないんです。この高齢化の、パブリックコメントの中にもあったんですが、どないしてそこまで行くねんと。当然僕は思うんですけれども、歩いていくことが原則ですよ、これ。と僕は思います。そこを全く想定していないということ。つまり、高齢者たちの投票権を私は奪っているんじゃないかという、住民目線が欠けていると私は言

わざるを得ないと思いますが、それについてはいかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 当然議員がおっしゃった意見も当然の意見と思います。それも当然、選管の中で議論されました。当然この投票につきましては、選挙人の方も多数車で来られると。今の社会の中では実情的にはそういう部分が大きいところがございます。

それともう1点、投票所の規模なんですけれども、近隣を見ますと、広陵町なんですけれども、当町の人口の有権者数は1万9,500人。広陵町は2万5,000人ということで、広陵町と同じような投票所の数がございまして、隣の王寺では9、河合では10という実態がございまして、以前から、先ほど言いましたように、上牧町の場合は、基本的な投票所の規模の基準はなかった。だから、ただ単に大字の区分がふえたからふやしていくということがございしますので、今回見直しをして、適正な規模にして、適正な施設を使おうということで、確かに以前よりも遠くなる場所もございまして、近くになる方もおられるので、その辺はできるだけ考えたつもりなんですけれども、今おっしゃった意見、当然また選管の委員さんにもお伝えしますし、また、今後、今見直しをやっているところでございまして、その辺も検討いたします。

ただ、一概に個数、投票所の数が減るから便利が悪いということではございません。これからの中ではやはりバリアフリーで、それだけの規模の中でやるのが一番いいのかなということで考えておりますので、先ほど言いましたように、このままやるのが一番簡単なんです。あえていろんなものをこれから一度整理して見直しをしようかというのが大変なのでね。その辺はちょっとできるだけご理解いただいて、選管の委員さんもそういうことで見直しをやっているということでご理解いただけないかなと思っております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ですから、私、最初に言うたじゃないですか。青木助役のおところに私は言ったんですよ。選挙、少子高齢化だし、行財政改革、進めなあかんから、統廃合も仕方ないと。僕はそれはもう全く昔と変わりません。ただ、今回の考え方とか投票所の数と言うんですか。その考え方自体がちょっとおかしいので、今質問しているわけです。それで参考にさせていただいて、私としてまだこれから質問が続いていくんですけれども、ちょっと考えていただきたいということで、今、一般質問しております。

それでは、次に、この投票区の見直し案についての4です。投票区、投票所の設置、見直し基準であります。

ここの1、投票区。投票区は自治会単位の集まりとします。その辺は問題ないです。

2番目のおおむね2キロメートル程度の範囲内になるように、つまり、選挙人の住居から投票所となる施設までの距離はおおむね2キロメートル程度だと。この根拠を教えてください。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 一応2キロメートルの部分でございますけれども、これにつきましては、総務省の方から指導という形で通達は来ております。1つ目は、遠距離地区につきましては、3キロメートル以上にある部分につきましては、投票区にあつては、当該投票区の分割、再編等の措置により、遠距離地区の解消に努めること。それと、過大投票区、これにつきましてはおおむね3,000人程度。それと、その他、例えば投票所から選挙人の住所まで道程が2キロメートル以上あつて、かつ、1投票区の数が2,000人を超える投票区等につきましては再検討を行い、投票区の増設に努めることということでございまして、3キロメートル以上にある部分については見直しをなささいということでございますので、その部分を考慮いたしまして、2キロメートルという部分の中で、今回選管の方で検討されたというところでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。つまり、昭和44年5月15日に自治省の選挙部長が通知を出していると。投票区の増設についてという通知を出したと。その内容について、今ちょっと読ませていただきます。

投票における選挙人の利便を図り、あわせて投票管理事務の合理化を促進するため、投票区の増設については日頃から努力を煩わしているところであるが、最近の都市化及び過疎化に伴う選挙人の集団の状況、投票区の地形及び交通の利便等地域の特性を十分考慮の上、さき事項について積極的に措置するよう管下市町村に対し適切な指導をお願いすると。この通知書をもとに投票所までの距離は2キロメートルにしたと。僕はこれについては余り異存はございません。

それでは、次に、2番目の投票所であります。まず1番目の投票所は、小学校の施設や、2000年会館などの公共施設を優先的に充てることとし、となっております。公共施設を優先的に充てることとするという。僕はちょっとここに異議があります。つまり、今回、僕は見直しすることには賛成なんですから、その場合にやはり住民の理解を得るためには、できるだけその投票区、新しい投票区の真ん中あたりに持っていくのが、投票所をですよ、持ってい

くのが一番理解を得るんじゃないと。そこで執行経費の基準に関する先ほどの法律の4条なんですけれども、4条の15項で、投票所が市町村の管理に属しない建物に設けられた場合、都道府県の選管があらかじめ承認した借料を加算してもいいというふうになっています。まずこれが第1点であります。つまり、私としては、住民の反対をできるだけ抑えるためにも真ん中あたりに持って行っていただきたいというのが私の意見であります。

次に、投票所における受付事務の規模について、1カ所の受付で、適正に事務が執行できる有権者数をおおむね2,000人から4,000人程度としますと。ただし、金富、梅ヶ丘については、地理的状況から、投票区の規模は小規模なものの、現状どおりとしますと。これは納得します。しかし、その上の適正に事務が執行できる有権者数を2,000から4,000人とした、その根拠をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず1点目の投票区の真ん中というご意見でございますが、これは先ほど言いましたように、施設の状況がどうなのか。バリアフリーなのか、駐車場があるのかという、まずこれが基準になっておりまして、真ん中にあっても、バリアフリー化もできていない、規模が小さい、駐車場がない。だけど、そこでやるという考えではございません。まず施設規模と施設の状況がどうなのかという考えを基本にしておりますが、それが公共施設の利用ということでございます。その中で選んでいるということでございます。

それと、2,000人から4,000人ということでございますが、先ほど課長が言いましたように一定の基準が示されました。ただ、そうしたら、2,100人、3,100人、その辺で線をきっちり切るのかとなると、今おっしゃったように近い地区は横にあるのに、その規模でちょっと隣の方に行きなさいよとかという状況もございますので、その辺もすべて考慮されて、投票区が決められたということでございます。

ただ、あと細かくいろんなご意見、今いただいているわけなんですけれども、この内容については、国の基準、また、選管の委員さんが過去の経緯を考慮して定められたと。それに基づいて設定されているということでございますので、私たち事務局の方で定めたものでもございませぬが、説明できる範囲は当然させていただくんですけれども、そういう意思で今回の課題と目標ということで、見直し基準が定められたということでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） まず答弁の1番目ですけれども、つまり、考え方が違うんですよ。違いますので、僕は投票所にまず住民が行かなあかんということが主眼なんです。部長の方は、

理事者側の方は、その投票所のバリアフリーとか、駐車場のそこを主眼に置いているから、どうしても話が合わないんです。私は最初に述べましたように、少子高齢化、お年寄りをどないして、大事な1票を行使してもらうために行ってもらわなあかん。雨降ったらどうするんですか。車も乗れない方が今いっぱいいらっしゃいます。だから、その考え方はちょっと考えていただきたいということでもあります。

次に、先ほどのおおむね2,000人から4,000人程度とするという、この数字が本当に私には納得できないです。なぜかといいますと、先ほどの投票区の増設についてという、自治省、選管部長の通知です。各都道府県選挙管理委員会委員長宛てに出されています。その中に、それを読ませてもらいます。

1、遠距離地区。投票所から選挙人の住所までの道程が3キロメートル以上ある地区を含む投票区にあつては、当該投票区の分割、再編成等の措置により、遠距離地区の解消に努めなさいと。だから、投票所が3キロメートル以上あるところは投票所を分けて、投票者の選挙人の便宜を図りなさいという通知であります。これがまず遠距離地区です。

次に、過大投票区です。1投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超えるもの。これを過大投票区と規定していますが、おおむね3,000人を限度として、投票区の分割を行い、投票区の規模の適正化を図ることと書かれています。つまり、3,000人を超した場合には、速やかにできるだけ投票区を分割して、選挙人の便宜を図りなさいという、これは通知なんです。と僕は解釈しているんですが、その辺はいかがですか。

それと、もしこの規定によりますと、この今回の見直しは3カ所が3,000人を超えております。ナンバー3の服部台、滝川台、ゆりが丘、有権者数が3,207。ナンバー5の新町、三軒屋、葛城台、五軒屋、米山台、3,974。7番目の片岡台1丁目、2丁目、3丁目。有権者数は3,409です。ですから、この3点は、この通知にはどうしても僕は合わないと思っていますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、ご意見いただいた件は、選管の中でも十分検討されました。おっしゃるのは当然だと思います。先ほど言いましたように、あくまでも基本的には公共施設を使う、バリアフリー化、駐車場を確保できるのはそこが一番いいだろうということで、そうなるとやはり近い、遠いは出てきます。

それともう1点、大字単位で投票区を決めている。これは今おっしゃっている部分ですね。今の段階でも大字地区で決めて、遠い投票所に行っておられる方もおられるんです。大字を

超えたときに近い方も実際はいるんですけども、それをやるとやはり混乱が起きるということで、いろんな条件を考えて、今おっしゃった基準を超えているところも確かにございます。

米山地区につきましても、米山だけを切り離してやれば、ものすごく少なくなっているんですけども、投票区が学校。米山は横にあるということで、最初はその区分を切り離していましたが、やはり投票区については公共施設を使って、大字単位で投票区を決めると。いろいろございまして、今おっしゃった件、全部この中の議論の中にございまして、その集約的になったのが、今、お示ししている部分の投票所区一覧ということで、結果となっております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それで、その自治会単位であると。僕はこの自治会単位もそれでいいと思います。ですから、それで遠くなったり、近くなったりする方もいらっしゃるんですが、できる限り選挙人の行動投票、その投票所にできるだけ行きやすいような場所を選ばなければならないということが私の考え方です。

そこで、片岡台1・2・3、ここで3,400人なんです。これを3,000人切ろうと思えば、片岡台3丁目を切り離せばいいんです。僕の考え方ですよ。例えば。片1と2で、その真ん中あたりのところで投票所をつくる。片1と2で大体1,170人ほどですかね。片岡台3丁目と、今度はこの下牧が非常に遠い。下牧と片岡台3丁目、大字は別なんですから、これをくっつけても全然おかしくないと思っています。それはただ一つの案ですよ。だから、その辺、片岡台は3丁集めなければならないという考え方は、私は捨ててほしいと思います。大字は別なんですから、片1、片2、片3はそれぞれの別の大字だということを私は申し上げておきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃったご意見、当然先ほども言いましたように、選管の委員さんの中でも検討しております。先ほど私が答えさせていただいておりますように、役場の執行の中でやっているものではございません。選挙管理委員会、投票区の再編、それと投票所の選定等々につきましては、選挙管理委員会の執行権の中でやっている。ただ、その決める中でいろんな法令に遵守するものもございまして、その辺の整備は事務局がやるということでございまして、今おっしゃっている意見はまた委員会の方にお伝えします。その判断は私、理事者でやるのではなく、選挙管理委員会の委員の方が判断するということをご

理解いただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 最後になりますけれども、私は最初から申していますように、上牧町の投票区、投票所の再編をすることにはいささか文句はございません。ただしながら、もともとの考え方を少し変えていただかなければ、パブリックコメントの内容のように、大概の方がくっと横を向くんじゃないかという危惧がありますので、その辺できるだけ再考していただくように、強く申し入れておいて、私のこの質問は終わりたいと思います。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、2番目の質問に入らせていただきます。上牧町におけるボランティア団体について。介護保険を使わないで、ボランティアの手で行われているデイサービスについて今からちょっとお話しさせていただきたいと思います。

平成24年12月議会の一般質問で、上牧町で頑張っているボランティア、ボランティア団体など、上牧町がもっと紹介、バックアップして、上牧町の活性化につなげるように私は提言いたしました。少子高齢化が進む中、ボランティア活動の存在は我々住民、上牧町にとって非常に重要であります。今回は上牧町で、介護保険を使わないで、ボランティアの手で行われているミニデイサービス、ふくふくの会を紹介したいと思います。

約15年前、片岡台団地の集会所を利用して、高齢者サロン、ミニデイサービス、ふくふくの会が結成されました。現在は、その会のリーダーが去年滝川台に引っ越されたため、その自宅を提供して、原則として毎週火曜日午前10時から3時まで、会員約8名、そのお世話をするボランティア、約6人で構成されています。その活動内容なんですけれども、まず1番目に送迎担当のボランティアが朝の9時から10時までの間に、会員を会場に送り届けます。当然お世話をするボランティアは会場の準備に追われています。

次に、10時から12時まで、まずティータイムから始まり、会員、お世話をするボランティアの方々が指先を使う簡単な手芸、工作などを行っています。

次に、12時から1時、昼食の時間です。ボランティアの皆様でつくった昼食を皆さんで食べていらっしゃいます。

次に、1時から3時、ミーティングや体操、トランプ、カラオケ、ティータイム、みんなで仲よく遊んでいます。また、車があれば、会員の皆様方と一緒に買い物へも行きます。最後に3時から送迎担当が会員の皆さんを家に送り届けます。

これ以外に、春には、馬見丘陵公園へ、昼間ですが、花見に行かれます。年1回の町バス

を使って、1泊2日の旅行へ行かれます。当然、会員、ボランティアの方々は皆さんで行かれます。

以上、ミニデイサービス、ふくふくの会の活動内容を述べました。

次に、一般的に言われていますデイサービス、これは何かと。日本語では通所介護、介護予防通所介護と呼ばれているのがデイサービスであります。日帰り介護施設に通い、他の利用者と一緒に、食事や入浴、リハビリ、レクリエーションなどを行います。また、絵画、手芸、音楽、体操なども行いますと。つまり、今までの説明から、ミニデイサービス、ふくふくの会と介護保険を使ったデイサービスのサービスの提供内容はそんなに変わりはないことがわかります。

次に、会員ボランティアの方々の会費負担の問題です。ミニデイサービス、ふくふくの会は、会員から1,000円、その世話をされるボランティアの人々から400円を毎回負担します。ふくふくの会の昼食代、お茶代、お菓子代等に充てるためです。施設でのデイサービスは介護度等によって、介護サービスの算定が違いますので、ここでは話を簡単にするため、要介護2の方がデイサービスを利用した場合、会員1人が1回につき、約8,500円と昼食代が別にかかります。当然介護保険を利用した場合は1割負担でございます。

ミニデイサービス、ふくふくの会は、ボランティアで運営されているため、本当に運営費が安いです。さらに驚くべきことは、このふくふくの会のリーダーは、その会員、ボランティアの方から集めた会費のうち、毎回かかる経費を除いた残りをプールし、年1回の1泊2日の旅行のときにボランティアの方々の旅行費用に充当します。本当に私自身びっくりしますが、上牧町にはこんなボランティア団体があることを私は誇りに思います。これについて、町当局の感想を求めたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 高齢者の進展に伴いまして、今後ますます増加をしていく介護保険料の高騰を避けるためには、介護サービスを利用しなくても生活はできる。健康な体をつくることが重要となります。そのために厚生労働省、県とともに介護予防事業を推進、強化を行っているところでございます。ボランティア団体におかれまして、介護予防を目的とした取り組みとして、高齢者のお世話に取り組んでおられることに対しましては、大変喜ばしく感謝をするところでございます。今後も活動を広げていただき、その効果を期待するものでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ありがとうございます。

次に、今後の上牧町のバックアップ体制についてですが、現在、ミニデイサービス、ふくふくの会は上牧町の社会福祉協議会の協力を得て、月のうち、二、三回の送迎を担当してもらっていますが、上牧町としてふくふくの会をもっと応援してもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） ボランティア活動につきましては、今おっしゃった現在、社会福祉協議会の事業の1つとして活動をしていただいておりますが、町は社会福祉協議会の運営費の一部を補助いたしております。今後におきましても、これまでと同様、社会福祉協議会に協力をしながらボランティア活動を支援してまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ありがとうございます。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で7番、康村議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

---

◇

### ◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時55分

# 平成25年第1回(3月)上牧町議会定例会会議録

## 議事日程(第3号)

平成25年3月14日(木)午前10時開議

### 第1 一般質問について

8番 富木 つや子

2番 長岡 照美

6番 木内 利雄

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	辻	誠一	2番	長岡	照美
3番	堀内	英樹	4番	吉中	隆昭
6番	木内	利雄	7番	康村	昌史
8番	富木	つや子	9番	芳倉	利次
10番	吉川	米義	11番	服部	公英
12番	東	充洋			

欠席議員（1名）

5番 石丸典子

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	竹島正貴
土地開発公社常務理事	高木雄一	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭	環境課長	田中雅英
福祉課長	阪本正人	生き活き対策課長	吉川師郎
保険年金課長	五藤博行	教育総務課長	為本佳伸

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下間常嗣 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇富 木 つや子

○議長（東 充洋） それでは、8番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（8番 富木つや子 登壇）

○8番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。

8番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可が出ましたので、通告に従いまして、一般質問をしてみたいと思います。

今回の質問項目は、1、福祉のまちづくり、2、学校の教育環境、3、認知症対策についての3項目でございます。

初めに、3月11日の東日本大震災から2年目の春を迎えました。すべての犠牲者のご冥福と1日も早い被災地の復興をお祈り申し上げたいと思います。

昨年12月、自公政権が誕生して78日、全閣僚が復興省、安倍首相が合い言葉に、これまで進んでこなかった被災地の復興は、芽吹き季節の被災地に復興実感の機運がようやく参りつつあります。しかし、被災地の本格的な復興はまだまだほど遠いものも現実にはございます。震災から2年目の節目に当たり、さらに実行力ある結果を出す政治が求められています。

そのような中で、自公連立政権では、日本再建の優先課題として、東日本大震災からの復興を掲げており、その姿勢は2012年補正予算、13年度、本予算案にも明確に反映をされ、復興予算は民主党政権時の2011年から19兆円を見直し、約25兆円にまで拡充をいたしました。現場第一で、国民の期待を信頼に変えていく政治、結果を出す政治を政権与党として、公明党はこれからもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

それでは、質問に入ります。

#### 1、福祉のまちづくりについて。

町長におかれましては、町政のさらなる発展に向けて、住民とともに協働と参画のまちづくりを掲げ、今回当選され、2期目を踏み出されることになりました。おめでとうございます。新たなスタートにける本会議初日のあいさつでは、将来の日本を支える子どもたちが健やかに成長していけるように、今は自分たちが支えると積極的な子育て施策と町長の思いがあらわれている所信表明でございました。

私は、子ども、女性、障害者、高齢者にとって、住みよいまちはすべての人々にとって住みよいまちだと考えています。今後、町長はこの4年間で、子育て支援や教育、高齢者の生きがいつくり等をどのように取り組まれて、仕上げていかれるのか、お伺いをいたします。

2、学校の教育環境について。教育の原点は子どもたちの幸せです。特に昨今、いじめや暴力などの問題が深刻化される中で、この原点に立ち返って、教育機能を再生、向上させることが求められています。子どもたちの幸せを実現するためには、安心・安全が基本の学校教育環境は不可欠でございます。その視点から3点についてお伺いをいたします。

①いじめ対策の強化。②県教委の体罰実態調査。③通級指導教室の取り組みについてでございます。

大きく3、新認知症対策5カ年計画策定についてお尋ねをいたします。

高齢化の加速に伴って認知症が急増しています。認知症の高齢者は305万人に達し、13年後

の2025年には470万人へと、ことしの1.5倍以上になることが予想されています。このため厚生労働省は、早期診断と早期対応を柱として認知症対策5カ年計画を策定し、自治体の医療、次の介護計画にも対応策を反映させる方針であります。

本町の現状について、7点について教えてください。

- ①認知症高齢者の実態と今後の推移。
- ②認知症予防の取り組み。
- ③グループホーム、デイサービスの推移、進捗。
- ④地域包括と連携した専門チームによる訪問活動。
- ⑤地域で身近な認知症医療拠点、治療拠点。
- ⑥若年性認知症患者、家族のサポート体制。
- ⑦グループホーム、高齢者施設の防火対策でございます。

以上が質問内容でございます。なお、再質問は質問者席で行ってまいります。理事者、担当課におかれましては、ご答弁よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今回の質問の最初でございますが、今、壇上でもお話をさせていただきました。今回、町長は2期目に当たりまして、大きなテーマで「住みよい町、住みたい町、住んでよかった町」というような、今回は、「つくろう、みんなで、元気な安心の町を」ということでテーマにも掲げられまして、2期目の当選となりました。今後、町長、今このような打ち出しの中で大きく今後、福祉、また、高齢者、女性、障害者、さまざまなこのような弱者といたしますか、本当にこれから大事な、必要な事業についての取り組み、この4年間でどのように取り組み、また仕上げていかれるのか、よろしくお願いたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） すべての人々が住みよいまちづくりということでお尋ねでございますので、まず少子化の部分からお話をさせていただきたいと思えます。子どもが確実に減ってきているということはもう事実でございますし、先般、ちょっとお話もさせていただいたと思うんですが、斑鳩町さんでは子どもの数が減らないと。どこの町でも子どもの数が減っておるんですが、斑鳩町の場合は子どもの数が他町に比べて減る率が低いと、こういう事実がございます。これは何がそのようになっているのかということにつきましては、斑鳩町は、子育て支援に積極的であると、こういうことから、お若い保護者の方々が住み着いているとい

うことになっております。

そういうことからいたしますと、少子化対策については子育て支援が一番有効であり、重要であるというふうに私は考えております。そのために上牧町も財政がようやくスタートラインに立てたというだけでございますが、この中で2期目の4年間はどのように取り組んでいくのかということにつきましては、まず医療費助成、これにつきまして24年度から小学3年生まで、引き上げをさせていただいたわけでございますが、これをもう一段踏み込んだ形、できましたら財政の状況もあるわけでございますが、そういうのを見ながらまず小学6年生まで次の段階は引き上げていきたいなど。あわせて、中学生の問題もあるわけでございますが、その辺は計画を立てさせていただいて、まず入院部分だけでもあわせてやるであるとか、そういう方策もできましたら、25年度、しっかりとその後の財政状況も考えながら、26年度で実施できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

それとあわせて、発達障害を持つ子どもさんの問題でございますが、発達障害もいろんな種類があるわけでございます。それをすべてやるということは、これは財源上もいろんな問題があってできないわけでございますが、直接、私が要望を受けました、今、上牧町の子どもが平群町へ通っておられることばの教室、これを積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

今、平群町へ10名程度、通級教室に通っておられるというふうに聞いております。潜在者を入れますと、やっぱり30名程度の人数になるのではないかとこのように考えております。それで、県の方にも、先生の加配につきまして昨年からお願いに上がっております。これも奈良県下でたくさんの市町村が取り組んでおられる内容でございますので、既に単費、単独でやっておられる自治体もあるわけでございますので、そういう、やっぱり自治体に対して県としてもまず先順になっていくわけでございます。そういう中で、上牧町が25年度から取り組みたいということで、県の教育長及び関係者をお願いをいたしております。

もしこれが、加配がないとしたらやらないのかと。こういうことになるわけでございますので、県から補助金が出ないから補助金が出るまでやらないと、こういうことでは子育て支援の施策にならないわけでございますので、今考えておりますのは、まずやれることからやっていこうということで、単独でも一応6月に当然、肉づけで補正をさせていただくわけでございますので、その中から考えていきたいということで、今、準備を始めておるところでございます。

それと、福祉ということではないんですが、特色のある教育、こういうことも必要ではな

いかというふうにも考えておまして、幼稚園で、できましたら特色のある教育をこれから考えて、26年度以降に実施できるようにこれも計画をしていきたいというふうに考えております。

また、高齢者の問題でございますが、元気に暮らしていただくということについては、もう皆さんもおわかりのように医療費でありますとか、税でありますとか、料でありますとか、こういう抑制につながるのは、これはもう確実でございますので、高齢者の方々が地域で元気に暮らしていただく方策、これもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

ただ、これにつきましては、我々事務方が机上で計画を立てましても、なかなかこれが徹底周知できるわけございませんので、やっぱりシルバー世代の意見もしっかり聞きながら一緒につくり上げていくというような考え方で進めていかないと、なかなか効果があらわれないというふうに考えておりますので、シルバーの方々にも協力をいただきながら計画を立てていくということで進んでいきたいというふうに考えております。

それと、協働と参画ということで考え方を示しておるわけでございますので、町の、例えばいろんな委員会でございますとか、そういうところにも高齢者の方々もどんどん参画をしていただくということで、やっぱりまだまだ自分たちも町の行政の中で必要とされているんだというようなしっかりとした認識を持っていただけるように、そういうことにもこれから取り組んでいきたいなど。年いっているからだめなんだというような、若い人ばかりを重用するということではなしに、そういうやっぱり経験を積んだ高齢者の方々もそういうところに入っただいて、自分たちが必要とされているという認識を、感覚を持っていただくというようなこともこれから大事なのではないかとこのように考えておりますので、これからもそういう形をとっていきたいなというふうに考えております。

それとあと、高齢者の単独世帯でありますとか、高齢者2人世帯でありますとか、きのうも服部議員の方から一般質問でも出ておりましたように、見守りをどうしていくのかということについても、これは大事な課題でございますので、ただ、このことについては個人情報の問題でありますとか、いろんな難しい問題も絡んでまいるわけでございますが、みんなで見守りながらまちの中で暮らしていけると、こういうことについてもこれから考えていきたいし、また、もっと有効なものになるように、それぞれが自覚を持ってやっていただけるようお願いをしまいたいというふうに今考えておるところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。町長、これから4年間にどうトータル的な住みよい、上牧町で住んでよかったと言えるような、まずは住んでみたい町、それから、住んでよかった上牧町ということですね。大きなトータル的な考えを今述べていただきました。私は本当に壇上でも申したとおり、町長の所信表明の中で、将来の日本を支える子どもたちが健やかに成長していけるように、今は自分たちが支えるんだというようなね。すごい深い思い入れがあつての所信表明をちょっと、そういうふうに感じさせていただいたんですけども、今回のやっぱり子育て支援についてはしっかりとの方針と取り組みを述べていただいておりますので、私もその中では特色ある、他町にはない特色のある事業も考えていただきたいというのも今回お話の中でさせていただこうと思っておりましたので、その辺はまた一つ一つ、私たちも他町の先進的な取り組みで、住んでよかったなという声が出ているようなまちを勉強させていただいて、また提案もさせていただきたいと思います。

それからあと、発達障害の子どもたちについてのお考えも述べていただきました。これについては、私も去年から、3月、1年前から質問させていただいた中で、住民さんと一緒に県の方まで要望もさせていただきに上がりました。やっぱりお母さん方の思いというのが町長に伝わったのではないかなと思います。今後もやはりそのような取り組みについては、しっかりと一つ一つのこととといいますか、ブツブツというか、何て言うか、一つ一つの単独な事業ではなくして、発達障害については大阪府でも今回、府と市が連携をいたしまして、すごい倍以上の、また、市は7倍というような予算をつけまして、発達障害の切れ目のない支援、生まれてから成人するまでのトータル的な支援を打って、肝入りということでして、大阪府ではやっております。そういうふうな施策を打ち出しております。そのような、やはりトータル的な支援というのが今後は必要になってくるかと思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、福祉の拠点ということで、先ほど高齢者の方々の見守り、それから、生きがいづくりということを協働と参画、やっぱり年いったから、もうそんなのしんどいとかいうことではなくて、何かやっぱり参加して、町の中で生き生きと暮らしていきたいという、生きがいづくりですよね。そういうような取り組みも、やはりこれは前からも質問させていただいております、福祉の拠点をどう活用していくかということも大事なことになりますので、その点も充実をさせていただきまして、大いに利用できるところは活用して、施設の中で、ちょっとやっぱり予算的なこともあるかと思ひますけれども、そういう取り組みもしていただきたいと思ひます。

最後に、やっぱり幼稚園教育、先ほど特色のあるということでありましたけれども、やはり発達障害とかそういう子どもさんたちには幼児教育、その中でやはり一つ一つ、幼稚園では幼児教育の中にそういうような特色ある教育を含めてね。トータル的にしていただきたいと思います。

すべてのやっぱりこれは現場をどう町の担当課、また、町長がどのようなニーズを吸い上げていくかが、町長、いつもおっしゃいますけれども、必要なところから優先順位をつけていつもおっしゃいます。そういう意味では、どのように努力していかれるのか、その辺ちよっと教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 住民の方々にはいろんな要望が当然あるわけでございます。先ほど言いましたように、発達障害のことばの教室でも、それぞれ保護者の方が相談ができるようないろんな事例、実例なども聞けるような、そういうような体制が上牧町にはないということで、どこに相談していったらいいかわからないと。悩んでいるうちにその子どものそういう状態に、なかなか真実に近づけないというような事例が、事実あったわけでございますので、やっぱりそういうこともしっかりとこれから取り組む必要もございまして、やっぱりやるべきことにつきましては、余り時間を、行政の場合はなかなか年度途中でやるということも難しいわけでございますが、そういうことをしっかりと、やっぱり一定の期間、計画を立てて、それぞれ目的と結果を求めてやっていくということが、これから我々に課せられている住民の方々からの使命であるというふうに考えておりますので、やります、やりますと言いながら、いつまでたってもやらないというのでは、これはだめなわけでございますので、やるべきこと、そういうことについてはしっかりとやらせていただきたいなというように思います。

それと教育の問題でございまして、これにつきましては、やっぱり小さい間からしっかりとした内容といいますか、しっかりプランをとといいますのか、そういうものを現場で、保護者の意見を現場がしっかりと吸い上げて、そういうことについて、中身、それから、将来にわたった見通し、そういうものをしっかりと現場が把握をするということが、これはまず大事でございまして、そういう中からやっぱり適切なものを計画していくというような形で、これからあわせて取り組んでいきたいなというように思います。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） わかりました。上牧町も今ちょうど、町長がまた2期目で、この4年間を務められるわけですがけれども、大きく変わるとき、節目ではないかなと、そのように私

は感じております。今も町長おっしゃっていただきましたが、やはり的を得た、町長のそのような状況をしっかり捉えた上での、先を見据えてのトータル的なお考えを今聞かせていただきましたので、期待をしていきたいと思えます。させていただきます。ありがとうございました。

では、次、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 次は、いじめ対策の強化なんですけれども、これは昨年も9月に議会でも質問させていただきました。そのときにはアンケート調査の状況等、今後どのようなお考えで、取り組んでいかれるのかということをお聞きしたんですけれども、今回は質問はこのアンケート、9月のアンケート調査、文科省のアンケート調査報告を踏まえた上での取り組みなんですけどね。強化ですね。その点についてお伺いをしていきたいと思えますので、では、1点目、強化ですね。学校の環境づくりなんですけれども、①のいじめの強化、現状が今……。ちょっと待ってください。すみません。実態調査を受けての対策の取り組みについてお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 昨年の9月にいじめに関するアンケート調査を実施いたしました。その後すぐにこのアンケートは無記名で調査をしたものですから、すべての児童、生徒から個別に面接調査を実施し、アンケートでいじめられたことがあると答えた生徒を特定し、いじめの内容について聞き取り調査をいたしました。いじめであると判断した場合は、全教職員で共有し、解決に取り組んでいきました。現在9月のアンケートで浮かび上がっていたいじめにつきましては、すべて解消済みでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） このアンケート調査、公表はされておりますけれども、ちょっとネットから調べたんですけれども、これは県内で郡市別に解消及び件数ということで出ております。北葛城郡の中で、今回は、これは中学校だけということで出ておりますので、町独自ですね。小学校は独自でされていますので、上牧町の中では56件ですね。56件、結果的に。きのう、一般質問の中で答弁されておりました数なんですけれども、上中で33、二中で23、合計56ということで、解消も56という結果になっているんですけれども、これは解消したということがどのような基準で明らかに、報告だと思えるんですけれども、その解消の、解決をどうようにしたのかというような中身の部分までは報告は来るんですか、教育委員会に。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） すべての個別について報告はないんですけれども、双方、お互いに頭下げて謝って、和解したという状況でございます。当然それがすべて解決ではない、引き続き経過観察をしなければならないという事案もあるんですけれども、ほとんどの場合は、軽微な、これがいじめかなと。これが放っておけばいじめにつながるのかなという程度のものであったというように聞いております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 具体的に明確な、見ているわけでないですので、報告の中でそのような正確な判断をされる方もいます。やっぱり今後、私、これは9月議会でもお話をしましたけれども、やはり事例があったときに、学校の担任の先生なり、学校全体がそういうことを教育委員会と、それから、保護者、それから、本人、やっぱりそこあたりで情報の共有をしっかりとした中で、そういう解消の判断と、正確なところら辺も、状況も捉えていただきたい。要は、もうやっぱり連携が一番大事、情報の共有が大事だということでお話をさせていただきましたけれども、その点についてどのように今されているのかお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） すべてのいじめ事案について教育委員会に個別に報告があるわけではございませんけれども、これは重要、いじめであるということが明らかな、いじめであるということになれば、当然保護者であるとか教育委員会には連絡が来ております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） このいじめについては、早期発見、早期対応するということが大きな、これは取り組みと重要なポイントではないかと思いますが、そのような捉え方で進めていらっしゃるかと思いますが、そうですね。はい。その中で、この調査を受けての現在の取り組みはそういうことで、その中で2点ほど大事なことをお聞きしたいと思います。

1点は、このいじめ早期対応マニュアルということで、県教委が出しているマニュアルなんですけれども、この活用なんですね。活用をどのように活用しているのか。ただ学校に配っている、配布しているだけなのか。それともその学校現場に配布した中で、その活用の方法ですよね。職員会議であるとか、研修とか行うとか、そのマニュアルの活用の仕方をどのように徹底をされているのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） このマニュアルにつきましては、職員会議、生徒指導部会及び学年

会議で行う研修に活用しているということでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） この配布しただけではなくて、そのような中で教師、それから、学校全体が一丸となって確認をし合ったり、情報共有をし合ったりすることで、このマニュアルが生きてくると思いますので、その点はしっかり徹底をしていただきたいと思います。

それから、2点目なんですけれども、これも9月議会で訴えさせていただいたことなんです。児童、生徒、保護者への相談体制です。その中でもやはり心のケア、スクールカウンセラーについては、教職員さんも、教師の方々もやはり忙しい、本当に仕事に追われる中でのそういうような対応になると思いますので、先生方もいじめがあったときにどこに相談をしていい、抱え込むということがないように、全体で共有するという意味でも、相談体制、先生も保護者も、もちろん生徒もなんですけれども、そういうふうな教員のバックアップ体制と、それから、生徒、保護者の心のケアにもなるスクールカウンセラーですけれども、あのときは中学校、今は中学校、二中と上中、それから、心の相談室ということで設置をしている。小学校にはないということで、私ちょっとその点は必要ではないかなということをお話をさせていただいておりますけれども、今回、2013年度補正予算の中で、予算案ですね。政府予算案ですね。予算案の方ですね。いじめ対策事業、総合推進事業ということで、前年度対比8億円の増で、48億円盛り込まれておりますので、ぜひこのような活用をやっぱりしていただいて、整備できるところには整備していただきたい。これは早期発見、早期対応をするその中でも大きな意味が含まれていると思いますので、その点についてはいかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 上牧町では、富木議員がおっしゃったように、上牧中学校には県から派遣していただいておりますスクールカウンセラー、それから、第二中学校には町単独でスクールカウンセラーを派遣しております。今、新年度予算案で増額されているということなんですけれども、教育委員会ではまだそういう情報は届いておりませんが、日ごろから県には加配についてお願いしておりますので、できましたら小学校にもスクールカウンセラー等増員していただくように、働きかけていきたいと思っております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） どうですか。やっぱり必要なことだと思うんですけれども、どのようにならばちょっと教育委員会、また、学校現場で考えているのかというのは、言われて設置するとかいうんじゃなくて、私はそう思っているんですね。だから、やっぱり小学校にない、また、

この間の前の9月のときの答弁では、中学校まで保護者と小学校の子どもが行くというの  
は行きにくいというはっきりした答弁があったのでね。では必要ではないかなと、3つ学校あ  
りますのでね。その点をちょっと私は話したんですけども、いかがですか、現状は。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今設置しておりますスクールカウンセラーは、両校とも非常に盛況  
で、相談件数も多いので、小学校に設置できるということになりましたら、こちらも利用さ  
れる、かなりの件数で利用されるものと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） このような予算が、国の予算がやっぱり大きく活用できるときには活  
用するというので、そのような方針、考え方で行っていただきたいなと思います。これは  
ほかの事業にもつながる、教育だけではありませんので、やっぱりどうしても優先順位から  
いいますとどうなのかなというあたりも。だけれども、やっぱり今こういう現場で起こって  
いることを考えると大事かと思います。

では、次お願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 次、県教委の体罰実態調査についてお答えさせていただきます。

現在、体罰に関する実態調査を3月、小学校では3月1日、中学校では3月4日の日に児  
童、生徒に対するアンケート調査を実施いたしました。もちろん欠席の生徒もおりますので、  
引き続き先生と一緒にアンケート調査を実施しております。それと保護者宛てでございま  
すけれども、学校に保護者の相談窓口を設けまして、希望者に管理職が相談しやすい体制をと  
っておると。体罰について相談したい方は、学校へ来て相談できる体制をとっているとい  
うことでございます。それと、その結果は来週中にも教育委員会に上がってくると思いま  
す。県に報告するのは3月25日に報告ということになっております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） アンケートについての流れはわかりました。ちょっともとに戻ります  
けれども、これまで上牧町での体罰の報告というのはあったかどうかということをお聞きし  
たいんです。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 24年度中、教育委員会に対して体罰の報告はございません。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子）　じゃ、アンケートに入ります。質問の。今回、24年度中は報告はなかったけれども、今回のアンケートで調査で出てくるということも考えられるかと思ひます、調査の上ではね。明確になると思ひますね。このアンケート調査なんですけれども、体罰の定義というのをやっぱりどこら辺で基準というか、定めると言うとおかしいんですけどね。自分がとられてアンケート調査に応じるわけなんですけれども、その辺はどのような町としてはとられておられるのか、ちょっとお願いいたします。

○議長（東　充洋）　教育部長。

○教育部長（竹島正智）　きのうの報道によりますと、文部科学省が新しい基準を設けて、各市町村の教育委員会、学校に配布したという報道が流れたんですけれども、慌ててメールを見たんですけれども、まだそういう文書は届いておりませんでした。ちょっとその明確な基準が出ているかもしれませんが、古い基準で申しわけないんですけれども、当然、身体に対する侵害を内容とする懲戒ですね。これは殴る、蹴る等。それから、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒。これは正座とか直立を長時間させるという。長時間行わさせるという、こういった場合が体罰とされております。

体罰でないものといましては、授業中、教室内に起立させる。それから、学習課題や清掃活動をさせる。学校当番を多く割り当てる。立ち歩きの多い児童、生徒をしかって、席に着かせる等が体罰には当たらないというようになっております。

○議長（東　充洋）　富木議員。

○8番（富木つや子）　何か難しい問題かなとちょっと思ひますけれども、いじめについても自分がされて嫌やと思ひことは、そういうふうに定義づけられるということなんですけどね。やっぱり学校教育とこれは別次元なんですけど、報道にもありました女子柔道のやっぱり監督の問題。これはスポーツの中では愛のむちの名のもとに、現場で体罰、暴力が行われたということなんですけれども、ちょっと非常に、それが、じゃ、人を育てる、選手を育てることになっているのかということをおもちょっと感じておりました。

体罰は学校教育法では、これは学校の中では明確に、体罰は学校教育法で禁止されております。決して許されるものではないと思ひているんです。だから、これまで何度も文科省の通知を、体罰がなかなか通知、体罰の通知を禁止を、同通知を出したけれども、なかなか減少してこないというような実態がある。現状ということなんです。やっぱりどうしてもスポーツ界では体罰が減らないということは、スポーツの勝利至上主義といひますかね。そういうようなあたりにやっぱり考え方が置かれているので、なかなか少なくなるとい

うのが現状だと思います。

私はちょっと定義については、子どもに肉体的な傷を負わせるだけでなく、自主性や尊厳を奪うということなど、精神的にも深い傷を負うことにも、やっぱり体罰に、そういうような定義につながっているということも考えられると思いますけれども、体罰は人を育てないということは、確かに人を育てるとの観点からやっぱりスポーツ界でもあるんですけれども、あらゆる対策を講じなければ人は育たないと。教育現場でもそのように思います。

その中でやっぱりどれだけ結果的にはどうなるのかというのがちょっとわからないんですけれども、やはり上がってきたときの結果次第ではきちっとした、先ほども言いましたように、いじめ対策と同じですね。やっぱり学校、教育委員会、それから、保護者、関係者が子どもを含めた上での連携の中で、うやむやにしない。きちりとしたものを上げて、それに対する対応をしっかりしていく、あとのフォローもしていく。それからもう1つは教育。これはさっき言いたいじめにも共通します。教育、教師の研修制度の充実みたいな、やはり現在、上牧町ではそのような体罰や、いろいろ問題が起こったときのこれまでの教師に対する、先生方に対するフォローアップ、研修とか行われているかどうか、今ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） いじめ体罰等に対する、教職員に対する研修でございますけれども、いじめで先生が困ったことがあれば、すぐに相談に乗れる教育相談体制、いじめが見つかった場合の指導方法、保護者との協力関係の構築等について研修を行っております。

また、昨年の9月のいじめアンケート以降は、特に生徒指導部と学年の連携を深め、生徒指導部会や学年会議の中で継続して議案として取り上げ、研修を行うとともに常にアンテナを張り、リアルタイムで動いている生徒たちの友人関係の動向の注視し把握に努めているところでございます。

それから、体罰につきましては、もう学校教育法で体罰はいかなる場合についても行ってはいけないと明記されておりますので、このことを職員会議等で再確認をし、徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） いじめも体罰も学校現場では起こり得るということを前提に考えていただいて、やはり体罰は人を育てない、暴力に匹敵するということを明確に私はしておかなければならないと思います。相談体制はわかりました。

では、次に、最後に、教育長、申しわけございませんが、今のいじめ、体罰問題、学校教育現場でさまざまな問題が起こっていますけれども、その点についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） お答えいたします。

昨年7月にいじめの問題が起こり、12月には部活動における体罰の問題等が起こって、マスコミで大きく話題となってまいりました。どちらもあってはならない大変深刻な事案であると考えております。この問題をきっかけとして、学校や教育委員会の対応の仕方や迅速さに疑問が持たれ、信頼も揺らいでおります。さらには、教育委員会のあり方まで問われているのが昨今の情勢でございます。

私たちはこれらの事態を重く受けとめ、体制の強化を図り、再発防止に向け、全力で取り組んでいかなければならないと考えております。このような状況であります、上牧町には地域と密接であるということと、学校と教育委員会が近い関係にあり、小回りが効くといった町のよさがあります。私たちはこのよさを生かしながら信頼される教育行政を進めていかなければならないと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。先ほども町長がこれからのトータル的なやはり住んでよかった、上牧町に住んでよかったなというような、今、まちづくりのお話がありました。その中にも教育というのは大きなウエートを占める重要な箇所でございますので、またいろいろご苦労もありますが、よろしく願いいたします。

以上です。次、お願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 次、3番の通級指導教室の取り組みというご質問でございますけれども、これにつきましては、先ほど町長の方からも回答されましたんですけれども、教育委員会としても再三にわたり、県の教育委員会に加配についてお願いに行ってまいりました。町長も直接足を運んでいただいた。何回も足を運んでいただいております。そういう中で万が一、加配は非常に難しいという回答をいただいておりますけれども、県からの加配がつかなくても、町は単独でも前へ進めたいというタウンミーティングでも町長はおっしゃっていただいておりますので、教育委員会といたしましては、これで財政の裏づけはとれているんじゃないかということで、何としても前へ進めていきたいと考えております。

25年度中に住民の方に町長の公約は一步前へ進んだということが目に見える形で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 部長からもありましたし、先ほど町長からも強い決意が述べられて、要は、やる気の問題かなとかちょっと。やる気の問題であるなということを感じました。私も父兄さんと県教委にも行かせていただき、また、住民さんのお話を聞きながらその都度、情報も県教育関係者と、町教委と話をさせていただいたり、懇談をさせていただいたところですよ。

やはりこれは今、発達障害の子どもたちが40人学級の中で、二、三人いるということで、やはりふえて、だんだん子どもたちが、そういうような教育を必要とする子どもたちがふえていっているというのが現実でございます。先ほどもありましたけど、大阪府、市と全国の初の取り組みでタッグを組んで、府、市がタッグを組んで、府は24年度当初予算で6,325万から1億1,500万。市は5,341万から3億5,000万。大きな、この7倍というね。そのような財政を引き上げて、思い切った切れ目のない支援をしていくということに取り組むことになっております。その中にこのような事業も入り込んでいるということで、大きく先進的に動いているというのが全国的にこれからそのようになっていくかと思っております。

私も、先ほど言いましたように、今後はやはり積極的な取り組みの中で、やっぱり保護者さんとの連携、また、保護者の相談体制が一番、あるとないのでは、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、大事なことだと思っておりますので、また切れ目のない支援についてもこれとあわせた、並行して取り組みをしていただきたいと思いますので、また提案を今後の質問でさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

じゃ、次、お願いします。

ちょっと待ってくださいね。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 次は高齢者の方の質問でございます。新認知症対策5カ年計画施策についてなんですけれども、これは国が今回、これも高齢化になってきて、認知症の方々がふえていく医療費の増大につながる、また、家族も支援が必要であるということで、新認知症対策が、今じゃなくて次の介護計画の中に盛り込んでいくということでもありますけれども、上牧町の認知症の現状ですよ。認知症の方々、1番ですね。認知症高齢者の実態と今後の推移なんですけれども、7番までありますけれども、まずは1、2とお願いをいたします。

3までお願いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 厚生労働省は昨年5月、新認知症対策5カ年計画を策定し、早期発見、早期対応によって、認知症高齢者の生活支援を行う方針を明らかにし、認知症に適したサービス提供の流れの策定や、医療機関及び介護従事者の認知症対応力の強化を図る等々、これらすべてについて、平成24年度から29年度までの5年間に行うと発表いたしております。町といたしましても、充実、強化された部分につきまして、今後しっかりと活用し、取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、ご質問の1でございますけれども、認知症高齢者の当町の実態につきまして、平成24年8月までの介護認定申請で、主治医意見書の中の認知症高齢者の日常生活自立度の項目におきまして、3A以上の判定を受けておられる方が1,006人中225人おられます。これはあくまでも専門医、精神科医が診断した数ではございませんが、その方がかかっておられる医師の診断でございます。この3Aといたしますのは、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難が見られ、介護が必要であるというランクでございます。要介護認定の中にこの3A以上の判定を受けておられる方が22.4%おられるという現状でございます。

それで、今後の推移といたしましては、当然のことですが、高齢化が進んでまいりますので、認知症の発症はますます増加をするものと予想されます。以上でございます。

○8番（富木つや子） 2まででいいです。

○住民福祉部長（塚 尚起） 次に、2番の認知症予防の取り組みということでございますが、認知症予防の取り組みといたしましては、まず窓口にて相談を受けられる形をとっており、随時相談に応じております。そのほかに希望される各種団体、婦人会、シルバークラブへの出前講座の開催、また、専門医によります認知症の理解を深める講演会等も行っております。それと脳の健康教室、それから、すこやかサポーターによる手作業関連の教室開催等も実施をいたしております。これらの事業につきましても参加希望者が増加傾向でございますので、今後も継続してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 明らかにこれから認知症の方々が、私たちももう何十年かしたら、一番先に認知症にかかりそうな感じをちょっと持つておるんですけど、私が先に認知症になるのと違うかなとか思ったりね。ちょっと心配するんですけども、ちょっとまだまだ早いで

すけれども、やはり明らかになっていることはその増加に対する取り組みをしっかりとするために、今回この新認知症対策の柱の一つとしては、発症時から専門チームによる高齢者のお宅に専門の、何て言いますか、認知症専門の看護師さんとか保健師さんが訪問する。在宅訪問する初期集中支援チーム創設だと思います。これは全国の包括支援センターにということになっているんですけど、また包括支援センターのことを聞きます。

それからもう1つの柱、2つあるんですよ。もう1つは身近な認知症疾患医療センターの整備ということですよ。これはやはり認知症にかかられた方が早目に対応して、医療介護につなげていくということで、専門チームを創設するというようなね。このようなポイント、2つの大きな柱となっております。今、部長から聞きました。この第5期介護保険事業計画の中にも、その認知症の取り組みということで載っております。仕組みづくり、やっていることはこの新認知症対策の中にあるものと同じものを今既に5期計画の中でも取り組んでいただいております。見守りであるとか、それから、啓発、それから、見守り、それから、高齢者を支えるケア体制の確立ということでありましてけれども、そういうようなことから、今回、上牧町がこのようなことに対する、要は、もう上牧町、この新認知症対策によって、どういうふうな、どこら辺を整備していかなあかんのか、体制づくりをどういうふうにしていかなあかんのか、今と現状の中からどういうふうになるのかということが大きなポイントになると思います。要は、仕組みづくり、体制づくりを整備していく。今の上牧町の現状の中ではどのように仕組みづくり、体制づくりを、課題も掘り起こして、どう整備をしていかなあかんのかということだと思います。

そのほかで、グループホームの進捗状況とか、それから、4、5、6というので、5までですね。3、4、5、すみません。お願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） グループホーム、デイサービスの進捗でございますけれども、グループホームの数は現在、町内に2カ所でございます。どちらも18床でございます。今後新たな設置予定といたしまして、現在聞いておりますのは、1カ所、グループホーム建設予定がございます。それも18床でございます。それと、現在、認知症の専門のデイサービスは町内にはございません。

以上でございます。

それと、地域包括と連携した専門チームによる訪問活動ということでございますけれども、この認知症対策の重要な部分は、早期診断、早期対応が柱でございます。そのため政府は認

知症を学んだ看護師や保健師などの専門職による認知症初期集中支援チームを創設し、全国の地域包括センターなどに順次配置をしていくとの考えを示しております。地域包括支援センターではいろんな相談に応じておりまして、内容によっては訪問活動も行っているところでございますが、今のところ活用はいたしておりません。県からも専門チームの派遣という制度も既にごございます。認知症高齢者や家族に対しまして、今後は必要に応じて専門チームとの連携も重要であると考えております。

○8番（富木つや子） 済みません。時間ないので、5、6もお願いします。

○住民福祉部長（塚 尚起） 5番の身近な認知症……。

○8番（富木つや子） 治療拠点。

○住民福祉部長（塚 尚起） 拠点ですね。

○8番（富木つや子） はい、治療拠点。

○住民福祉部長（塚 尚起） はい。専門医の支援があれば、患者はおなじみのかかりつけ医で安心して治療が受けられることとなります。上牧町の場合、認知症疾患医療センターはハートランドしぎさんと、御所市の秋津鴻池病院がごございます。5カ年計画では、認知症高齢者の自宅や施設への往診などにも当たり、早期診断を担う身近型認知症疾患医療センターの整備が盛り込まれており、今後の整備を期待するものでございます。

6番の若年性認知症患者家族のサポート体制ということでございますけれども、患者の家族のサポート体制といたしましては、その都度相談に応じまして、専門病院の紹介、また、家族会などの紹介を行っております。

また、厚生労働省は若年性認知症施策として若年性認知症支援のハンドブック、これを24年度中に作成をして、医療機関、市町村に配布するということですので、今後十分活用したいと考えております。

それと今後におきまして、若年性認知症の人たちの意見交換開催などの事業が、現在は17都道府県の実施でございますが、5年間の計画の中で、5年後には全都道府県で実施をするという方針でございますので、その部分も今後の患者のサポート体制が強化されるのではないかと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） すみません。時間が押していますよね。早口なのでちょっと。早口でちょっとわからない部分があったんですけど、要は、もう最終的には上牧町は今、現状の中で、どことどこを整備しなきゃいけないというあたりだけちょっと教えてください。簡単に

いいです。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 現在の町の課題といたしましては、専門職による支援チームが高齢者宅を訪問して、初期症状を把握することが重要でございますので、包括と専門職との連携が必要であると。必要に応じて活用したいと。その点が一番重要ではないかと考えております。厚労省が作成をしました5カ年計画につきまして、強化、それから、充実される部分、これがございますので、その部分を活用して、また、上牧町の地域に見合った取り組みを平成27年度からの第6期の計画に十分反映させて、早期発見、早期対応の周知を進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今後はやっぱり地域包括支援センターは大きな重要、また、役割をね。大きな役割を果たすところとなりますので、その整備をしっかりと、また治療拠点であるとか、それから、専門職、認知症専門の勉強していただきまして、高齢者のお宅を巡回していただきたいと思います。

最後に、施設のグループホームの火災がありました。この点については防災対策、防火対策をしっかりとしていただきたいと思いますが、その点、最後をお願いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 町内のグループホームの施設、それと高齢者福祉施設の8施設の防火対策につきまして、西和消防に確認をいたしました。検査におきましては、基本的な対応について問題はないとの回答を得ております。今後とも町もともにまた確認を行ってまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） すみません。最後は早足になってしまいまして、ちょっと申しわけなかったかなと思います。

では、以上で、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、8番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで10分間、暫時休憩といたします。再開は11時10分です。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇長岡照美

○議長（東 充洋） 次に、2番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（2番 長岡照美 登壇）

○2番（長岡照美） 2番、公明党、長岡照美でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問項目の1つは、大気汚染物質についてでございます。2つ目に健康対策についてでございます。

まず1項目めですが、北京をはじめ、中国各地において深刻な大気汚染が観測され、西日本を中心に計測値が上がってきており、日本への影響が懸念されています。微小粒子状物質PM2.5の対応についての質問でございます。既に皆様方も報道によりご存じのことと思われませんが、念のため、このPM2.5についてお話をさせていただきます。このPM2.5とは空気中に漂っている直径2.5マイクロメートル以下の粒子の総称でございます。大きさがスギ花粉の10分の1程度と非常に小さいので、吸い込むと呼吸器系の奥深くまで入っていきやすく、大気中の濃度が上がると呼吸器や循環器に持病のある方は息苦しくなったり、血圧が上がったりすることがあるそうです。また、濃度の高い場所で長期間生活すると、健康な方もぜん息や肺がんのリスクが高まるとの研究結果も出ております。日本では2009年に大気中の濃度を1年平均で、1年間の平均で1立方メートル当たり10マイクログラム以下、また、1日の平均では、同35マイクログラム以下に維持するのが望ましいとの環境基準が設定されております。

微粒子物質PM2.5の影響と対応についてお伺いいたします。

①微粒子物質PM2.5の基準や情報についてお伺いいたします。また、住民に対する情報もお願いいたします。

②県、町内での微粒子物質PM2.5の状況についてお伺いいたします。

③学校等での対応についてお願いいたします。

④健康への影響についてお伺いいたします。

次に、2項目めの健康対策の1つ目に子宮頸がんの原因ウイルスに感染しているかを調べるHPV検査について、厚生労働省は新年度から試験的に始める方針を決めました。この子宮頸がんは20歳から30代の女性が発症するすべてのがんの中で第1位です。日本では1日に約10人の女性が子宮頸がんによって死亡しております。子宮頸がんは特別な人になる病気ではなく、女性なら誰でもかかる可能性のある病気です。初期にはほとんど症状がない病気です。がんが進行すると子宮摘出だけでなく、命にかかわることもあります。子宮頸がんは、がんの中でも唯一予防のできるがんでございます。

厚生労働省は200程度の市町村に費用を全額助成して、効果を検証し、細胞を調べる今の検査より異常を見つけやすいとされ、全面導入できるか、最適な方法を探る方針です。厚生労働省検討会が4日、早急な検討を求める提言をまとめ、政府の新年度予算案に関連予算1億5,000万円が盛り込まれました。25年度との単独事業です。厚労省は30歳、35歳、40歳を対象に実施する方針です。子宮頸がんは30代をピークに、20から40代で発症率が高く、現在の検診は2年に1度、細胞を調べる細胞診で、一部の年齢を対象に無料クーポン券が発行されております。HPV検査はウイルスのDNAの有無を調べる方法です。細胞診とあわせて実施することで、見落としを減らし、次の受診までの間隔を伸ばせる効果が期待されております。上牧町での取り組みについてお伺いいたします。

次に、胃がんを引き起こすとされる細菌、ピロリ菌が原因の慢性胃炎の除菌治療に健康保険が適用されました。胃炎段階から除菌することで胃がん予防につながります。50歳以上の日本人の45%前後がピロリ菌に感染していると言われており、人のピロリ菌感染者は3,500万人以上と言われております。ピロリ菌とは胃の粘膜に生息する菌で、子どものころに衛生状態のよくない生水を飲んだことなどで感染すると考えられています。そのために上下水道が整備されていなかった世代に感染者が多く、若年世代では激減しています。感染によって胃の粘膜にとどまり続け、萎縮が進むと一部が胃がんを発展していきます。最近の研究で、胃がんのほとんどがピロリ菌によることがわかっております。胃がんはピロリ菌の感染症であり、除菌と検診で撲滅できると言われております。ピロリ菌検査の導入をお伺いいたします。

3つ目ですが、がん検診などの各種の検診をセットで受けられるセット検診の取り組みについてお伺いいたします。

再質問につきましては質問者席で行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは、1項目めからお願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） それでは、まず1番目の微粒子物質PM2.5の基準や情報についてはどうかということでございます。このPM2.5の環境基準は1年平均値が15マイクログラム立方メートル以下ということで、1日の平均値が35マイクログラム立方メートル以下となっております。

また、数値の情報といたしましては、環境省、大気汚染物質広域監視システムで、このPM2.5を含む全国の大気汚染状況について、24時間情報提供されているところでございます。

なお、環境省は専門会合を開きまして、基準値の2倍に当たる70マイクログラム立方メートルを超えると予測される場合には、外出自粛などの注意喚起を行うという暫定指針を決定されております。この注意喚起を行う目安といたしましては、その当日の午前5時、6時、7時の1時間の平均値が85マイクログラム立方メートルを超えた場合は、1日の平均値が基準値の倍に当たる70マイクログラムを超えることは予測されるということで、注意喚起を行うということでございます。

この実施主体につきましては、都道府県、または政令指定都市にゆだねられております。奈良県ではこのPM2.5の情報を市町村宛てには防災ファクス等で行われます。また、広く県民に向けては、健康奈良環境情報サイト及び携帯電話等でメールマガジンに登録することにより、その情報が配信されるようになっております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、住民の皆さん、やっぱりテレビで本当に毎日というほどPM2.5についての情報が流れてきて、とてもやっぱり不安がっている。上牧町についてはどうなんだろうかというお声をたくさん聞きます。また、今、PM2.5が偏西風に乗って、今、黄砂とともに日本にも本格的に來ているのかなって。もう皆さん、PM2.5、また、黄砂、また、花粉症ということで、本当にマスクをした方がよく見かけるなというのを感じております。

今、その先ほどの数値、上牧町の方にはメールで來るということでしたが、それを住民さんに周知するというか、伝えるというのは、先ほどメルマガであるとか、24時間で対応しているということですが、やはりパソコン等見られない方とかそういう方々の周知はどのよう

に考えられていますか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） この情報伝達につきましては、光化学スモッグ等の情報は県から来るわけでございます。そういった形の伝達方法を使ってやるということになっておりまして、町といたしましては、その部分では県から情報が提供された場合、学校あるいは環境課では焼却場の焼却の時間帯を少し考えるといった方法で対処しておりまして、今のところ周知のための放送とか、そういうものについては行っていないところでございます。今後そういう形でやっぱり検討していかなければならないのかなというのは今思っておるところでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） この数値、測定値というのは上牧町の場合は、予算特別委員会でしたか、この奈良県に測定場所というのが天理市と奈良市とあるということで、2カ所ということでお伺いしておりましたが、今この環境省の2月27日に行われました環境省の専門家会合では、当面の対策として監視体制について、各自治体に測定局の拡充を要請しているということをおっしゃっていました。これは県の管轄ということでお話ありましたが、この2カ所以外にこの測定器を奈良県の方で設置するとか、そういう情報等はございませんか。

また、測定場所について、今、2カ所ということですが、上牧町のこの位置からして、その基準値に合っているのか。天理、奈良市と同じ状況で考えていいのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 確かに予算特別委員会で私申し上げました。全国550カ所ございまして、それを1,300カ所に環境省の方が数をふやすというふうに報道で述べておりました。私ちょっと勘違いしまして、現在550カ所がマックスで、補助金等を利用して、1,300に持っていくというふうに勘違いしておりまして、その後、市町村の方にもその旨、通達があるかというふうに理解しておりましたが、その後の情報を収集いたしますと、これは設置の基準義務があるのは全国都道府県と政令指定都市ということになっております。

その中で、その地区、地区の環境の状態によりまして、何基それを設置するかというのが、流動的ですけども、決まっておるようです。奈良県におきましては14カ所ということになっておりまして、その基準をまだ満たしていない全国都道府県あるいは政令指定都市があるので、それを基準を満たせば1,300になるという意味であつたらしいです。

市町村が勝手に、勝手にと言うとちょっと言葉悪いですけども、上牧町が手を挙げて設置すると。設置するのは自由だけれども、その補助金等の対象にはならないということでございます。上牧町の近隣ということでございますけれども、この3月に王寺町で、これは県の施設でございますけれども、王寺町の方にそのPM2.5をはかれる機械の追加があるというふうにお聞きしておりますので、もう北葛圏内ということでかなり近いところの数値を確認できるということで、少しは安心しております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 王寺町ということでしたら、本当に隣ですし、状況的にも一緒かなと思います。今、先ほど、PM2.5の注意喚起が県の方から来た場合ということでお話いただいたんですが、住民さんに対してはどのような注意をしていられるのか、その点、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） これはもう既に報道等で発表されておりますとおり、不要不急の外出を控える。屋外での長時間の激しい運動をできるだけ控える。屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にする。呼吸器系、循環器系の疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者においては、体調に応じて慎重に行動することが望まれると。このような内容で注意喚起されるわけでございますけれども、先ほど部長が申しましたように、光化学スモッグのような強い形での注意報であるとか警報であるとかいうものではないというふうにお聞きしております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） わかりました。私もけさ、そのそらまめ君と言うんですか。見てまいりました。全国の空をまめに監視するということで、そらまめ君という名前がついたようですが、県内、町内での微粒子の状況というのは今どのような数値なんでしょうか。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） この今、私が持っております数値というのは、天理市と奈良市と、この2カ所しかございませんけれども、直近の3月で申しますと基準を超えた日というのは、この基準というのは日々の基準でございまして、その注意喚起の基準ではございません。日々の、要は、日の平均値でございますけれども、3月で、現在まで2回基準値を超えた日がございました。もう一度言いますけれども、これは70を超えたということではございません。注意喚起のもととなる基準値の2倍の70を超えたという意味ではございません。もともとの

基準値35を超えた日が2日間、2日ございました。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 先ほど住民さんに注意喚起していただくというのは、その70マイクログラム超でも注意喚起ということでもよろしいのでしょうか。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。そのような日は、3月はございませんでした。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 奈良県においてはなかったということで一安心させていただいております。12年度中に国内の政令指定都市で測定された1日平均の最高値は、昨年12月15日の千葉県の102.7マイクログラム、また、70マイクログラムを超した測定日数は、千葉市と福岡市が各2日、さいたま市と横浜市が各1日、環境基準を超えた日数の福岡市は17日ということで、本当に報道ではそういうところが映るので、とても心配されていますので、もしそういう注意喚起があれば、もう速やかに情報を出していただきたいなど、このように思います。わかりました。ありがとうございました。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 3番目の学校での対応というご質問でございますけれども、これは先ほどから都市環境部長が申しております暫定基準。平均値が70なんですけれども、朝の3時間の平均値、85マイクログラムを超えますと、1日の平均が暫定基準を超える可能性が高いということで、85マイクログラムを超えた場合、8時30分までに光化学スモッグ連絡網と同様に、報道機関、市町村にファクスで一斉送信されると聞いております。これに伴う学校の対応でございますけれども、国・県の指導は、暫定指針を大きく超えない限り、体育祭等の屋外での行事は中止する必要がないという指導でございます。したがって、当然、学校には通知するんですけれども、屋外での体育の授業を中止したりという計画は現在持っておりません。ただし、呼吸器系や循環器系の疾患を持っている子どもたちには、今まで以上に注意が必要であるということは学校にお願いをする予定をしております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 先ほど70マイクログラム超の注意喚起ということで、中身をおっしゃっていただきましたが、これと同じようにされるということですが、この70マイクログラム超

の注意喚起が出た場合ですね。その場合はどのように対応されますか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 先ほど申しましたけれども、暫定基準を超える見込みということで、注意喚起が出た場合でも屋外での体育授業を中止するということは現在考えておりません。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） やはり特に小さい幼稚園に行かれていますお子さんであるとか、また、小学校の低学年のお子さんをお持ちのお母さんは、やはりぜん息を持っているとか、いろんなアレルギーを持っているとか、いろんなことをご心配されているんですね。この長時間にわたる屋外での激しい運動や外出をできるだけ控えるなども、体育でしたら1時間45分ですか、40分ですか。それは長時間にはならないわけですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 私も一般の住民について不要不急の外出を控えるようにという指導をしておきながら、体育祭等の屋外での行事は中止する必要があるという、ちょっと相反する指導が来たので、ちょっと意外に思っておるんですけども、現在、県の指導はそういうことになっております。ただし、先ほど長岡議員がおっしゃいましたように、小さいお子さんまでであるとか、呼吸器系、循環器系の疾患を持っている子どもたちについては、今まで以上に注意する必要があるということは指導していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それを伺ってすごい不安になったんです。やっぱり自宅の方でもこういう、特に注意喚起、70マイクログラム超で町の方から情報が流れてきたら、やはり室内で、外に出ないように室内でと考えるのが普通かと思います。基準値を超えたところかどうかわかりませんが、やはり幼稚園とか小学校で、体育館で運動、体育の授業をきっちりするという報道等も見ましたので、やはりそれは必要ではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） そうですね。体育館で振りかえできる分については体育館で行うのがいいと考えております。それから、もちろん休み時間等、子どもたちが屋外で遊んでいるような場合につきましては、もう屋内に入るように指導するなり、指導を徹底していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 体育の時間、体育祭であるとか、もう一度やはり県の方としっかりとご相談されて、一番はやっぱり子どもたちに影響のないようお願いしたいなと、このように思います。

それと、窓も閉めるということで、今は中国の方でも環境汚染が、日本でもですけど、日本に以前、1950年代半ばからやっぱり70年代初頭の高度経済成長期と同様の状況にあるという報道をされておりますが、目標とする環境基準が中華人民共和国政府が目標とする環境基準を設定して、その達成期日は2030年ということでは言われていまして、まだ、あと17年あるわけなんですね。これはやっぱり長期にわたる対応が必要かなと思っているんです。その中で、やはり空調機であるとか、窓をあけなくても済むような冷房、暖房を、そこまでどうかわかりませんが、その辺のお考えというか、空気清浄機とかその辺を置くというお考え等はございませんか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今のところ、もちろん暖房機器はそろっておりますし、夏は普通教室は扇風機ですけれども、特別教室にはエアコンも設置しております。窓を閉めることによって十分対応できるのかなということで、空気清浄機については今のところ予定はしていません。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今後また対応していただけたら結構かと思えます。

それでは、次、4番目の健康への影響について、どのように考えられているのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 健康への影響についてということでございます。先ほど壇上で長岡議員がおっしゃいました健康への被害、このような健康被害が考えられるとおっしゃったとおりでございます。我々もつかんでおります情報はそのような情報になっております。

先ほどの教育部長の答弁にもございましたけれども、この指針を出す際の会合で、専門家はすべての人に必ず健康被害が生じるものではない。都道府県等は注意喚起の際、殊さら不安をあおらず冷静な対応を呼びかけるべきという見解も示されておりというふうなことも書かれておましてね。これは我々としては、相当難しい判断を迫られるということであろうと思います。

先ほども教育部長もおっしゃっていましたが、なかなか県あるいは国から、こうし

なさいというふうな指示というのはございません。今後、相当、注意深く情報収集して、今後に努めたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） やはりこの国が示している70マイクログラム超という基準を自治体によっては基準を下げて注意喚起されているところもございますのでね。私はそれぐらい必要ではないかなと思っております。健康への影響ということで、他の市では、住民の方よりこのPM2.5の内容で健康についてどうなんやとか、そういう相談というか、やっぱり不安の声が行政の方に来ているというのを伺ったんですが、上牧町の方は今のところそういうお声はございませんか。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） お電話にて2件ございました。その方はもう花粉症で、毎年この時期、難儀しているということで、花粉症で、黄砂で、PM2.5、トリプルパンチやなということで、その情報はなるべく早くいただきたいということを常におっしゃってございました。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 私もやっぱり情報は早く知らせていただきたいなという思いです。2件、お電話があったということもございますので、やはり相談体制というか、そういう丁寧にご説明いただけたらありがたいなと思います。よろしくお願ひしたいです。

それでは、次、お願ひいたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） この子宮頸がんのHPV検診についての導入、国が今、費用を出すので、市町村の方でするところはということで、具体的な話はまだ出ていないのかもわかりませんが、そういうことでご質問をさせていただきたいと思います。今、上牧町の方で取り組まれている子宮頸がんのワクチン接種であるとか、検診であるとか、それについて状況等お伺ひさせていただきます。

○議長（東 充洋） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（吉川師郎） 当町におきます子宮頸がん、乳がん等の状況でございますけれども、これにつきましては、同時実施ということで年2回、5月と9月に実施しております。

それと、胃がん検診につきましては、年6回実施しておりますが、そのうち年3回を特定健診とセットで実施しているという状況でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） すみません。私の言い方が悪かったですね。今回この子宮頸がんワクチンと同時にこの細胞診のHPV検診のことについてお伺いさせていただきたいです。今回この今までは上牧町の方では、中学1年生から高校1年生の女子に子宮頸がんのワクチン接種をしていただいているところです。これはワクチンを打つことによって発症を、100%とは言いませんが、防げるワクチン。唯一がんを予防できるワクチンということで、25年度から定期接種ということで行っていただきます。

また、細胞診の検診ということで、これも定期接種で今、検診をしていただいているところかと思います。今回はそれに加えて、30歳から細胞診とHPV、がんの原因ウイルスに感染しているかどうかを調べる検診を町の方で、手挙げと言うんでしょうか、されるお考えはあるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃったとおり、厚生労働省は子宮頸がん検診について、従来の細胞の形を診断する検査に加えまして、原因となりますHPV感染検査を発症率が高まっております30代を対象に実施する方針であると公表されました。たしかこの公表はことしの2月の下旬であったと思います。それで上牧町は取り組むのかというご質問でございますが、町の検診契約につきましては、奈良県医師会と集合契約をいたしております。平成25年度中に実施予定の検診の打ち合わせも終了しております。その中にはご質問のHPV検査につきましても健診は含まれておりません。仮に手を挙げて実施することとなりますと、各医療機関と個別の契約を新たに締結することとなりますので、実質的に現段階では不可能かと考えております。また、現時点では子宮がん検診の実施要領にも組み込まれておりませんので、今年度につきましては方向といたしまして見送るという考えでございます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ことしについては見送るということですが、先ほども申し上げましたが、ワクチンと検診と、また、ウイルスに感染しているかというこの3つがそろって初めてがんの、子宮頸がんの死亡率、発症率を下げるといふ、これが一応3点セットになりたいわけですね。なれば、完結形の形で確実に多くの子宮頸がんの患者を減らすことができるという思いで、今回質問させていただきました。このHPV検査は細胞診と別に行う検査ではないので、現在行われております細胞診の検体を使用して行なえる検査ですのでね。現行の子宮頸

がん検診の無料クーポンと同時に、HPV検査を実施しているところ、子宮頸がんの検診の無料クーポンを実施しているところ、その自治体であれば取り組める内容ではないのかなと思っていましたので、また詳しいことが、これは5月、予算が通ったときにとということも少し聞いておりますので、またその時点でご検討いただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃいましたとおり、このHPV検査を併用することによりまして、将来がんになる疑いのある細胞をほぼ確実に発見できますので、早期発見で、死亡率の低下に大きくつながる検査であると認識をいたしております。全額助成を、効果を検証するという厚生労働省の取り組みでございます。市町村にも有利と認識をいたしております。また引き続き実施が、今おっしゃった25年度は厳しいと考えておりますけれども、また引き続き実施がなされるのであれば、県医師会とも調整もございまして、基本的には手を挙げるという方向で検討したいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしくお願いたします。

それでは、次、お願いたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 長岡議員がおっしゃるとおり、ピロリ菌が原因で胃がんを引き起こすということは明らかでございます。また、それ以外に生活習慣にも大きく関係がございまして、町では健康増進法に基づき、奈良県胃がん検診実施要領に沿って、実施をいたしております。これが早期発見、早期治療につながっております。

導入につきましては、今後十分検討を行いまして、検診全体の中で考えてまいりたいと思っております。まず受診をいただくことが重要でございます。今後におきましても、検診の受診勧奨と生活習慣改善の正しい知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 前向きにというか、これから検討していただけるということですが、本当にこれの、今回、保険適用になったということで、本当に胃がんのもうほとんどがこのピロリ菌が原因で胃がんになっているということです。それで、特に今度検討いただけるに当たり、少し考えてというか、検討いただきたいと思うのが、若年層でピロリ菌に感染している人は5%ぐらいなんですね。先ほども壇上で言わせていただきましたが、生水とか環境衛生の悪いものを飲んでいないというか、そういう方ですので、5%前後です。

推計では男女ともに30代までに除菌をすると、ほぼ100%胃がんにならないということなんです。中学か高校の身体検査などに合わせて、全員に無料でピロリ菌検査を実施し、感染者がその段階で除菌すれば、この世代以降の人は、将来、胃炎はもとより胃がんになることはほぼないということを言われているんです。これは医療費の大幅な本当に削減になるのではないかなど、このように思っております。そういう意味で、その受診年齢といいますか、今回このピロリ菌検査、私は大腸がん検診と一緒にしていただけたらいいなということでご質問させていただきました。大腸がんもキットに便をとって、検査をしていただくということで、このピロリ菌の検査も同じようなキットなんですね。それに便をとって、検査をしていただいたら、ピロリ菌に感染しているかどうかというのがわかる、本当に手ごろというか、もう簡単にできる検査ですのでね。この大腸がん検診と一緒に検査していただきたいというのが今回一般質問させていただいた目的であります。

今言いました若い年齢の方、また、大腸がん検診と一緒にピロリ菌検査もしていただくという方向でお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 胃がんや胃潰瘍の原因となりますピロリ菌、この除菌が軽い胃炎でも保険適用が認められるということで、特に日本人に多い胃がんが減少するのではと期待がかかっております。ご提案の件、若い人、それから、大腸がんと一緒にというご意見でございます。前向きに検討したいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしくお願いたします。

それでは、次、お願いたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） セット検診の取り組みということでございますが、現在の状況につきましてご説明させていただきます。現在、特定健診とセット検診を行っておりますのは、胃がん、大腸がん検診を年3回、それと肺がん検診を年2回、それぞれ実施をいたしております。また、子宮がんと乳がん検診の同時検診も年2回実施をいたしております。

以上が現状の取り組みでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、乳がんと子宮頸がんもセットで、これは特定健診も一緒でございますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） これは特定健診とは別でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 各市町村、やはり検診率アップに向けていろんな取り組みをされております。上牧町の方でも大腸がん、胃がん、肺がん、また、今、乳がん、子宮がんという、子宮頸がんですね。ということで、セット検診していただいているかと思えます。また、日曜検診であるとか、また女性限定の総合検診であるとか、本当に住民さんがいろんな理由が、検診に來れない理由というのはいろいろとあるかと思うんですが、やはり1日で一度に済むというのが一番メリットというか、その日、1日だけをあげればよいという考えもございしますので、今後ともしっかりとセット検診、また、受診率向上に向けて取り組んでいただきたいなと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 検診を受けていただくということは大変重要な部分でございます。いつ行うのかという広報の充実、それと、受診による早期発見という効果の周知、それから、セット受診という利便性、これらの充実が受診者数の増加につながるものと考えております。今後におきましても、保健福祉センターのスペースやスタッフの人数も考慮し、可能な範囲で工夫をしながら、セット受診の拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（東 充洋） 以上で、2番、長岡議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時再開といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。

一般質問に今、配付されております木内議員から資料が出ております。これは使われて一般質問が行われますけれども、後ほど終われば回収するということでございますので、ぜひご協力のほどお願いしたいというふうに思います。



◇木内利雄

○議長（東 充洋） それでは、6番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（6番 木内利雄 登壇）

○6番（木内利雄） 6番、木内利雄でございます。

一般質問をただいまから行わせていただきますが、質問に入らせていただく前に、一言申し上げますというか、触れさせていただきたいと思います。

このたび退職をされる職員の皆様一言御礼を申し上げます。長年にわたり、上牧町の発展、そして、財政の健全化、なおかつ、住民の生活、福祉、教育等々の施策推進のため、職員の先頭に立ち、範を示し、日々たゆまぬご尽力をいただきましたが、まことに残念ながら、今月末をもって晴れて退職の日を迎えられます皆様に、衷心より感謝と御礼を申し上げますのでございます。今後ともお体にはくれぐれもお気をつけていただき、それぞれが各方面でさらなるご活躍をされることをお祈りをいたします。まことにご苦労さまでございました。結びにありがとうございますと申し上げ、一言感謝と御礼の言葉とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問項目ですが、1点目は、学校のあり方についてであり、このことについては、いじめ問題と体罰問題についての2件に関し、お伺いをいたします。

2点目は、本町も参入している県市町村総合事務組合が仕組債に投資を行い、元本割れで約5億円の損失を出したことに關してであります。

以上、それぞれについてお伺いをいたします。

それでは、早速ですが、質問の内容に入らせていただきます。

1点目のいじめ問題についてお伺いをいたします。

文部科学省は昨年、大津市で男子中学生が自殺した件を受けて、いじめに関する緊急調査

を実施、都道府県によりばらつきや、どこからをいじめと線引き、認識するかなど、微妙な点もありますが、全国の小・中学校で把握されたいじめの件数は、半年間で約14万4,000件と、昨年度、1年間の2倍にも上ったと報道がされています。こうした状況を受けて、いじめ防止対策基本法の検討や、教育再生実行会議の設置、そして、各都道府県教育委員会への対策の指示など、国も動き出しています。その基本にあるのは、いじめ行為をより積極的に掘り起こし、厳しく対処しようとする考え方です。

例えば学校と警察など、専門機関がより密な連携をとり、恐喝や暴力など、一線を超える行為については、警察に通報。加害生徒に対し、出席停止措置をとる制度も本格化させる。また、生徒へのアンケート実施など、実態の把握も徹底する方針です。しかし、子どもの命を最優先に、いじめ対策を考える際、忘れてはならない視点があります。それはまず子どもが心を開き、報復、いわゆる仕返しなど恐れずに安全に話せる、相談できる環境を設けることの重要性であります。そして、いじめの背後にある学力を尺度とした評価に陥りがちで、つながり、つまり、きずなが希薄になりがちな現実を目を向けることが大切だと考えているところであります。

そこでまずは本県におけるいじめの現状については、どのような状況であるのか、答弁を求めます。

次に、このたび県教育委員会が策定したいじめ早期発見、早期対応マニュアルについてお伺いをいたします。

最初に、同マニュアルには、いじめを許さない学校づくりのための6つの取り組みという項目があります。その6つとは予防、啓発、体制づくり、連携、相談、そして、対応の6つと記述がされています。これらのことに対する本町及び現場の校長、教職員らの取り組み姿勢、取り組み状況についてまず答弁を求めるものであります。

次に、体罰についてお伺いをいたします。

まずは本町における体罰の現状については、どのような状況であるのか答弁を求めます。

次に、教員の資質向上に関して伺います。

私は、先ほど申し上げましたいじめ問題や体罰問題の解決には、教員の資質向上が不可欠であると認識をしています。私ごとで恐縮ですが、さきに配付をさせていただきました2枚のはがきのコピーについて少し触れさせていただきます。

なお、同コピーは、参考資料として、ただいま議長からもございましたが、配布させていただきましたもので、本日の議会終了後、事務局へご返却願いますようお願いをいたします。

このはがきは、私の高校時代3年間、担任であった恩師からのものであります。右のはがきは私の結婚記念日のもの、左のはがきは誕生日に送られてきたものであります。恩師からは毎年この2枚のはがきが郵送されてきます。私は高校を卒業してほぼ50年間、半世紀がたちます。恩師が教壇に立っておられたとき、我々生徒にどれほどの情熱を持って教育に当たっておられたのか、はがきの文面、なかんずく、行間からひしひしと感じられるものであり、今さらながら感謝の気持ちでいっぱいであります。

そこで、教員の資質向上、特に児童、生徒との信頼関係の構築について、教育長の取り組み姿勢及び見解について、まず答弁を求めます。

次に、県市町村総合事務組合が仕組債に投資し、元本割れで約5億円の損失を出したことに關してお伺いをいたします。この件につきましては、昨年2012年の12月議会でも質問をさせていただきましたところでございますが、消化不良のところがありますので、再度質問をさせていただくものであります。

まずは12月議会で、私から同事務組合の管理者である小城斑鳩町長が読売新聞の取材に対し、損失は基金全体の収益でカバーできるとコメントしているが、その数字的根拠の説明を求めるとともに、外部監査制度を導入して、このたびの損失について精査することを求めました。そこで、今中町長からは、同組合に確認すると答弁があったところであります。よって、事務組合に確認していただいた内容について報告、答弁を求めます。

次に、同仕組債等に関してでございますが、2009年、平成21年6月11日木曜日に開会された第171回国会参議院財政金融委員会第20号で、デリバティブ、仕組債について質疑がありました。よって、その議事録に基づいて、町当局の見解を伺います。

まずは、民主党福岡選挙区の参議院議員、大久保勉議員の質疑と、与謝野馨国務大臣と政府参考人の答弁を一部紹介いたします。少し長いですが、ご辛抱をいただきたいと思います。この今から申し上げる中で、プロとかアマとかいう文言が出てきます。プロというのは、特定投資家のことであります。特定投資家。アマというのは一般投資家。なかんずく、この平成21年のときのこの国会のときは、自治体はプロ、いわゆる特定投資家の部類に入っておりました。以後、この質問以降変わったようには聞いておるんですが、プロとアマというのはそういう意味でございます。

ちょっと字が小さいのでね。国務大臣、与謝野大臣からこのような発言がありました。「市長というのは公の職であり、こういう資金運用をするときはやはり市民の方々から預かったお金を運用するわけですから、本来はリスクの入っているもの。しかも、先生」というのは、

これは大久保参議院議員のことを指しているんですが、「しかも、先生の先ほどの計算をお伺いすればすぐにわかるように、大幅な元本割れもあります。場合によってはデフォルト」、つまり、デフォルトというのは債務不履行ということですね。「デフォルトもあるし、そういうあらゆるリスクを考えましたら、市長というような立場の人がもともとこういう資金運用はすべきではないと、私は直感的にそう思っております」と与謝野大臣はお答えになっています。

それから、大久保議員からの質疑ですが、「次の論点としては、今度はそもそも自治体がこういう運用ができるかということです。つまり、地方自治体の本則、言えば地方自治法とか地財法、具体的には地方自治法の241条及び地財法の8条、このことに関して、総務省、説明をお願いします」。そこで、政府参考人の佐村知子とおっしゃるんですかね。この人は総務大臣官房審議官であります。このようにおっしゃっています。一部抜粋して大事なところだけ読ませていただきますね。「運用の結果としまして元本割れを生じるような手法というのは確実なものとは言えませんので、そもそも」、いわゆる自治法とか地財法とかから見てですね。

「そもそも認められないと承知しております」というふうに答弁をされているところでございます。

また、詳細にわたりましては、この件は次の再質問でやらさせていただきます。私はこれらの質疑、なかんずく、答弁から县市町村総合事務組合が仕組債に投資したことは、法に照らして認められないものと解しますが、町当局の見解をお伺いいたします。

質問内容は以上でございます。再質問に関しましては、質問者席で行わせていただきます。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず初めに、いじめの問題について、本町の現状はというご質問でございます。昨年の9月にいじめに対するアンケート調査を実施いたしました。そのアンケート調査で判明いたしましたいじめの問題につきましては、すべての案件で解決しております。アンケート以後に発覚した認知件数でございますけれども、上牧小学校でゼロ件、上牧第二小学校で1件、上牧第三小学校で5件、上牧中学校で1件、上牧第二中学校で4件、そのうち未解決の件数は、第二小学校で1件、第二中学校で1件、いじめの現状につきましては以上でございます。

○6番（木内利雄） 次に行ってもらって結構ですよ。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 続きまして、マニュアルに載っております。いじめを許さない学校

づくりのための6つの取り組みについてということでございます。学校でどのように取り組みをされているかという質問でございますけれども、まず1番目の予防でございますけれども、いじめはどの学校、どの生徒にも起こり得るという共通認識のもと、教職員が常に注意深く生徒の様子、人間関係等を観察し、いじめの早期発見に努めております。少しでも様子がおかしいなと感じる生徒がいれば、教師の方から声をかけてわずかなサインも見逃さないように留意しております。また、いじめが人間として許されない行為であるということを生徒に理解させるために、道徳や生活の時間を使って、いじめについての授業を行ったり、学級会を開いて、生徒にいじめをなくすためには、自分たちは何ができるのかなどを話し合わせて、予防に努めております。

続きまして、2番の啓発でございますけれども、保護者にも、わが子がいじめを受けていないか、いじめをしていないか、いじめに加担していないかを注意深く観察していただき、いじめはいつどの子にもかかわりのあることであると認識をしてもらえるように、啓発プリントを配布したり、保護者会、PTAの集まりにおいても、注意を喚起しているところでございます。

続きまして、3番目の体制づくりでございますけれども、いじめの防止、早期発見、早期解決のために学校全体で取り組んでおります。生徒指導部と教育相談部が定期的に会議を持ち、いじめを早期に発見し、迅速に手だてが打てるように校内体制を整備しております。いじめ情報がキャッチできれば、情報を素早く生徒指導部に上げて学校長に報告し、主任、担当教師を交えて対策をいち早く決定し解決に動く、連絡相談系統を整えております。また、毎年、総括会議を開き、問題点を洗い出し、次年度に向けてより効果的な体制になるよう、提案を出し合い、改善を図っておるところでございます。

次に、4番目の連携ですけれども、教師間の連携、教職員と保護者の連携はもちろんのこと、教育委員会や警察、児童相談所など、関係機関との連携を強化し、いじめの早期発見につなげております。いじめが深刻化、長期化したりするケースも想定されますので、学校がさまざまな機関と連携を日ごろから深め、情報交換を行い、協力を仰いでおります。あわせて、地域から登下校中に気になること、そして、情報が寄せられて、いじめ発見のきっかけになるケースもありますので、学校と地域の結びつきを深め、通報にきめ細かく対応しております。

5つ目の相談でございますけれども、担任、養護教諭をはじめとする教師による相談はもちろんのこと、中学校ではスクールカウンセラーへの相談、心の教室での相談が受けられる

よう、相談体制を充実させております。生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努め、相談室の敷居を低くするよう努めているところでございます。

また、全校で教育相談集会を年2回実施し、担任がすべての生徒と1対1で面談し、その中で、いじめの有無を確認しております。申告があった場合には、別の相談の場を設け、事実確認、指導を行っております。幸い、地道な相談活動のおかげで、人間関係のもつれがいじめに発展するケースを未然に防ぐことができた事例もあったと聞いております。

最後に対応でございますけれども、いじめを発見した場合には、教師が関係する生徒や周りの生徒から事情を聞いて、事実確認をする。事実が判明すればその日のうちに解決すべく関係生徒に指導を行う。あわせて、家庭連絡をして、家庭訪問、また、保護者に来校していただき、保護者も交えて話し合いを持つ。いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、いじめの解消を図る。また、いじめた生徒に反省を促し、今後そのようなことを起こさないように、教師と保護者で見守っていく。周囲であおったり、無関心を装っていた生徒にもいじめについて認識を改めるよう指導を行う。必要であれば、学級で話し合ったり、学年、全校で集会を持つことを行っております。

以上が学校現場の校長、教職員の取り組みでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今いじめの件について、また、県教育委員会が作成しましたマニュアルについて、答弁をいただいたところでございます。まず再確認をしておきたいんですが、今、本町の小・中学校等におきましては、重大なというか、これはちょっと危ないなというようないじめ問題はないというふうに今お聞きをしたんですが、それはそれでよろしいでしょうか。確認をさせていただきます。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 3月1日付で、現在の状況を報告するように学校に求めています。その段階で重大な案件はないという報告を受けております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そこでお聞きをするわけですが、これは今申し上げたマニュアルなんですけれども、今、6つのことについて教育部長より答弁をいただきました。これが本当に、このマニュアルに対して、先にお聞きします。このマニュアルに対して、現場の学校長並びに教員の皆さん方はどのように受けとめておられるのでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） このマニュアルにつきましては、職員会議でありますとか、生徒指導部会や学年会議で行う研修に実際に使用しておるといように報告を受けております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） いやいや、それはわかるんですが、このマニュアルはすばらしいとか、こんなのできるかいとか、そういった意味の質問を差し上げているんですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） このマニュアルについての評価については聞いておりませんが、実際に活用しているというふうには報告を受けております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） このマニュアル、一読をさせていただいたんですが、結構複雑な体制にもなっているんですね。違う観点からお聞きしますが、現場の教職員の皆さん方は、今回おっしゃっているように、年1度のアンケートみたいなこと、また、このマニュアル体制の対応等々で、ふだんでも激務というか、仕事量が多いのに、そのアンケートをしたり、このマニュアルに沿って、いろんな行動を起こさなければならない、このことに対して、要は、仕事量がふえることに対しては現場はいかがなんでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 現場から直接不満の声というのは上がっておりませんが、アンケートを実施する前に管理職の校長先生からは、かなりの負担がふえるだろうなという意見は聞いております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 部長とか教育長に現場から、こんなものでできるかとか、こんな仕事量ふえてとかみたいな話は当然行かないかなとは思いますがね。よくそこら辺のところは、教頭さんってまだいるのかな。職責はあるねんな。教頭とか校長とかによくお話を聞いて、現場の声をしっかりと把握しとかんと、これが実効性のあるものにならない。このマニュアルがね。と思いますので、そこら辺のところはしっかりと現場の声を一つ一つ拾っていかないと、これはもう素通りしてしまうことになるので、せっかく県の教育委員会が知恵を絞ってつくり上げたものですから、これはベストとは言いませんけどね。そういうことで実効性のあるものにしていかなければならないかなというふうには思っております。

それじゃ、次、体罰。ごめん。よろしい。いじめ問題が続いて申しわけない。前後します。

申しわけない。いじめ問題で1つ忘れてました。

これは3月10日、ついこの間の読売新聞です。奈良県教育委員会は、新年度からいじめ問題に対処するため、弁護士や有識者による緊急対応と継続支援の2つのチーム、2チームを常設するという。緊急対応チームでは、子どものいじめ相談を受け、早急に事実を確認し、解決を図るのが主な任務。また、さらに時間をかける必要のある事案では、継続支援チームが中立的立場で、当事者同士の話を聞いて、解決方法を探り、子どもの心のケアに対応する。県教委は専門家がいることで、子どもにも学校にも安心感を持ってもらえればと話している。新年度からこういうことができるらしいんですが、このことに関しては、私が今申し上げた何か以上の情報があれば、お答えをいただきたい。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） いえ、まだ、本町の教育委員会には、その情報がまだ伝わっておりません。そういう組織をつくっていただくというのは非常にありがたいことだと思っております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 報道されたのが3月10日ですから、あれかなと思いますので、私、今も申し上げたように、現場の教員の皆さん方に過大な負担がかかる、プレッシャーがかかるということで、今、新聞報道を読み上げさせていただいたこのことは、その部分では若干緩和ができるのではないかなと思っているので、しっかりとこの辺も踏まえて、やっていただければなというふうに願っておきたいと思います。

それじゃ、申しわけない。体罰、お願いします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 続きまして、体罰の本町の現状についてということでございます。先ほどの議員のときにも申し上げましたが、現在、体罰についての実態調査を実施しております。生徒にはアンケート調査、それから、保護者には相談窓口を開設して、体罰を洗い出しているというところであります。来週中には教育委員会に報告が上がってくる予定となっております。

それから、アンケート以外に24年度中の体罰の報告は学校から上がっておりません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 体罰の、先ほどちょっとお話ししたように、これは昨日、3月13日の読売の夕刊ですが、文部科学省で体罰に対する線引き、これは体罰であるとか、懲戒であると

か、それは正当な行為であるとかいう線引きがなされたのが報道されております。それで、こういうことをやらなければならないこの学校、こういうのは先生もかなわんやろうし、また、先生はかなわんなあというふうに思いますよね。こういうことになったのは、どこで何が狂ったのかなど。さだまさしの岸壁のライオンか何かという歌詞の中にありますけれども、日本はどこかで間違っているんですね。だから、こういうことをなぜやらなければならないのかというのが本当に私も不思議やし、憂えておるところでございます。

この線引きのことは、いかがお考えでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 正式な文書、けさもメールが来ていないか確認したんですけども、報道は知っておったんですけど、まだ文書としては役場に届いておりませんでした。先ほど新聞の切り抜きを見させていただきまして、体罰に当たるのはこういうことであると。それから、法律で認められております懲戒はこういうことだという、線引きをはっきりさせていただくということは、今後の指導に当たっていく先生方にとってもわかりやすく、いいことであるというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 先ほど申し上げたんですが、いじめの問題ではこんな対応せなあかん。現場の教員の話ですよ。体罰ではまたこんな対応をせなあかん。先生もある意味では大変な時代だなというふうに思いますよね。

そこで、教育長、先ほど壇上で申し上げたとおりなんですが、教員の資質向上についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） お答えいたします。

児童、生徒との信頼関係を構築していくという上において、教員の資質向上ということが非常に大切なことであるということは言うまでもないと思います。長年、現役で、小学校で勤めさせていただきました私、教え子たちとの間にそんなに深い信頼関係を築けたとは思っておりません。そういう私が教員の資質ということについて触れることは、いささか後ろめたさを感じるわけでございますけれども、少し考えを述べさせていただきたいと思います。

教員の資質というものにはいろいろな要素が含まれていると思うんですけど、まず1つは、やはり各教科の指導力とか、学級経営をして、学級をどのように組織して、まとめていく力とか、そういう指導力ですね。これが教員の資質の上で一番大きなものだと思います。

それから、2つ目にはやはり教育にかける情熱といますか、どんな思いを持ってやってくれるかというそういう情熱の部分だと思います。

それから、3つ目には、やはりその人の持って生まれた性格、人格、人間性というものも大きく信頼関係、子どもたちとの信頼関係を築いていく上においては影響してくるものではないかと、こう思うんです。

まだ、それ以外にもいろいろあるわけなんですけれども、今申し上げましたような要素が絡み合った形が資質というものであろうかと思います。そういう点で我々先生方に対して、指導できる部分というのはやはり各教科の指導力とか、学級経営の力を高めていくとかいったことについて、各自に研修してもらい、いろいろな研修会の機会に参加をしてもらったりしながら、そういうことを大いに進めて、頑張ってもらって、資質力をより高めていただくということが一番大きな要素だ、指導できる部分であらうと思うんです。

それ以外にも、先ほど2番目、3番目で申し上げましたような要素につきましては、本人が自分の長所とか短所とかそういうようなものに気づいて、長所を大いに発揮して、思いっきり頑張ってもらいと。短所については、それを子どもの前にあからさまに出ないように、できるだけ自己コントロールしていくという、そういうふうな努力もしてもらって、子どもたちが信頼できるような先生になってくれたらということをお願いしております。

私たちの立場といたしましては、そういうことを校長先生、教頭先生を通して指導していくということだと思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今、教育長の所見をお聞きいたしました。この体罰の話なんかは特にそうですね。私も中学、高校時代、朝から晩までバレーボールを追いかけていまして、勉強なんか、いっこもせずにですね。よく先生方を困らせた生徒の一人なんですけれども、当時、約50年ほど前の話ですから、いろんな体罰があったとは申し上げませんが、いろんなことがありました。しかし、信頼関係があれば、それを体罰と感ないんですよ。と私は思っているんです。

だから、今の先生方が児童、生徒から信頼をするという部分で、信頼という部分で、幾分欠如している点があるのではないかなというふうに思っておるんです。これは先生方はもう大人でございますから、一々手取り足取り指導するわけにはいきませんが、しかし、大所高所から、教育長として、今後とも先生の資質向上については、しっかりとお取り組みをいただきたいなということは申し上げておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） 議員さんおっしゃっていただきますように、私どもといたしましては、先生方に対しまして、精いっぱい指導もさせていただいて頑張っていきたいと思っております。おっしゃられましたように、信頼関係があれば、体罰と捉えられないというふうな部分もあるかと思うんですが、今の時代、文部科学省、県教委の指導、また、町教委といたしましても、やはり法にのっとって、体罰という規定されたものについては絶対許してはならない。人権尊重の教育を推進している町教委の立場といたしましても、信頼関係があるから体罰はいいということになってくると崩れてくる部分がいろいろあるかと思っておりますので、そういう立場でやらせていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 時代が私どもの時代と、今申し上げた約半世紀ほどたっておるわけですから、50年もたっておるわけですから一概に言えませんが、今でも情熱を燃やして、サラリーマンじゃなくて、昔で言う聖職として教壇に立たれている先生方も、それはゼロではないでしょうから、そういった先生も含みながらしっかりと教育現場をされるように強く求めておきたいと思っております。

それでは、次、お願いします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 木内議員からの、県市町村総合事務組合の仕組債の件でございます。2月に秘書課長を伴いまして話を聞きに行っていました。それで、県町村会長でございます小城町長のコメントに関しては、今までその仕組債を含んだ退職手当組合の基金の運用として、5億円損失だというふうに書かれてあるんですが、全体の中では十分プラスが出ているんだと、こういうことでコメントとして小城町長がどうもおっしゃったということでございます。仕組債、今、今回問題になっている仕組債では、5億円ということは事実でございますが、基金運用全体の益としては十分プラスになっているということから、ああいう発言になったということでございます。

それと外部監査の件でございますが、この件については事務局長さんに、上牧町では議会議員の質問として、こういうことがこれから必要ではないかということで町長から強い申し入れをするようにということでございますので、事務局長には外部監査を導入するようということ、強く申し入れをしておきました。

その結果、先般行われましたその組合の議会といたしますのか、の中で、監査委員の定数の

改正の話がどうも出たようでございまして、条例改正をして、定数を改正しながら外部監査を導入するというようにどうも決められたようでございます。それとあわせて、浅野さんから、監査請求が出ておいた件につきましては、先ほど冒頭で申し上げました基金全体の中の運用益としては、マイナスになっていないということで、異議申し立てといたしますのか、監査請求については却下をされたということが報道されております。

今、申し上げましたのはおおむねの概要でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 1点お尋ねをするんですが、この仕組債導入、なかんずく、今回の問題になっている損失問題、仕組債を購入することになった導入きっかけ、それと今、損失に至ったところの経緯、ここら辺の一連のことは町長は組合の事務局、もしくは組合の管理者から資料ともども説明を詳細に受けられたのでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 詳細というようなことではございませんが、奈良県の退職手当組合の各市町村の負担率といたしますのが、他の都道府県から比べると非常に低いということがまず1点ございます。そういう中で、組合といたしましては、なかなかその率を引き上げることができにくいといたしますのか、そういうこともあって、この仕組債を運用しながらこの運用益で今まで処理をしてきたということがあるのかなというのが私の見解でございます。

その部分について、今おられます事務局長も最近かわられたばかりでございますので、過去のそういう古い話についてはなかなかまだおわかりになっておられないわけでございますので、そこまでの深い話ということでは、私は聞いておりません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） ほかの市町村は、47市町村のことについては、私はいかがなさるか知りませんが、当然同組合の組織に参入している上牧町議会としては、このことについてはどういう経緯で仕組債を購入することになったのか否か。また、今回の問題になっているこの損失問題は、なぜ起こったのというふうなことは当然知る必要がありますし、知らなければなりません。あれですよ。このさきの参議院の国会の財政金融委員会の議事録を見ましても、長期にわたりまして、そういった、これは望月という政府参考人の答弁なんですが、長期にわたりまして、そういった固定化がされる懸念があるといったような運用につきましては、仮に元本保証がありましても、きちんとした説明責任を住民に対して果たしていく必要があると、そのように強く考えます。

というのは、要は、住民に対してきちっと説明せなあかんというのは、あちこちにこの中に出てくるんですけどね。今、代表的なものを読んで、読ませていただいた。そういった意味で、国会の見解として、政府の見解としては、そういうことなんです。ですから、上牧町議会にも当然今申し上げたような導入の契機、それと、損失に至った、なぜ損失に至ったのかも含めて説明を求めたいんですが、これは向こうから資料をいただいて、それを精査した上で考えたいと思うんですが、町長はそれをお取り計らいいただけるでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先ほど申し上げましたように、組合の議会といたしましては、監査委員の増員でございますとか、外部監査、これを導入しようというふうに決められたわけでございますし、それとあわせて、情報公開、これについてもこれから進めていくというふうにも聞いておりますので、そういうことから考えますと、当然その情報については私たちとしては申し入れをいたしまして、また文書等で一応報告をいただくということについて、また申し入れを行いたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今、新しい事務局長にかわったようなことをおっしゃっているんですが、ここにもそう書いてあるんですよ。大久保議員が、これは南山大学と読むと思うんですが、「南山大学の吉本准教授がこういったことを言っています。30年後の1億円の価値は現在の半値以下、または4分の1程度である」と。30年後はね。「そもそも長期の元本保証は無意味である。大抵の国では長期的に見れば物価は上がる。そうすると貨幣価値が変わるので、長期の元本保証は無意味になるのです。30年満期というのは売った人」、30年満期というのは売った人、そして、「買った人が責任を取らなくてもいいための仕組みです」と。要は、30年たったら退職しておるということなんです。まさにそう。とらなくてもいいための仕組みですと。みんな知らん顔をすることができるんですよ、30年満期というのは。今まさに事務局長が変わったみたいな話をされましたが、まさにそのことなんです。とりあえずは、しっかりと情報公開をされるように、資料がいただけるのであればいただきたいと強く求めておきたいとします。

それでは、壇上で申し上げた部分で、部長、答弁いただけますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 先ほど紹介ありました参議院の委員会のやりとりについて、町の見解ということでございますが、まず地方自治法の中に現金の運用という規定がございます。

ご承知のとおりだと思うんですけども、現金の運用については、確実かつ有利な方法でということ。

それともう1点、基金の資金運用につきましては、確実かつ効率的ということになっております。

それともう1点、地方財政法の中には、その基金に合った目的別の効率的運用をするようにというのを定められておりますので、見解といたしましては、これを遵守するというのが基本であると考えております。ただ、先ほど例題に挙げられましたやりとりの中では微妙な言い方、いろんな見解等々ございます。それに対して私一人でジャッジするのはちょっと難しい部分がございます。ただ、問題視されていることがこのやりとりの中で十分明確に出てきているのかなと感じております。

まずその1点、今言われたように、運用を始めた時期の責任者、もし中断する場合の責任者、満期までいった責任者。この権限の中でどういうふうな執行権の流れがあるのかということが確かに問題になっている。

それともう1点、30年満期、先ほど言われたように30年満期という資金運用があつて、最終的にそれが元本保証という形になるのかなといたしますと、やはり永年にわたりますと、物価の上昇もございますし、貨幣価値も変わりますので、微妙な見解になるのかなと思いますので、個人的に私自身がまずジャッジができないんですけども、問題視がそういう部分で出ているのかなというふうに感じました。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） この際ですから申し上げますが、与謝野、当時の大臣ですよ、もちろん。このように言われています。本町の事務組合とは若干異なりますが、神戸市とか朝来市のこともこの中に出てきておるんですね。神戸市は、この話のときには、評価損は約30億円、朝来市は16億円、豊岡市が9億円という評価損がこの国会のときには、時点では出ておるんです。次のような与謝野、当時の大臣の答弁になっておるんですが、もともと市長は4年しか任期がないのに、自分の責任の範囲を超えた30年ものを買うということ自体が非常識なことだと思っています。まあ、そのとおりですよ。それからもう1つは、地方自治体にそんなにお金が余っているというのは、私にとっては意外な事実でございまして、財務大臣としては、地方交付税を考えるとときには、いっぱいお金を持っているんだなということを前提に考えざるを得ないということで、一部書いています。

中間、削除して、飛ばせて読ませていただきますが、いざお金が必要なときにその債券が

売れないことが非常に可能性が高いということが書いてあるような商品を買うというのは、もともとこの市長様の判断は間違っているというふうに私は考えるのでございますというふうに大臣は答弁をなさっている。

このときに与謝野さんは、財務大臣と兼任して、内閣府特命担当大臣、金融のね。金融の特命大臣も兼任をなさっておるときでございまして、こういった政府の判断が出てきているところでございます。

ですから、もう一遍申し上げておきますが、先ほどの佐村知子総務大臣官房審議官、政府参考人として先ほど答弁あったわけですが、念のためもう一度申し上げておきますが、「運用の結果としまして元本割れを生じるような手法というのは確実なものとは言えませんので、そもそも認められないと承知しております」と。つまり、この答弁が、元本が保証されていても、運用の方法、仕方、やり方によっては違法であるという読み方が正しいのではないかというふうに私は思っております。

部長に答弁求めるのは酷なので、これは聞きませんがね。要は、「そもそも認められないと承知しております」と。ですから、今回も同組合の運用の仕方等が私どもの前に明白になれば資料を添えて、明白になればこの運用の仕方は地方自治法、地財法等を含めて、違法であると言わざるを得ない。これは政府答弁がそういうふうになっているわけですから、私ども市町村、なかんずく、今申し上げている同事務組合に関しても同類なわけですから、この答弁は非常に重い答弁であるなど感じておるので、私は一貫してこのことについては、資料の提出を求めて、それを精査した上で提訴をするなり、組合が提訴をするなりやらないと、住民としては納得がいかないと思います。

町長と総務部長のところには奈良県市町村総合事務組合が売却した退職手当金の仕組債と売買した証券会社の一覧、議長の席にも置いておきましたが、これはみずほ証券、旧の新光証券、三菱UFJメリルリンチ、それから、大和証券奈良支店等々が、フィンランドの地方金融公社とか、また、ノルウェーの地方公社の部分を買って、今回、55億100万円で購入したものをトータルで34億で売っているわけです。約20億の欠損を出している。だから、私は問題にしているわけです。

以上でございますが、情報公開をしっかりと町長は求めていただきたいし、これは今後ともしっかりと取り組んでまいりたい。

以上で私の質問を終わります。

○議長（東 充洋） 以上で6番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 明日3月15日、本会議開会時間は、各中学校の卒業式が挙行されるに当たり、町長、教育長が出席されるため、午前11時からとなっておりますので、よろしく願いをいたします。本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時59分

# 平成25年第1回(3月)上牧町議会定例会会議録

## 議事日程(第4号)

平成25年3月15日(金)午前11時開議

- 第 1 予算特別委員長報告について
- 第 2 議第19号 平成25年度上牧町一般会計予算について
- 第 3 議第20号 平成25年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第 4 議第21号 平成25年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議第22号 平成25年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議第23号 平成25年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 7 議第24号 平成25年度上牧町下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議第25号 平成25年度上牧町水道事業会計予算について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 2号 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例の制定について
- 第12 議第 3号 上牧町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第13 議第 4号 上牧町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 第14 議第 5号 上牧町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める  
条例の制定について
- 第15 議第 6号 上牧町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第 7号 上牧町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を  
定める条例の制定について
- 第17 議第11号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第13号 平成24年度上牧町一般会計補正予算(第7回)について
- 第19 議第16号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2回)  
について
- 第20 議第17号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第3回)について
- 第21 議第26号 米山新町線道路改良工事請負変更契約の締結について

- 第22 議員提出議案第1号 上牧町議会基本条例の制定について
- 第23 文教厚生委員長報告について
- 第24 議第8号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 第25 議第9号 上牧町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第26 議第10号 上牧町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第12号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第14号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
- 第29 議第15号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第30 議第18号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第31 意見書案第1号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の  
推進を求める意見書（案）
- 追加第32 議第29号 副町長の選任について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	辻	誠一	2番	長岡	照美
3番	堀内	英樹	4番	吉中	隆昭
6番	木内	利雄	7番	康村	昌史
8番	富木	つや子	9番	芳倉	利次
10番	吉川	米義	11番	服部	公英
12番	東	充洋			

欠席議員（1名）

5番 石丸典子

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	竹島正貴
土地開発公社常務理事	高木雄一	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下間常嗣 書記 山下純司

開議 午前11時01分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎予算特別委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第1、予算特別委員長報告について。  
吉中委員長、報告願います。  
吉中委員長。

（予算特別委員会委員長 吉中隆昭 登壇）

○4番（吉中隆昭） 4番、吉中隆昭です。予算特別委員会の報告を申し上げます。

3月5日の本会議で当委員会に付託されました、議第19号 平成25年度上牧町一般会計予算について、議第20号 平成25年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第21号 平成25年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第22号 平成25年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第23号 平成25年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第24号 平成25年度上牧町下水道事業特別会計予算について、議第25号 平成25年度上牧町水道事業会計予算について、以上7議案について、3月8日、11日、12日の3日間にわたり予算特別委員会を開き、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

---

◇

◎議第19号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第2、議第19号 平成25年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第20号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第3、議第20号 平成25年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第21号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第4、議第21号 平成25年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第22号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第5、議第22号 平成25年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第23号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第6、議第23号 平成25年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第24号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第7、議第24号 平成25年度上牧町下水道事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第25号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第8、議第25号 平成25年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎総務建設委員長報告について

○議長(東 充洋) 日程第9、総務建設委員長報告について。

富木委員長、報告を願います。

富木委員長。

(総務建設委員会委員長 富木つや子 登壇)

○8番(富木つや子) 総務建設委員会の報告を申し上げます。

3月5日の本会議で当委員会に付託されました、議第1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例の制定について、議第3号 上牧町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議第4号 上牧町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、議第5号 上牧町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、議第6号 上牧町都市公園条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議第11号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について、議第13号 平成24年度上牧町一

般会計補正予算（第7回）について、議第16号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2回）について、議第17号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、議第26号 米山新町線道路改良工事請負変更契約の締結について、議員提出議案第1号 上牧町議会基本条例の制定について、以上13議案について、3月6日午前10時から全委員出席により、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

---

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第10、議第1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第11、議第2号 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第12、議第3号 上牧町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第13、議第4号 上牧町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第14、議第5号 上牧町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第15、議第6号 上牧町都市公園条例の一部を改正する条例につい

て、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第16、議第7号 上牧町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第17、議第11号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



### ◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第18、議第13号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第16号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第19、議第16号 平成24年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第20、議第17号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第26号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第21、議第26号 米山新町線道路改良工事請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議員提出議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第22、議員提出議案第1号 上牧町議会基本条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎文教厚生委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第23、文教厚生委員長報告について。

芳倉委員長、報告願います。

芳倉委員長。

（文教厚生委員会委員長 芳倉利次 登壇）

○9番（芳倉利次） 文教厚生委員会の報告を申し上げます。

3月5日の本会議で当委員会に付託されました、議第8号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の制定について、議第9号 上牧町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議第10号 上牧町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、議第12号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議第14号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、議第15号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第18号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第

2回) について、意見書案第1号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書(案)、以上8議案について、3月7日午前10時から委員5名の出席により慎重に審議しました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長(東 充洋) 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

---

◇

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第24、議第8号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第25、議第9号 上牧町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第26、議第10号 上牧町保育の実施に関する条例の一部を改正する

条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第27、議第12号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第28、議第14号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第29、議第15号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第18号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第30、議第18号 平成24年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）  
について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎意見書第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第31、意見書案第1号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎日程の追加について

ただいま、町長から副町長の選任についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

副町長の選任についての議案を日程に追加し、追加日程第32として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、副町長の選任についての議案を日程に追加し、追加日程第32として議題とすることに決定いたしました。



#### ◎議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 追加日程第32、議第29号 副町長の選任について、これを議題といたします。

職員に議題の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第29号 副町長の選任について。

平成25年4月1日付で上牧町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成25年3月15日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

上牧町服部台4丁目7番41-8号 田中一夫 昭和27年4月16日生まれ。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第29号 副町長の選任について、説明をいたします。

今回、副町長として田中一夫さんを任命したいと思っております。田中一夫さんにつきましては、私が説明するまでもなく、皆さんよくご存じであろうかと思えます。これからのまちづくり、特に土地開発公社のこれから始まる精算の問題、少子高齢化の対策、教育環境の整備、協働と参画のまちづくりなどを進め、結果を出していくということについて、田中一夫さんの力が必要でございますので、副町長として最適任であると考え、任命するものでございます。

経歴につきましては、お手元に配付させていただいておりますとおりでございます。

どうか同意賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

それでは、同意されました田中一夫氏よりあいさつをお願いいたします。

○総務部長（田中一夫） 選任の同意、ありがとうございます。町長が目指しますまちづくりを、もとより微力ではございますが、これまでの経験を生かしまして、議員各位と町民の皆様方の協力を得まして、そして、また職員と一緒に汗を流しながら頑張っていきたいと思

ますので、よろしく申し上げます。

○議長（東 充洋） ここでご報告申し上げます。

町長より、上牧町土地開発公社の平成25年度予算書及び事業計画書が提出されました。お手元に配付しておりますので、ご報告させていただきます。

---

◇

◎閉会の宣告

○議長（東 充洋） お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

---

◇

◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 閉会に当たり、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、議決・同意賜りましてありがとうございます。これからの一層厳しく大変な行政になろうかと思いますが、全力で頑張りたいと思いますので、引き続き、議会議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（東 充洋） 町長のあいさつが終わりました。

昨日、木内議員の一般質問の中でも取り上げられたんですけども、今回、3月末をもって上牧町の職員で退職される方が9名おられると報告を受けました。本当に長い間上牧町の行政に携わっていただき、そして住民の福祉の向上に努めてこられたことに対して、深く感

謝を申し上げたいと思います。

そのような状況の中で、9名を代表し、今回退職をされる総務部長、都市環境部長、住民福祉部長に代表して議会から花束を贈呈したいと思いますので、どうぞお三方、前の方に出ていただいて、そちらの真ん中に。

それでは、花束贈呈をお願いしたいと思います。

(花束贈呈)

○議長(東 充洋) どうもありがとうございました。

これもちまして、平成25年第1回上牧町議会定例会を閉会したいと思います。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 東 充 洋

署 名 議 員 吉 川 米 義

署 名 議 員 服 部 公 英